

【表紙】
【提出書類】 有価証券報告書
【提出先】 関東財務局長 殿
【提出日】 平成24年10月30日提出
【計算期間】 第3特定期間
（自 平成24年2月7日 至 平成24年8月6日）
【ファンド名】 新興国ソブリン・ブラジルリアルファンド（毎月決算型）
【発行者名】 大和証券投資信託委託株式会社
【代表者の役職氏名】 取締役社長 白川 真
【本店の所在の場所】 東京都中央区日本橋茅場町二丁目10番5号
【事務連絡者氏名】 長谷川 英男
【連絡場所】 東京都中央区日本橋茅場町二丁目10番5号
【電話番号】 03-5695-2111
【縦覧に供する場所】 該当ありません。

第一部 【ファンド情報】

第1 【ファンドの状況】

1 【ファンドの性格】

(1) 【ファンドの目的及び基本的性格】

当ファンドは、信託財産の着実な成長と安定した収益の確保をめざして運用を行ないます。社団法人投資信託協会による商品分類・属性区分は、次のとおりです。

商品分類	単位型投信・追加型投信	追加型投信
	投資対象地域	海外
	投資対象資産（収益の源泉）	債券
属性区分	投資対象資産	その他資産（投資信託証券（債券 公債））
	決算頻度	年12回（毎月）
	投資対象地域	エマージング
	投資形態	ファンド・オブ・ファンズ
	為替ヘッジ	為替ヘッジなし

属性区分に記載している「為替ヘッジ」は、対円での為替リスクに対するヘッジの有無を記載しております。

（注1）商品分類の定義

- ・「追加型投信」…一度設定されたファンドであってもその後追加設定が行なわれ従来の信託財産とともに運用されるファンド
- ・「海外」…目論見書または投資信託約款（以下「目論見書等」といいます。）において、組入資産による主たる投資収益が実質的に海外の資産を源泉とする旨の記載があるもの
- ・「債券」…目論見書等において、組入資産による主たる投資収益が実質的に債券を源泉とする旨の記載があるもの

（注2）属性区分の定義

- ・「その他資産」…組入れている資産
- ・「債券 公債」…目論見書等において、日本国または各国の政府の発行する国債（地方債、政府保証債、政府機関債、国際機関債を含みます。）に主として投資する旨の記載があるもの
- ・「年12回（毎月）」…目論見書等において、年12回（毎月）決算する旨の記載があるもの
- ・「エマージング」…目論見書等において、組入資産による投資収益がエマージング地域（新興成長国（地域））の資産を源泉とする旨の記載があるもの
- ・「ファンド・オブ・ファンズ」…「投資信託等の運用に関する規則」第2条に規定するファンド・オブ・ファンズ
- ・「為替ヘッジなし」…目論見書等において、為替のヘッジを行なわない旨の記載があるものまたは為替のヘッジを行なう旨の記載がないもの

商品分類表

単位型投信・追加型投信	投資対象地域	投資対象資産（収益の源泉）
単位型投信	国 内	株 式
追加型投信	海 外	債 券
	内 外	不動産投信
		その他資産 ()
		資産複合

（注）当ファンドが該当する商品分類を網掛け表示しています。

属性区分表

投資対象資産	決算頻度	投資対象地域	投資形態	為替ヘッジ
株式 一般 大型株 中小型株	年1回	グローバル		
債券 一般 公債 社債 その他債券 クレジット属性 ()	年2回	日本		
	年4回	北米	ファミリー ファンド	あり ()
	年6回 (隔月)	欧州		
	年12回 (毎月)	アジア		
不動産投信		オセアニア		
その他資産 (投資信託証券) (債券 公債)	日々	中南米	ファンド・オブ・ ファンズ	なし
資産複合 ()	その他 ()	アフリカ		
資産配分固定型 資産配分変更型		中近東 (中東)		
		エマージング		

（注）当ファンドが該当する属性区分を網掛け表示しています。

商品分類・属性区分の定義について、くわしくは、社団法人投資信託協会のホームページ（アドレス <http://www.toushin.or.jp/>）をご参照下さい。

< 信託金の限度額 >

- ・委託会社は、受託会社と合意のうえ、5,000億円を限度として信託金を追加することができます。
- ・委託会社は、受託会社と合意のうえ、限度額を変更することができます。

< ファンドの特色 >

1 新興国の国家機関が発行する米ドル建ての債券に投資します。

※国家機関には、政府関係機関・州等を含みます。

- JPモルガン エマージング・マーケット・ボンド・インデックス・プラスを参考に運用を行ないます。
- 国別配分、年限構成は、各国の信用力、経済情勢等を考慮して決定します。
- 投資対象とする債券は、各銘柄の流動性、利回り水準等を考慮して決定します。

※新興国の国家機関が発行する米ドル建て以外の債券、米国の国家機関および国際機関が発行する債券にも投資する場合があります。

※米ドル建て以外の債券に投資する場合、原則として、対米ドルで為替ヘッジを行ないます。

〈 JPモルガン エマージング・マーケット・ボンド・インデックス・プラスについて 〉

- ・JPモルガン社が算出し公表している流動性の高い米ドル建ての新興国国債のパフォーマンスを表す代表的な指数です。
- ・平成24年8月末現在の構成国数は17か国です。

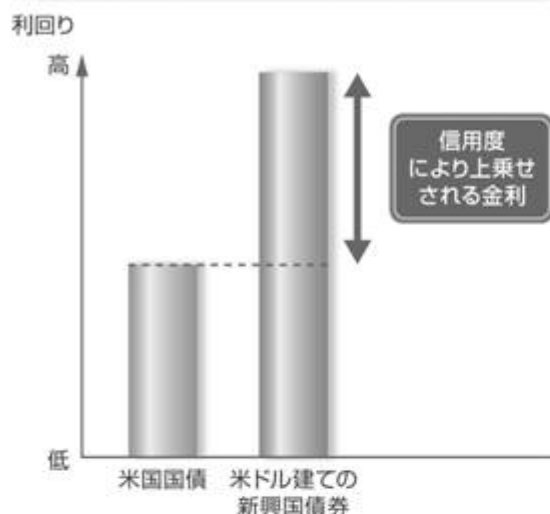
（平成24年8月末現在）



※上記は参考指標の構成国であり、上記すべての国に投資するとは限りません。

- 一般に、米ドル建ての新興国債券は、米国国債よりも信用度が低い反面、相対的に利回りが高くなっています。

米国国債と米ドル建ての新興国債券の利回り



※上記はイメージであり、実際の利回りとは異なります。

信用度と債券の格付けについて

信用度	格付け	
	ムーディーズの場合	S&Pの場合
高い	Aaa	AAA
	Aa	AA
	A	A
	Baa	BBB
	Ba	BB
	B	B
	Caa	CCC
	.	.
	.	.
低い	.	.

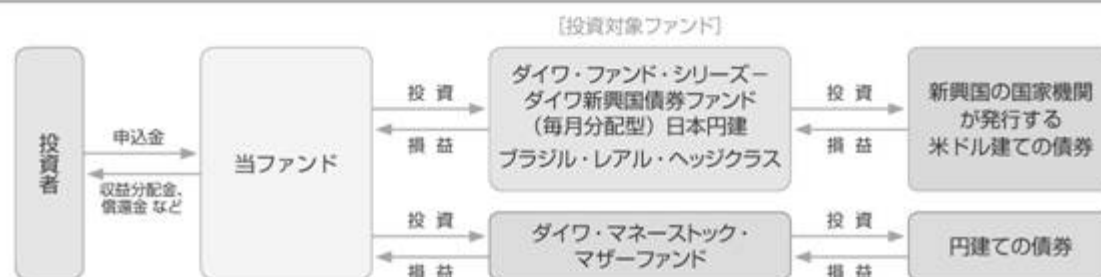
債券の格付けとは、償還時までの債券の元本、利息の支払いの確実性に関する将来の見通しを示すもので、ムーディーズ（Moody's）やスタンダード・アンド・プアーズ（S&P）といった格付会社が各債券の格付けを行なっています。付与された格付けは、随時見直しが行なわれ、発行体の財務状況の変化などによって格上げや格下げが行なわれることがあります。

2 米ドル建ての資産に対して米ドル売り／ブラジル・レアル買いの為替ヘッジ取引を行ないます。

- 為替ヘッジ取引を行ないますので、ブラジル・レアルの為替変動による為替差益または為替差損が発生します。
- 為替ヘッジ取引を行ないますので、為替ヘッジプレミアムまたは為替ヘッジコストが発生します。

ファンドの仕組み

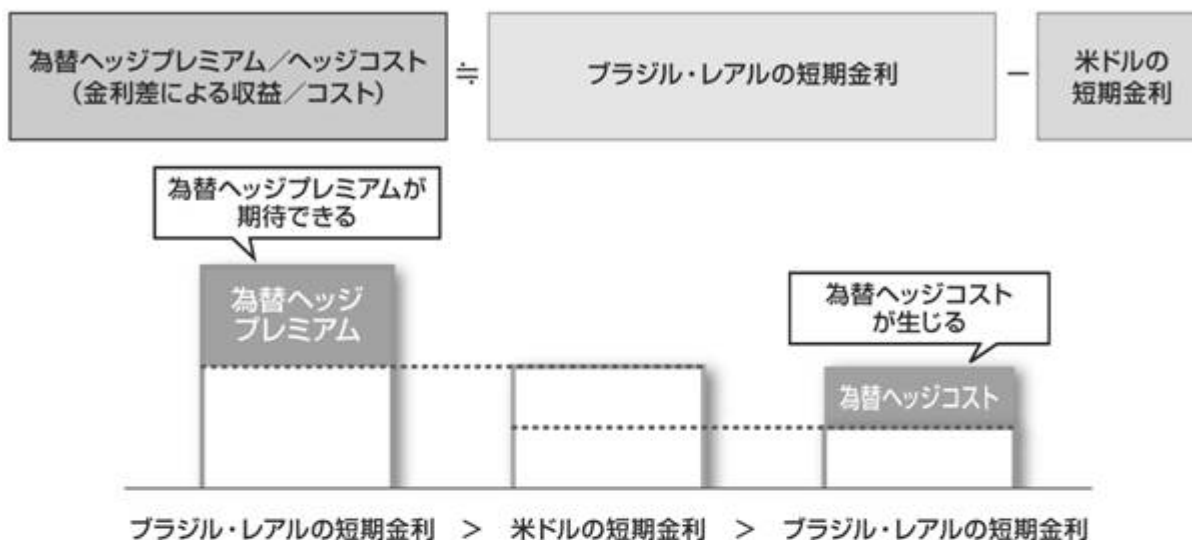
- 当ファンドは、複数の投資信託証券に投資する「ファンド・オブ・ファンズ」です。
- 外国投資信託の受益証券を通じて、新興国の国家機関が発行する米ドル建ての債券に実質的に投資します。



※投資対象ファンドについて、くわしくは、「投資対象ファンドの概要」をご参照下さい。

為替ヘッジプレミアム／ヘッジコストについて

- ◆ブラジル・レアルの短期金利が、米ドルの短期金利よりも高い場合、「為替ヘッジプレミアム（金利差による収益）」が期待できます。
- ◆ブラジル・レアルの短期金利が、米ドルの短期金利よりも低い場合、「為替ヘッジコスト（金利差によるコスト）」が生じます。



※上記はイメージであり、実際の為替ヘッジプレミアム／ヘッジコストとは異なります。

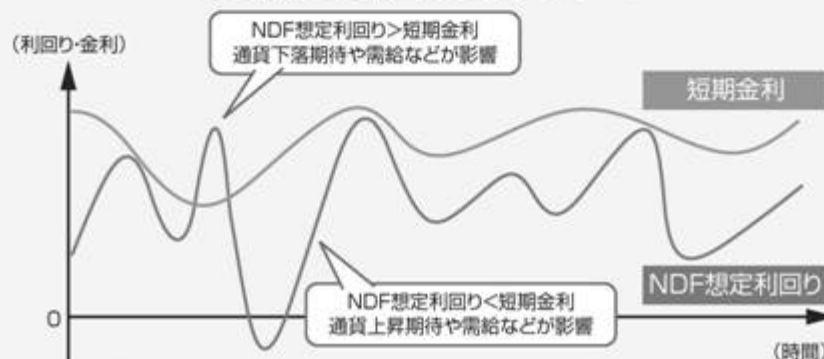
※上記は投資成果を示唆、保証するものではありません。

※為替ヘッジ取引を行なう際にNDF（ノン・デリバブル・フォワード）取引を利用することがあります。NDF取引を用いて為替ヘッジ取引を行なう際、為替ヘッジプレミアム／ヘッジコストは、需給や規制等の影響により、金利差から期待される水準と大きく異なる場合があります。

NDF取引とは

- ◆ヘッジ対象通貨を用いた受け渡しは行なわず、主に米ドルによる差金決済を相対で行なう取引です。
- ◆NDF取引価格から算出される“NDF想定利回り”は、規制により裁定が働きづらいため、需給や市場参加者の期待などの要因により、理論上期待される短期金利の水準から大きく乖離する場合があります。
- ◆市場参加者の通貨上昇（下落）期待や需給などにより、NDF想定利回りは低くなる（高くなる）可能性があります。NDF想定利回りの変動は、為替ヘッジプレミアムの減少（増加）要因であり、場合によっては為替ヘッジコストとなるケースもあります。

NDF想定利回りと短期金利が乖離するイメージ

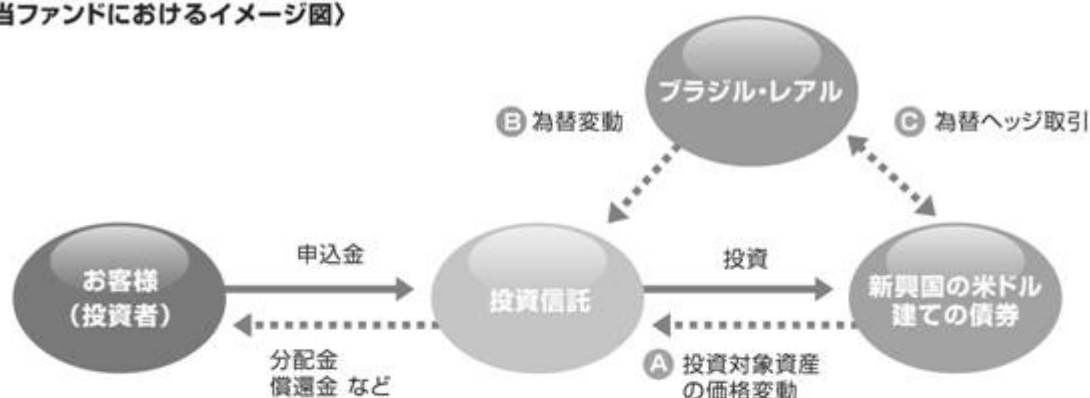


※上記はイメージであり、当ファンドのパフォーマンスとは異なります。

通貨選択型ファンドの収益のイメージ

- 通貨選択型の投資信託は、株式や債券などといった投資対象資産に加えて、為替ヘッジ取引の対象となる円以外の通貨も選択することができるよう設計された投資信託です。

〈当ファンドにおけるイメージ図〉



- 当ファンドの収益源としては、以下の3つの要素が挙げられます。

		(A)	(B)	(注) (C)
収益の源泉		= 新興国の米ドル建ての債券の 利子収入、 値上がり／値下がり	+ 為替差益／差損	+ 為替ヘッジプレミアム／コスト
収益を得られる ケース	・金利の低下 債券価格の上昇、利子収入	↑	・円に対してブラジル・レアル高 為替差益の発生	↑ ブラジル・レアルの短期金利 > 米ドルの短期金利 為替ヘッジプレミアムの発生
損失やコストが 発生する ケース	債券価格の下落 ・金利の上昇 ・発行体の信用状況の悪化	↓	・円に対してブラジル・レアル安 為替差損の発生	↓ ブラジル・レアルの短期金利 < 米ドルの短期金利 為替ヘッジコストの発生

(注) 為替ヘッジ取引を行なう際にNDF取引を利用することがあります。NDF取引を用いて為替ヘッジ取引を行なう際、為替ヘッジプレミアム／ヘッジコストは、金利差から期待される水準と大きく異なる場合があります。

※ 上記はイメージであり、実際の投資成果を示唆、保証するものではありません。

- ・当ファンドは、通常の状態、投資対象とする外国投資信託への投資割合を高位に維持することを基本とします。

- ・大量の追加設定または解約が発生したとき、市況の急激な変化が予想されるとき、償還の準備に入ったとき等ならびに信託財産の規模によっては、ファンドの特色1.および2.の運用が行なわれないことがあります。

3 毎月6日（休業日の場合翌営業日）に決算を行ない、 収益分配方針に基づいて収益の分配を行ないます。

〈分配方針〉

- ①分配対象額は、経費控除後の配当等収益と売買益（評価益を含みます。）等とします。
- ②原則として、継続的な分配を行なうことを目標に分配金額を決定します。ただし、分配対象額が少額の場合には、分配を行なわないことがあります。

収益分配のイメージ



- ◆上記はイメージ図であり、将来の分配金の支払いおよびその金額について示唆、保証するものではありません。
- ◆分配金額は、収益分配方針に基づいて委託会社が決定します。あらかじめ一定の額の分配をお約束するものではありません。分配金が支払われない場合もあります。
- ◆ファンドの基準価額は変動します。投資元本、利回りが保証されているものではありません。

〔収益分配金に関する留意事項〕

- 分配金は、預貯金の利息とは異なり、投資信託の純資産から支払われますので、分配金が支払われると、その金額相当分、基準価額は下がります。

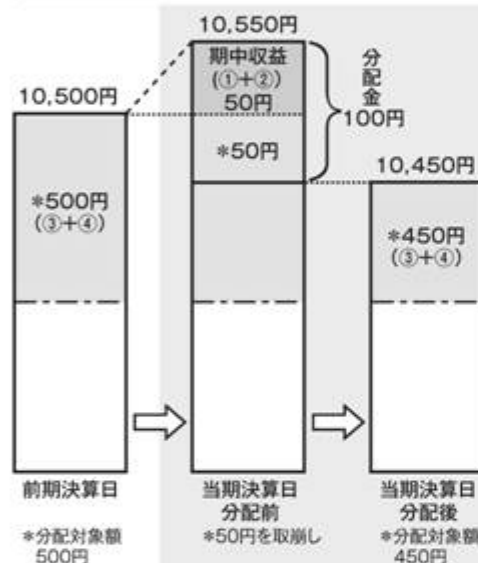
投資信託で分配金が
支払われるイメージ



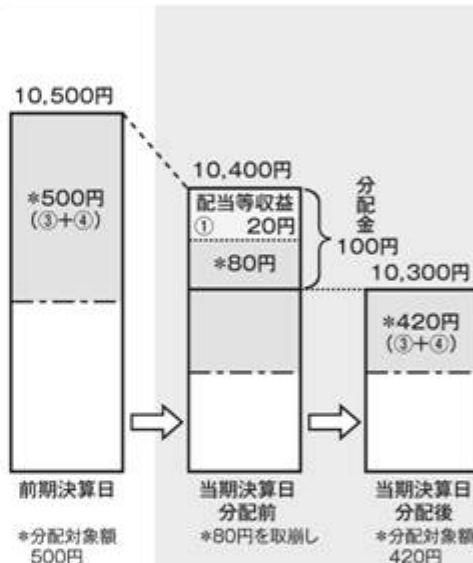
- 分配金は、計算期間中に発生した収益（経費控除後の配当等収益および評価益を含む売買益）を超えて支払われる場合があります。その場合、当期決算日の基準価額は前期決算日と比べて下落することになります。また、分配金の水準は、必ずしも計算期間におけるファンドの収益率を示すものではありません。

（計算期間中に発生した収益を超えて支払われる場合）

（前期決算日から基準価額が上昇した場合）



（前期決算日から基準価額が下落した場合）

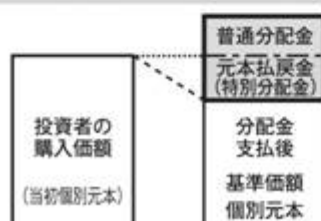


（注）分配対象額は、①経費控除後の配当等収益および②経費控除後の評価益を含む売買益ならびに③分配準備積立金および④収益調整金です。分配金は、分配方針に基づき、分配対象額から支払われます。

※上記はイメージであり、実際の分配金額や基準価額を示唆するものではありませんのでご注意ください。

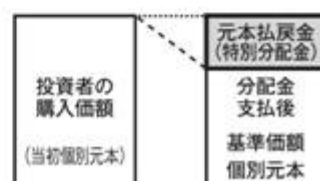
- 投資者のファンドの購入価額によっては、分配金の一部または全部が、実質的には元本の一部払戻しに相当する場合があります。ファンド購入後の運用状況により、分配金額より基準価額の値上がりがいさかった場合も同様です。

（分配金の一部が元本の一部払戻しに相当する場合）



※元本払戻金（特別分配金）は実質的に元本の一部払戻しとみなされ、その金額だけ個別元本が減少します。また、元本払戻金（特別分配金）部分は非課税扱いとなります。

（分配金の全部が元本の一部払戻しに相当する場合）



普通分配金 … 個別元本（投資者のファンドの購入価額）を上回る部分からの分配金です。

元本払戻金 … 個別元本を下回る部分からの分配金です。分配後の投資者の個別元本は、元本払戻金（特別分配金）の額だけ（特別分配金）減少します。

（注）普通分配金に対する課税については、「4 手数料等及び税金（5）課税上の取扱い」をご参照下さい。

< 投資対象ファンドの概要 >

ケイマン籍の外国投資信託「ダイワ・ファンド・シリーズ - ダイワ新興国債券ファンド（毎月分配型）日本円建 ブラジル・リアル・ヘッジクラス」の受益証券（円建）について

形態/表示通貨	ケイマン籍の外国投資信託 / 円建
---------	-------------------

運用の基本方針	主として、新興国の国家機関（政府関係機関・州等を含みます。以下同じ。）が発行する米ドル建ての債券に投資し、米ドル建ての資産に対して米ドル売り／ブラジル・レアル買いの為替ヘッジ取引を行ない、信託財産の着実な成長と安定した収益の確保をめざして運用を行ないます。
主要投資対象	新興国の国家機関が発行する米ドル建ての債券を主要投資対象とします。
運用方針	1. 主として、新興国の国家機関が発行する米ドル建ての債券に投資することにより、信託財産の着実な成長と安定的な収益の確保をめざします。 2. 投資にあたっては、ＪＰモルガン エマージング・マーケット・ボンド・インデックス・プラスを参考に、以下の点に留意して運用を行ないます。 イ）国別配分、年限構成は、各国の信用力、経済情勢等を考慮して決定します。 ロ）投資対象とする債券は、各銘柄の流動性、利回り水準等を考慮して決定します。なお、新興国の国家機関が発行する米ドル建て以外の債券、米国の国家機関および国際機関が発行する債券にも投資する場合があります。 米ドル建て以外の債券に投資する場合、原則として、対米ドルで為替ヘッジを行ないます。 3. 実質米ドル建て資産に対して、米ドル売り／ブラジル・レアル買いの為替ヘッジ取引を行ないます。 ・為替ヘッジ取引にあたっては、外国為替予約取引、NDF取引またはその他の金融商品取引を活用します。 ・為替ヘッジ取引の限度額は、純資産総額に追加設定予定額を加え、買戻予定額を減じた額程度とします。 4. 当初設定日直後、大量の追加設定または買戻しが発生したとき、市況の急激な変化が予想されるとき、償還の準備に入ったとき等ならびに信託財産の規模によっては、上記の運用が行なわれないことがあります。
設定日	2009年12月18日
信託期間	無期限
決算日	11月30日
収益分配	原則として、毎月分配を行ないます。
管理報酬等	純資産総額に対して年率0.54％程度 ただしその他、監査費用、弁護士費用、有価証券売買委託手数料等、ファンドの運営に必要な各種経費等がかかります。
申込手数料	かかりません。
投資顧問会社	ダイワ・アセット・マネジメント（ヨーロッパ）リミテッド (Daiwa Asset Management (Europe) Ltd)

「ダイワ・アセット・マネジメント（ヨーロッパ）リミテッド」について

- ダイワ・アセット・マネジメント（ヨーロッパ）リミテッド（所在地：英国 ロンドン）は、1987年にロンドンにおいて設立された会社で、大和証券投資信託委託株式会社の海外現地法人です。
- 主として、債券（事業債やエマージング債券を含みます。）に投資するファンドや外貨MMFの運用を行なっています。

「ダイワ・マネースtock・マザーファンド」の受益証券について

形態／表示通貨	国内籍の証券投資信託／円建
運用の基本方針	安定した収益の確保をめざして安定運用を行ないます。
主要投資対象	円建ての債券

投資態度	円建ての債券を中心に投資し、安定した収益の確保をめざして安定運用を行ないます。 円建資産への投資にあたっては、残存期間が1年未満、取得時においてA-2格相当以上の債券およびコマーシャル・ペーパーに投資することを基本とします。 当初設定日直後、大量の追加設定または解約が発生したとき、市況の急激な変化が予想されるとき、償還の準備に入ったとき等ならびに信託財産の規模によっては、上記の運用が行われないことがあります。
設定日	平成22年 3月 5日
信託期間	無期限
決算日	毎年12月9日（休業日の場合翌営業日）
信託報酬	かかりません。
委託会社	大和証券投資信託委託株式会社
受託会社	株式会社りそな銀行

(2) 【ファンドの沿革】

平成23年2月25日

信託契約締結、当初自己設定、運用開始

平成24年4月28日

- ・「新興国ソブリン・ファンド（通貨選択型）豪ドル・コース（毎月決算型）、新興国ソブリン・ファンド（通貨選択型）ブラジル・リアル・コース（毎月決算型）、新興国ソブリン・ファンド（通貨選択型）日本円・コース（毎月決算型）」から「新興国ソブリン・ファンド（通貨選択型）ブラジル・リアル・コース（毎月決算型）」を分離
- ・ファンドの名称を「新興国ソブリン・ブラジルリアルファンド（毎月決算型）」に変更（従来は「新興国ソブリン・ファンド（通貨選択型）ブラジル・リアル・コース（毎月決算型）」）

(3) 【ファンドの仕組み】

受益者	お申込者	
	収益分配金（注）、償還金など↑↓お申込金（ 3 ）	
お取扱窓口	販売会社	受益権の募集・販売の取扱い等に関する委託会社との契約（ 1 ）に基づき、次の業務を行ないます。 受益権の募集の取扱い 一部解約請求に関する事務 収益分配金、償還金、一部解約金の支払いに関する事務 など
↑ ↓ 1	収益分配金、償還金など↑↓お申込金（ 3 ）	
委託会社	大和証券投資信託委託株式会社	当ファンドにかかる証券投資信託契約（以下「信託契約」といいます。）（ 2 ）の委託者であり、次の業務を行ないます。 受益権の募集・発行 信託財産の運用指図 信託財産の計算 運用報告書の作成 など
↓ 運用指図 ↑ ↓ 2	損益↑↓信託金（ 3 ）	

受託会社	株式会社 りそな銀行 再信託受託会社： 日本トラスティ・ サービス信託銀行株 式会社 信託契約(2)の受託者であり、次の業務を行ない ます。なお、信託事務の一部につき日本トラスティ ・サービス信託銀行株式会社に委託することがで きます。また、外国における資産の保管は、その業務 を行なうに十分な能力を有すると認められる外国 の金融機関が行なう場合があります。 委託会社の指図に基づく信託財産の管理・処分 信託財産の計算 など
------	--

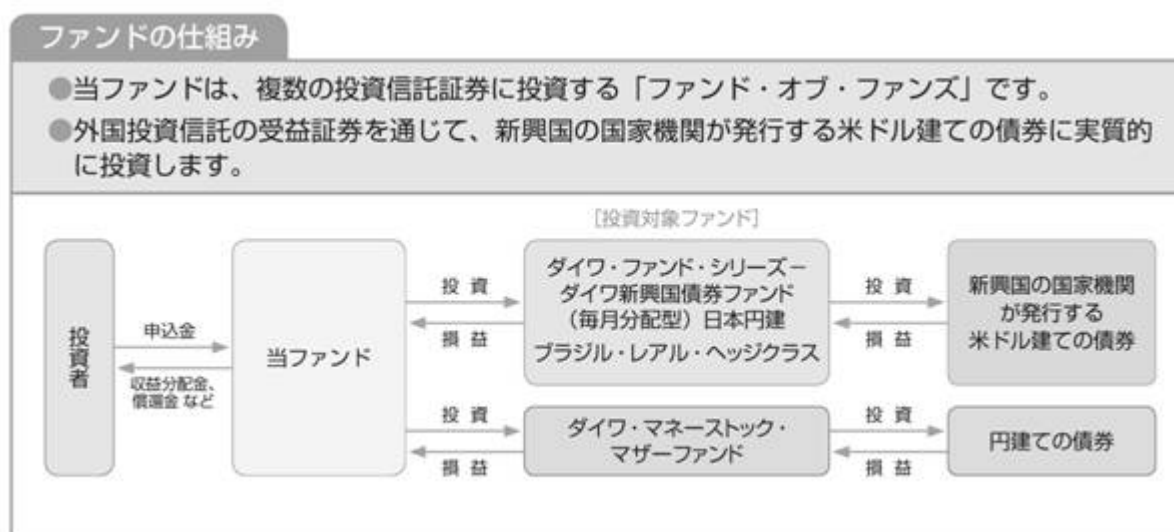
損益 ↑ ↓ 投資

投資対象	投資対象ファンドの受益証券 など
------	------------------

(注)「分配金再投資コース」の場合、収益分配金は自動的に再投資されます。

- 1：受益権の募集の取扱い、一部解約請求に関する事務、収益分配金、償還金、一部解約金の支払いに関する事務の内容等が規定されています。
- 2：「投資信託及び投資法人に関する法律」に基づいて、あらかじめ監督官庁に届け出られた信託約款の内容に基づき締結されます。証券投資信託の運営に関する事項（運用方針、委託会社および受託会社の業務、受益者の権利、信託報酬、信託期間等）が規定されています。
- 3：販売会社は、各取得申込受付日における取得申込金額の総額に相当する金額を、追加信託が行なわれる日に、委託会社の指定する口座を経由して、受託会社の指定するファンド口座に払込みます。

委託会社および受託会社は、それぞれの業務に対する報酬を信託財産から収受します。また、販売会社には、委託会社から業務に対する代行手数料が支払われます。



< 委託会社の概況（平成24年8月末日現在）>

・資本金の額 151億7,427万2,500円

・沿革

昭和34年12月12日	設立登記
昭和35年 2月17日	「証券投資信託法」に基づく証券投資信託の委託会社の免許取得
昭和35年 4月 1日	営業開始
昭和60年11月 8日	投資助言・情報提供業務に関する兼業承認を受ける。
平成 7年 5月31日	「有価証券に係る投資顧問業の規制等に関する法律」に基づき投資顧問業の登録を受ける。
平成 7年 9月14日	「有価証券に係る投資顧問業の規制等に関する法律」に基づく投資一任契約にかかる業務の認可を受ける。

平成19年 9月30日 「金融商品取引法」の施行に伴い、同法第29条の登録を受けたものとみなされる。
（金融商品取引業者登録番号：関東財務局長（金商）第352号）

・大株主の状況

名 称	住 所	所有 株式数	比率
株式会社大和証券グループ本社	東京都千代田区丸の内一丁目9番1号	株 2,608,525	% 100.00

2 【投資方針】

(1) 【投資方針】

主要投資対象

次の有価証券を主要投資対象とします。

1. ケイマン籍の外国投資信託「ダイワ・ファンド・シリーズ - ダイワ新興国債券ファンド（毎月分配型）日本円建 ブラジル・レアル・ヘッジクラス」（以下「ダイワ新興国債券ファンド（BRLクラス）」といいます。）の受益証券（円建）

2. ダイワ・マネースtock・マザーファンドの受益証券

投資態度

イ. 主として、ダイワ新興国債券ファンド（BRLクラス）の受益証券を通じて、新興国の国家機関（政府関係機関・州等を含みます。）が発行する米ドル建ての債券に投資し、米ドル建ての資産に対して米ドル売り／ブラジル・レアル買いの為替ヘッジ取引を行ない、信託財産の着実な成長と安定した収益の確保をめざして運用を行ないます。

ロ. 当ファンドは、ダイワ新興国債券ファンド（BRLクラス）とダイワ・マネースtock・マザーファンドに投資するファンド・オブ・ファンズです。ダイワ新興国債券ファンド（BRLクラス）への投資割合は、通常の状態 で高位に維持することを基本とします。

ハ. ダイワ新興国債券ファンド（BRLクラス）では、米ドル建ての資産に対して米ドル売り／ブラジル・レアル買いの為替ヘッジ取引を行ないます。

ニ. 当初設定日直後、大量の追加設定または解約が発生したとき、市況の急激な変化が予想されるとき、償還の準備に入ったとき等ならびに信託財産の規模によっては、上記の運用が行なわれないことがあります。

< 投資先ファンドについて >

投資先ファンドの選定の方針は次のとおりです。

投資先ファンドの名称	ダイワ・ファンド・シリーズ - ダイワ新興国債券ファンド（毎月分配型）日本円建 ブラジル・レアル・ヘッジクラス
選定の方針	主として、新興国の国家機関（政府関係機関・州等を含みます。）が発行する米ドル建ての債券に投資し、米ドル建ての資産に対して米ドル売り／ブラジル・レアル買いの為替ヘッジ取引を行ない、信託財産の着実な成長と安定した収益の確保をめざして運用を行なうファンドである。

くわしくは「1 ファンドの性格 (1) ファンドの目的及び基本的性格 < ファンドの特色 > 」をご参照

下さい。

(2) 【投資対象】

当ファンドにおいて投資の対象とする資産（本邦通貨表示のものに限ります。）の種類は、次に掲げるものとします。

1. 次に掲げる特定資産（投資信託及び投資法人に関する法律施行令第3条に掲げるものをいいます。以下同じ。）

イ．有価証券

ロ．約束手形

ハ．金銭債権のうち、投資信託及び投資法人に関する法律施行規則第22条第1項第5号に掲げるもの

2. 次に掲げる特定資産以外の資産

イ．為替手形

委託会社は、信託金を、主として、大和証券投資信託委託株式会社を委託者とし株式会社りそな銀行を受託者として締結された次の1．に掲げる親投資信託（以下「マザーファンド」といいます。）の受益証券、次の2．に掲げる外国投資信託（以下「組入外国投資信託」といいます。）の受益証券、ならびに次の3．から5．までに掲げる有価証券（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除きます。）に投資することを指図することができます。

1. ダイワ・マネースtock・マザーファンドの受益証券

2. ケイマン籍の外国投資信託「ダイワ・ファンド・シリーズ - ダイワ新興国債券ファンド（毎月分配型）日本円建 ブラジル・リアル・ヘッジクラス」の受益証券（円建）

3. コマーシャル・ペーパーおよび短期社債等

4. 外国または外国の者の発行する証券または証書で、前3.の証券の性質を有するもの

5. 指定金銭信託の受益証券（金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に限ります。）

なお、前1.に掲げる投資信託の受益証券および前2.に掲げる外国投資信託の受益証券を「投資信託証券」といいます。

委託会社は、信託金を、前 1.に掲げる有価証券のほか、次に掲げる金融商品（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を含みます。）により運用することを指図することができます。

1. 預金

2. 指定金銭信託（金融商品取引法第2条第1項第14号に規定する受益証券発行信託を除きます。）

3. コール・ローン

4. 手形割引市場において売買される手形

<投資先ファンドについて>

ファンドの純資産総額の10%を超えて投資する可能性がある投資先ファンドの内容は次のとおりです。

投資先ファンドの名称	ダイワ・ファンド・シリーズ - ダイワ新興国債券ファンド（毎月分配型）日本円建 ブラジル・リアル・ヘッジクラス
------------	---

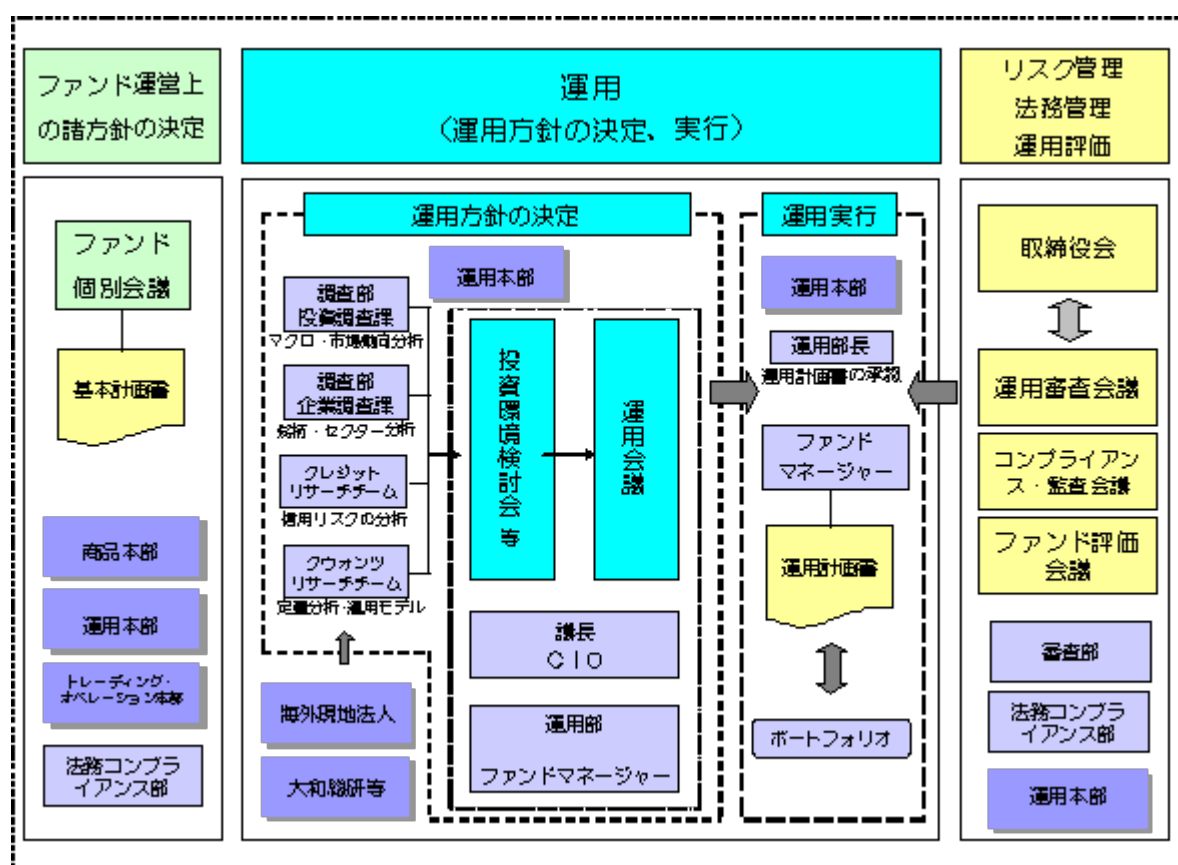
運用の基本方針	主として、新興国の国家機関（政府関係機関・州等を含みます。以下同じ。）が発行する米ドル建ての債券に投資し、米ドル建ての資産に対して米ドル売り／ブラジル・レアル買いの為替ヘッジ取引を行ない、信託財産の着実な成長と安定した収益の確保をめざして運用を行ないます。
主要な投資対象	新興国の国家機関が発行する米ドル建ての債券
委託会社等の名称	投資顧問会社：ダイワ・アセット・マネジメント（ヨーロッパ）リミテッド

くわしくは「１ ファンドの性格（１）ファンドの目的及び基本的性格 ＜ファンドの特色＞」をご参照下さい。

（３）【運用体制】

運用体制

ファンドの運用体制は、以下のとおりとなっています。



運用方針の決定にかかる過程

運用方針は次の過程を経て決定しております。

イ．基本計画書の策定

ファンド運営上の諸方針を記載した基本計画書を経営会議の分科会であるファンド個別会議において審議・決定します。

ロ．投資環境の検討

運用最高責任者であるＣＩＯ（Chief Investment Officer）が議長となり、原則として月１回投資環境検討会を開催し、投資環境について検討します。

ハ．基本的な運用方針の決定

C I Oが議長となり、原則として月1回運用会議を開催し、基本的な運用方針を決定します。

二．運用計画書の作成・承認

ファンドマネージャーは、基本計画書に定められた各ファンドの諸方針と運用会議で決定された基本的な運用方針にしたがって運用計画書を作成します。運用部長は、ファンドマネージャーから提示を受けた運用計画書について、基本計画書および運用会議の決定事項との整合性等を確認し、承認します。

職務権限

ファンド運用の意思決定機能を担う運用本部において、各職位の主たる職務権限は、社内規則によって、次のように定められています。

イ．C I O（Chief Investment Officer）（1名）

運用最高責任者として、次の職務を遂行します。

- ・ファンド運用に関する組織運営
- ・ファンドマネージャーの任命・変更
- ・運用会議の議長として、基本的な運用方針の決定
- ・各ファンドの分配政策の決定
- ・代表取締役に対する随時の的確な状況報告
- ・その他ファンドの運用に関する重要事項の決定

ロ．インベストメント・オフィサー（1～5名程度）

C I Oを補佐し、その指揮を受け、職務を遂行します。

ハ．運用部長（各運用部に1名）

ファンドマネージャーが策定する運用計画を承認します。

二．ファンドマネージャー

ファンドの運用計画を策定して、これに沿ってポートフォリオを構築します。

ファンド評価会議、運用審査会議およびコンプライアンス・監査会議

ファンド評価会議は、運用実績・運用リスクの状況について、分析・検討を行ない、運用部にフィードバックします。また、運用審査会議は、経営会議の分科会として、ファンドの運用実績を把握し評価するとともに、取締役会から権限を委任され、ファンドの運用リスク管理の状況についての報告を受けて、必要事項を審議・決定します。

さらに、運用が適切に行なわれたかについて、経営会議の分科会であるコンプライアンス・監査会議において法令等の遵守状況に関する報告を行ない、必要事項を審議・決定します。

これら会議体の事務局となる内部管理関連部門の人員は25～35名程度です。

受託会社に対する管理体制

受託会社に対しては、日々の純資産照合、月次の勘定残高照合などを行なっています。また、受託会社より内部統制の整備および運用状況の報告書を受け取っています。

上記の運用体制は平成24年8月末日現在のものであり、変更となる場合があります。

(4) 【分配方針】

分配対象額は、経費控除後の配当等収益と売買益（評価益を含みます。）等とします。

当初設定から1年以内に分配を開始し、分配開始後は、原則として、継続的な分配を行なうことを目標に分配金額を決定します。ただし、分配対象額が少額の場合には、分配を行わないことがあります。

留保益は、前(1)に基づいて運用します。

(5) 【投資制限】

株式（信託約款）

株式への直接投資は、行ないません。

投資信託証券（信託約款）

投資信託証券への投資割合には、制限を設けません。

外貨建資産（信託約款）

外貨建資産への直接投資は、行ないません。

資金の借入れ（信託約款）

イ．委託会社は、信託財産の効率的な運用ならびに運用の安定性に資するため、一部解約に伴う支払資金の手当て（一部解約に伴う支払資金の手当てのために借入れた資金の返済を含みます。）を目的として、または再投資にかかる収益分配金の支払資金の手当てを目的として、資金借入れ（コール市場を通じる場合を含みます。）の指図をすることができます。なお、当該借入金をもって有価証券等の運用は行わないものとします。

ロ．一部解約に伴う支払資金の手当てにかかる借入期間は、受益者への解約代金支払開始日から、信託財産で保有する有価証券等の売却代金の受渡日までの間、または解約代金の入金日までの間、もしくは償還金の入金日までの期間が5営業日以内である場合の当該期間とし、資金借入額は当該有価証券等の売却代金、解約代金および償還金の合計額を限度とします。ただし、資金借入額は、借入指図を行なう日における信託財産の純資産総額の10%を超えないこととします。

ハ．収益分配金の再投資にかかる借入期間は、信託財産から収益分配金が支弁される日からその翌営業日までとし、資金借入額は収益分配金の再投資額を限度とします。

ニ．借入金の利息は信託財産中から支弁します。

< 参 考 > 投資対象ファンドについて

1．ダイワ新興国債券ファンド（BRLクラス）

「1 ファンドの性格（1）ファンドの目的及び基本的性格 < ファンドの特色 > 」をご参照下さい。

2．ダイワ・マネースtock・マザーファンド

下記以外の項目（「基本方針」、「投資態度」、「信託報酬」等）については、「1 ファンドの性格（1）ファンドの目的及び基本的性格 < ファンドの特色 > 」をご参照下さい。

主な投資制限	株式への投資は、転換社債の転換および新株予約権（転換社債型新株予約権付社債の新株予約権に限り、）の行使等により取得したものに限り、株式への投資割合は、信託財産の純資産総額の10%以下とします。 投資信託証券（上場投資信託証券を除く。）への投資割合は、信託財産の純資産総額の5%以下とします。 同一銘柄の転換社債および転換社債型新株予約権付社債への投資割合は、信託財産の純資産総額の10%以下とします。 外貨建資産への投資は、行ないません。
償還条項	信託契約を解約することが受益者のため有利であると認めるときまたはやむを得ない事情が発生したときは、受託会社と合意のうえ、信託契約を解約し、信託を終了させることができます。

3 【投資リスク】

(1) 価額変動リスク

当ファンドは、投資信託証券への投資を通じて、公社債など値動きのある証券（外国証券には為替リスクもあります。）に投資しますので、基準価額は大きく変動します。したがって、投資元本が保証されているものではなく、これを割込むことがあります。委託会社の指図に基づく行為により信託財産に生じた利益および損失は、すべて投資者に帰属します。

投資信託は預貯金とは異なります。

投資者のみなさまにおかれましては、当ファンドの内容・リスクを十分ご理解のうえお申込み下さいますよう、よろしくお願い申し上げます。

基準価額の主な変動要因については、次のとおりです。

公社債の価格変動（価格変動リスク・信用リスク）

〈金利変動による価格変化のイメージ図〉



※上図はイメージ図であり、当ファンドの運用成果を表すものではありません。

公社債の価格は、一般に金利が低下した場合には上昇し、金利が上昇した場合には下落します（値動きの幅は、残存期間、発行体、公社債の種類等により異なります。）。また、公社債の価格は、発行体の信用状況によっても変動します。特に、発行体が財政難、経営不安等により、利息および償還金をあらかじめ決定された条件で支払うことができなくなった場合（債務不履行）、またはできなくなることが予想される場合には、大きく下落します（利息および償還金が支払われないこともあります。）。

新興国の公社債は、先進国の公社債と比較して価格変動が大きく、債務不履行が生じるリスクがより高いものになると考えられます。組入公社債の価格が下落した場合には、基準価額が下落する要因となり、投資元本を割込むことがあります。

外国証券への投資に伴うリスク

イ．為替リスク

〈為替変動のイメージ図〉



※上図はイメージ図であり、当ファンドの運用成果を表すものではありません。

ブラジル・レアルの為替レートが円高方向に進んだ場合には、基準価額が下落する要因となり、投資元本を割込むことがあります。新興国通貨の為替レートは短期間に大幅に変動することがあり、先進国と比較して、相対的に高い為替変動リスクがあります。

また、米ドル建ての資産をブラジル・レアルに対して完全にヘッジすることはできませんので、基準価額は日本円に対する米ドルの為替変動の影響を受ける場合があります。

ブラジル・レアルの金利が米ドルの金利より低いときには、金利差相当分がコストとなります。投資対象である外国投資信託において、NDF取引を用いて為替ヘッジ取引を行なう際、コストは需給や規制等の影響により、金利差から想定される水準と大きく異なる場合があります。

ロ．カントリー・リスク

投資対象国・地域において、政治・経済情勢の変化等により市場に混乱が生じた場合、または取引に対して新たな規制が設けられた場合には、基準価額が予想外に下落したり、方針に沿った運用が困難となることがあります。新興国への投資には、先進国と比べて

大きなカントリー・リスクが伴います。

新興国の経済状況は、先進国経済に比較して脆弱である可能性があります。そのため、当該国のインフレ、国際収支、外貨準備高等の悪化、また、政治不安や社会不安あるいは他国との外交関係の悪化などが市場に及ぼす影響は、先進国以上に大きいものになることが予想されます。さらに、政府当局による海外からの投資規制など数々の規制が緊急に導入されたり、あるいは政策の変更等により証券市場が著しい悪影響を被る可能性もあります。

新興国においては、先進国と比較して、証券の決済、保管等にかかる制度やインフラストラクチャーが未発達であったり、証券の売買を行なう当該国の仲介業者等の固有の事由等により、決済の遅延、不能等が発生する可能性も想定されます。そのような場合、ファンドの基準価額に悪影響が生じる可能性があります。

実質的な投資対象である証券が上場または取引されている新興国の税制は先進国と異なる面がある場合があります。また、税制が変更されたり、あるいは新たな税制が適用されることにより、基準価額が影響を受ける可能性があります。

その他

イ．解約申込みがあった場合には、解約資金を手当てするため組入証券を売却しなければならないことがあります。その際、市場規模や市場動向によっては市場実勢を押下げ、当初期待される価格で売却できないこともあります。この場合、基準価額が下落する要因となります。

ロ．ファンド資産をコール・ローン、譲渡性預金証書等の短期金融資産で運用する場合、債務不履行により損失が発生することがあります（信用リスク）。この場合、基準価額が下落する要因となります。

(2) 換金性等が制限される場合

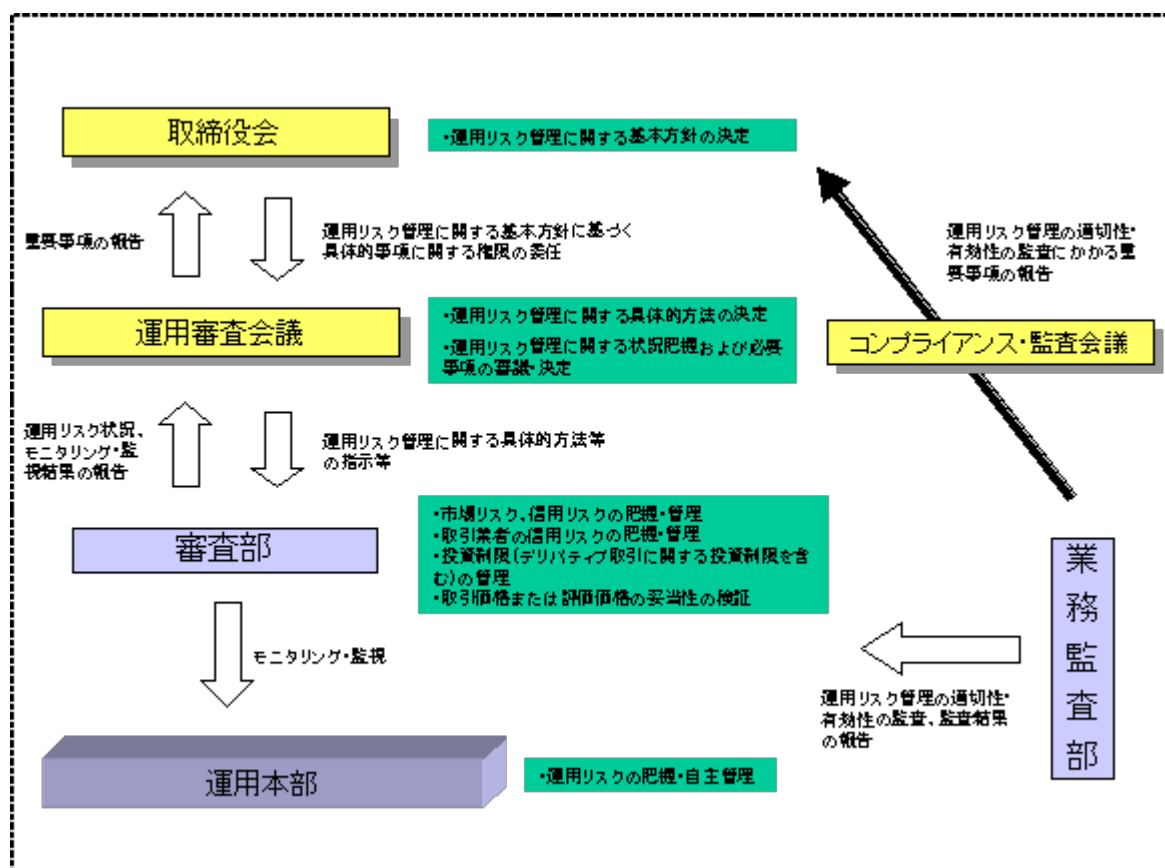
通常と異なる状況において、お買付け・ご換金に制限を設けることがあります。

金融商品取引所等における取引の停止、外国為替取引の停止その他やむを得ない事情（投資対象国における非常事態（金融危機、デフォルト、重大な政策変更および規制の導入、自然災害、クーデター、重大な政治体制の変更、戦争等）による市場の閉鎖または流動性の極端な減少ならびに資金の受渡しに関する障害等）が発生した場合には、お買付け、ご換金の申込みの受け付けを中止すること、すでに受け付けたお買付けの申込みを取消することがあります。

ご換金の申込みの受け付けが中止された場合には、受益者は当該受付中止以前に行なった当日のご換金の申込みを撤回することができます。ただし、受益者がそのご換金の申込みを撤回しない場合には、当該受付中止を解除した後の最初の基準価額の計算日にご換金の申込みを受け付けたものとして取扱いします。

(3) その他の留意点

当ファンドのお取引に関しては、金融商品取引法第37条の6の規定（いわゆるクーリング・オフ）の適用はありません。



(4) リスク管理体制

4 【手数料等及び税金】

(1) 【申込手数料】

販売会社におけるお買付時の申込手数料の料率の上限は、3.15%（税抜3.0%）となっています。具体

的な手数料の料率等については、販売会社または委託会社にお問合わせ下さい。

・お電話によるお問合わせ先（委託会社）

電話番号（コールセンター） 0120-106212
（営業日の9:00～17:00）

申込手数料には、消費税等が課されます。

「分配金再投資コース」の収益分配金の再投資の際には、申込手数料はかかりません。

(2) 【換金（解約）手数料】

換金手数料

ありません。

信託財産留保額

ありません。

(3) 【信託報酬等】

信託報酬の総額は、計算期間を通じて毎日、信託財産の純資産総額に年率1.029%（税抜0.98%）を乗じて得た額とします。信託報酬は、毎計算期末または信託終了のときに信託財産中から支弁します。

信託報酬にかかる消費税等に相当する金額を、信託報酬支弁のときに信託財産中から支弁します。

信託報酬にかかる委託会社、販売会社、受託会社への配分については、純資産総額に対し次のとおりです。

委託会社	販売会社	受託会社
年率0.315% （税抜0.30%）	年率0.6825% （税抜0.65%）	年率0.0315% （税抜0.03%）

前 の販売会社への配分は、販売会社の行なう業務に対する代行手数料であり、委託会社が一旦信託財産から収受した後、販売会社に支払われます。

当ファンドの信託報酬等のほかに、投資対象ファンドに関しても信託報酬等がかかります。当ファンドの信託報酬に投資対象ファンドの信託報酬等を加えた、投資者が実質的に負担する信託報酬率は年率1.569%（税込）程度です。

ただし、投資対象ファンドの信託報酬等下限金額が設定されているため、純資産総額によって実質的な信託報酬率が年率1.569%（税込）を上回ることがあります。

（注）投資対象ファンドの信託報酬等については、「1 ファンドの性格（1）ファンドの目的及び基本的性格 <ファンドの特色>」の「投資対象ファンドの概要」をご参照下さい。

(4) 【その他の手数料等】

信託財産において資金借入れを行なった場合、当該借入金の利息は信託財産中より支弁します。

信託財産に関する租税、信託事務の処理に要する諸費用、受託会社の立替えた立替金の利息および信託財産にかかる監査報酬ならびに当該監査報酬にかかる消費税等に相当する金額は、受益者の負担とし、信託財産中から支弁します。

信託財産に属する有価証券等に関連して発生した訴訟係争物たる権利その他の権利に基づいて益金が生じた場合、当該支払いに際して特別に必要となる費用（データ処理費用、郵送料等）は、受益者の負担とし、当該益金から支弁します。

信託財産で有価証券の売買を行なう際に発生する売買委託手数料、当該売買委託手数料にかかる消費税等に相当する金額、信託財産に属する資産を外国で保管する場合の費用は、信託財産中より支弁します。

（ ）「その他の手数料等」については、運用状況等により変動するため、事前に料率、上限額等を示すことができません。

手数料等の合計額については、保有期間等に応じて異なりますので、表示することができません。

<投資対象ファンドより支弁する手数料等>

各ファンドの投資対象等に応じて、信託財産に関する租税、有価証券売買時の売買委託手数料、先物取引・オプション取引等に要する費用、資産を外国で保管する場合の費用等を支弁します。その他、マザーファンドを除く投資対象ファンドからは監査報酬を支弁します。

(5) 【課税上の取扱い】

課税上は株式投資信託として取扱われます。

個人の投資者に対する課税

イ．収益分配金に対する課税

収益分配金のうち課税扱いとなる普通分配金については、配当所得として課税され、20%（所得税15%および地方税5%）の税率による源泉徴収が行なわれ、申告不要制度が適用されます。なお、確定申告を行ない、申告分離課税または総合課税（配当控除の適用はありません。）を選択することもできます。ただし、平成25年12月31日までは特例措置として、軽減税率が適用されます。また、平成25年1月1日から平成49年12月31日まで基準所得税額に2.1%の税率を乗じた復興特別所得税が課されます。

期間ごとの税率は、以下のとおりとなります。

期間	税率
平成24年12月31日まで	10%（所得税7%および地方税3%）
平成25年1月1日から 平成25年12月31日まで	10.147%（所得税7%、復興特別所得税0.147%および地方税3%）
平成26年1月1日から	20.315%（所得税15%、復興特別所得税0.315%および地方税5%）

ロ．解約金および償還金に対する課税

一部解約時および償還時の差益（解約価額および償還価額から取得費用（申込手数料（税込）を含む）を控除した利益）については、譲渡所得とみなされ、20%（所得税15%および地方税5%）の税率により、申告分離課税が適用されます。ただし、平成25年12月31日までは特例措置として、軽減税率が適用されます。また、平成25年1月1日から平成49年12月31日まで基準所得税額に2.1%の税率を乗じた復興特別所得税が課されます。

期間ごとの税率は、上記イ．の表と同じです。

ハ．損益通算について

一部解約時および償還時の損失については、確定申告により、上場株式等の譲渡益と相殺することができ、申告分離課税を選択した上場株式等の配当所得との損益通算も可能となります。また、一部解約時および償還時の差益については、他の上場株式等の譲渡損との相殺が可能となります。

なお、特定口座にかかる課税上の取扱いにつきましては、販売会社にお問合わせ下さい。

法人の投資者に対する課税

法人の投資者が支払いを受ける収益分配金のうち課税扱いとなる普通分配金ならびに一部解約時および償還時の個別元本超過額については配当所得として課税され、15%（所得税15%）の税率で源泉徴収され法人の受取額となります。地方税の源泉徴収はありません。収益分配金のうち所得税法上課税対象となるのは普通分配金のみであり、元本払戻金（特別分配金）には課税されません。ただし、平成25年12月31日までは特例措置として、軽減税率が適用されます。また、平成25年1月1日から平成49年12月31日まで基準所得税額に2.1%の税率を乗じた復興特別所得税が課されます。

期間ごとの税率は、以下のとおりとなります。

期間	税率
平成24年12月31日まで	7%（所得税7%）
平成25年1月1日から 平成25年12月31日まで	7.147%（所得税7%および復興特別所得税0.147%）
平成26年1月1日から	15.315%（所得税15%および復興特別所得税0.315%）

なお、税額控除制度が適用されます。益金不算入制度の適用はありません。

<注1> 個別元本について

投資者ごとの信託時の受益権の価額等（申込手数料および当該申込手数料にかかる消費税等に相当する金額は含まれません。）が当該投資者の元本（個別元本）にあたります。

投資者が同一ファンドの受益権を複数回取得した場合、個別元本は、当該投資者が追加信託を行なうつど当該投資者の受益権口数で加重平均することにより算出されます。

ただし、個別元本は、複数支店で同一ファンドをお申込みの場合などにより把握方法が異なる場合がありますので、販売会社にお問合わせ下さい。

投資者が元本払戻金（特別分配金）を受取った場合、収益分配金発生時にその個別元本から当該元本払戻金（特別分配金）を控除した額が、その後の当該投資者の個別元本となります。

<注2> 収益分配金の課税について

追加型株式投資信託の収益分配金には、課税扱いとなる「普通分配金」と、非課税扱いとなる「元本払戻金（特別分配金）」（投資者ごとの元本の一部払戻しに相当する部分）の区分があります。

投資者が収益分配金を受取る際、イ．当該収益分配金落ち後の基準価額が当該投資者の個別元本と同額の場合または当該投資者の個別元本を上回っている場合には、当該収益分配金の全額が普通分配金となり、ロ．当該収益分配金落ち後の基準価額が当該投資者の個別元本を下回っている場合には、その下回る部分の額が元本払戻金（特別分配金）となり、当該収益分配金から当該元本払戻金（特別分配金）を控除した額が普通分配金となります。

（ ）上記は、平成24年8月末現在のもので、税法が改正された場合等には、上記の内容が変更になることがあります。

（ ）課税上の取扱いの詳細につきましては、税務専門家等にご確認されることをお勧めします。

5 【運用状況】

(1) 【投資状況】（平成24年8月31日現在）

投資状況

投資資産の種類	時価(円)	投資比率(%)
投資信託受益証券	9,911,486	98.91
内 ケイマン諸島	9,911,486	98.91
親投資信託受益証券	1,001	0.01
内 日本	1,001	0.01
コール・ローン、その他の資産（負債控除後）	108,193	1.08
純資産総額	10,020,680	100.00

(注1) 投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率です。

(注2) 投資資産の内書きの時価および投資比率は、当該資産の地域別の内訳です。

(2) 【投資資産】（平成24年8月31日現在）

【投資有価証券の主要銘柄】

イ．主要銘柄の明細

	銘柄名	地域	種類	株数、口数 または 額面金額	簿価単 価 簿価 (円)	評価単価 時価 (円)	投資 比率 (%)
1	DAIWA FUND SERIES-DAIWA EMERGING MARKET BOND FUND-BRL CLASS	ケイマン 諸島	投資信託受 益証券	136,710.15	72.71 9,940,558	72.50 9,911,486	98.91
2	ダイワ・マネースtock・マザーファンド	日本	親投資信託 受益証券	999	1.0024 1,001	1.0024 1,001	0.01

(注) 投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該銘柄の時価の比率です。

ロ．投資有価証券の種類別投資比率

投資有価証券の種類	投資比率
投資信託受益証券	98.91%
親投資信託受益証券	0.01%
合計	98.92%

(注) 投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該有価証券の時価の比率です。

ハ．投資株式の業種別投資比率

該当事項はありません。

【投資不動産物件】

該当事項はありません。

【その他投資資産の主要なもの】

該当事項はありません。

(3) 【運用実績】

【純資産の推移】

	純資産総額 (分配落) (円)	純資産総額 (分配付) (円)	1口当たりの 純資産額 (分配落)(円)	1口当たりの 純資産額 (分配付)(円)
第1特定期間末 (平成23年8月8日)	11,138,952	11,138,952	1.1139	1.1139
平成23年8月末日	10,832,577	-	1.0833	-
9月末日	9,087,097	-	0.9087	-
10月末日	10,090,350	-	1.0090	-
11月末日	9,379,685	-	0.9380	-
12月末日	9,527,931	-	0.9528	-
平成24年1月末日	10,186,032	-	1.0186	-
第2特定期間末 (平成24年2月6日)	10,432,504	10,472,504	1.0433	1.0473
2月末日	11,391,454	-	1.1391	-
3月末日	10,857,662	-	1.0858	-
4月末日	10,463,372	-	1.0463	-
5月末日	9,383,152	-	0.9383	-
6月末日	9,270,312	-	0.9270	-
7月末日	9,843,507	-	0.9844	-
第3特定期間末 (平成24年8月6日)	9,971,283	10,011,283	0.9971	1.0011
8月末日	10,020,680	-	1.0021	-

【分配の推移】

	1口当たり分配金(円)
第1特定期間	0.0000
第2特定期間	0.0040
第3特定期間	0.0240

【収益率の推移】

	収益率(%)
第1特定期間	11.4
第2特定期間	6.0
第3特定期間	2.1

(4) 【設定及び解約の実績】

	設定数量（口）	解約数量（口）
第1特定期間	0	0
第2特定期間	0	0
第3特定期間	0	0

(注) 当初設定数量は10,000,000口です。

(参考) ダイワ・マネースtock・マザーファンド

(1) 投資状況（平成24年8月31日現在）

投資状況

投資資産の種類		時価(円)	投資比率(%)
国債証券		369,935,192	80.33
	内 日本	369,935,192	80.33
コール・ローン、その他の資産（負債控除後）		90,590,137	19.67
純資産総額		460,525,329	100.00

(注1) 投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率です。

(注2) 投資資産の内書きの時価および投資比率は、当該資産の地域別の内訳です。

(2) 投資資産（平成24年8月31日現在）

投資有価証券の主要銘柄

イ．主要銘柄の明細

	銘柄名	地域	種類	株数、口数 または 額面 金額	簿価単価 簿価 (円)	評価単 価 時価 (円)	利率(%) 償還期限 (年/月/日)	投資 比率 (%)
1	2 9 8 国庫短期証券	日本	国債証券	70,000,000	99.98 69,988,720	99.98 69,988,720	- 2012/10/29	15.20
2	3 0 1 国庫短期証券	日本	国債証券	60,000,000	99.98 59,988,054	99.98 59,988,054	- 2012/11/12	13.03
3	3 0 6 国庫短期証券	日本	国債証券	60,000,000	99.97 59,985,240	99.97 59,985,240	- 2012/12/03	13.03
4	2 8 4 国庫短期証券	日本	国債証券	50,000,000	99.99 49,999,558	99.99 49,999,558	- 2012/09/03	10.86
5	3 0 5 国庫短期証券	日本	国債証券	50,000,000	99.97 49,988,048	99.97 49,988,048	- 2012/11/26	10.85
6	2 9 6 国庫短期証券	日本	国債証券	30,000,000	99.98 29,995,770	99.98 29,995,770	- 2012/10/22	6.51
7	3 0 4 国庫短期証券	日本	国債証券	30,000,000	99.97 29,993,432	99.97 29,993,432	- 2012/11/19	6.51
8	2 9 9 国庫短期証券	日本	国債証券	20,000,000	99.98 19,996,370	99.98 19,996,370	- 2012/11/05	4.34

(注) 投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該銘柄の時価の比率です。

ロ．投資有価証券の種類別投資比率

投資有価証券の種類	投資比率
国債証券	80.33%
合計	80.33%

(注) 投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該有価証券の時価の比率です。

ハ．投資株式の業種別投資比率

該当事項はありません。

投資不動産物件

該当事項はありません。

その他投資資産の主要なもの
該当事項はありません。

[次へ](#)

（参考情報）

2012年8月31日現在
基準価額・純資産の推移

※過去の実績を示したものであり、将来の成果を示唆・保証するものではありません。

基準価額	10,021円
純資産総額	10百万円

基準価額の騰落率	
期間	ファンド
1カ月間	2.2%
3カ月間	8.1%
6カ月間	-9.9%
1年間	-4.9%
3年間	-
5年間	-
設定来	3.0%



※上記の「基準価額の騰落率」とは、「分配金再投資基準価額」の騰落率です。

※「分配金再投資基準価額」は、分配金(税引前)を分配時にファンドへ再投資したものとみなして計算しています。
※基準価額の計算において実質的な信託報酬は控除しています。

分配の推移(10,000口当たり、税引前)

直近1年間分配金合計額: 280円

設定来分配金合計額: 280円

決算期	第6期	第7期	第8期	第9期	第10期	第11期	第12期	第13期	第14期	第15期	第16期	第17期
	11年9月	11年10月	11年11月	11年12月	12年1月	12年2月	12年3月	12年4月	12年5月	12年6月	12年7月	12年8月
分配金	0円	0円	0円	0円	0円	40円	40円	40円	40円	40円	40円	40円

※分配金は、収益分配方針に基づいて委託会社が決定します。あらかじめ一定の額の分配をお約束するものではありません。分配金が支払われない場合もあります。

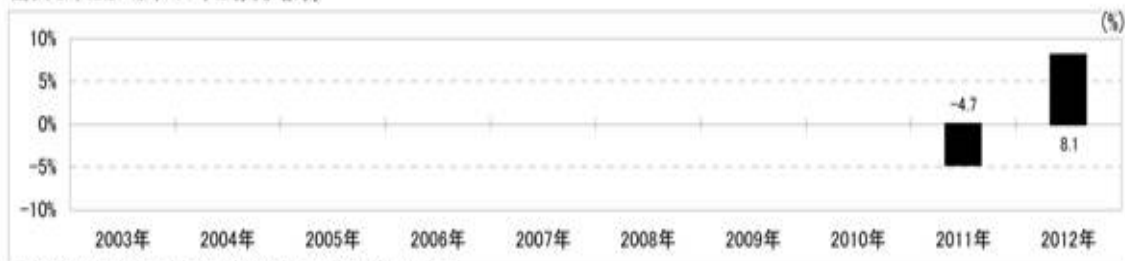
主要な資産の状況

※比率は、純資産総額に対するものです。

組入上位10ファンド		
運用会社名	ファンド名	比率
ダイワ・アセット・マネジメント(ヨーロッパ)	ダイワ新興国債券ファンド(毎月分配型)日本円建 ブラジル・レアル・ヘッジクラス	98.9%
大和証券投資信託委託	ダイワ・マネースtock・マザーファンド	0.0%
合計		98.9%

年間収益率の推移

当ファンドにはベンチマークはありません。



・ファンドの「年間収益率」は、「分配金再投資基準価額」の騰落率です。

・2011年は設定日(2月25日)から年末、2012年は8月31日までの騰落率を表しています。

第2 【管理及び運営】

1 【申込（販売）手続等】

受益権の取得申込者は、販売会社において取引口座を開設のうえ、取得の申込みを行なうものとします。

当ファンドには、収益分配金を税金を差引いた後無手数料で自動的に再投資する「分配金再投資コース」と、収益の分配が行なわれるごとに収益分配金を受益者に支払う「分配金支払いコース」があります。

「分配金再投資コース」を利用する場合、取得申込者は、販売会社と別に定める積立投資約款にしたがい契約（以下「別に定める契約」といいます。）を締結します。

販売会社は、受益権の取得申込者に対し、最低単位を1円単位または1口単位として販売会社が定める単位をもって、取得の申込みに応じることができます。

ただし、販売会社は、次のイ．およびロ．に掲げる日を取得申込受付日とする受益権の取得申込みの受けを行いません。

イ．ダブリンの銀行、ロンドンの銀行またはニューヨークの銀行のいずれかの休業日と同じ日付の日

ロ．前イ．のほか、一部解約金の支払い等に支障を来すおそれがあるとして委託会社が定める日

お買付価額（1万口当たり）は、お買付申込受付日の翌営業日の基準価額です。

お買付時の申込手数料については、販売会社が別に定めるものとします。申込手数料には、消費税等が課されます。なお、「分配金再投資コース」の収益分配金の再投資の際には、申込手数料はかかりません。

委託会社の各営業日の午後3時までに受付けた取得の申込み（当該申込みにかかる販売会社所定の事務手続きが完了したもの）を、当日の受付分として取扱います。この時刻を過ぎて行なわれる申込みは、翌営業日の取扱いとなります。

金融商品取引所等における取引の停止、外国為替取引の停止その他やむを得ない事情（投資対象国における非常事態（金融危機、デフォルト、重大な政策変更および規制の導入、自然災害、クーデター、重大な政治体制の変更、戦争等）による市場の閉鎖または流動性の極端な減少ならびに資金の受渡しに関する障害等）が発生し、委託会社が追加設定を制限する措置をとった場合には、販売会社は、取得申込みの受け付けを中止することができるほか、すでに受付けた取得申込みを取消することができるものとします。

取得申込者は販売会社に、取得申込みと同時にまたはあらかじめ、自己のために開設された当ファンドの受益権の振替を行なうための振替機関等の口座を示すものとし、当該口座に当該取得申込者にかかる口数の増加の記載または記録が行なわれます。なお、販売会社は、当該取得申込みの代金の支払いと引換えに、当該口座に当該取得申込者にかかる口数の増加の記載または記録を行なうことができます。委託会社は、追加信託により分割された受益権について、振替機関等の振替口座簿への新たな記載または記録をするため社振法に定める事項の振替機関への通知を行なうものとします。振替機関等は、委託会社から振替機関への通知があった場合、社振法の規定にしたがい、その備える振替口座簿への新たな記載または記録を行いません。受託会社は、追加信託により生じた受益権については追加信託のつど、振替機関の定める方法により、振替機関へ当該受益権にかかる信託を設定した旨の通知を行いません。

2 【換金（解約）手続等】

委託会社の各営業日の午後3時までに受付けた換金の申込み（当該申込みにかかる販売会社所定の事務手続きが完了したもの）を、当日の受付分として取扱います。この時刻を過ぎて行なわれる申込みは、翌営業日の取扱いとなります。

なお、信託財産の資金管理を円滑に行なうために大口の解約請求には制限があります。

< 一部解約 >

受益者は、自己に帰属する受益権について、最低単位を1口単位として販売会社が定める単位をもって、委託会社に一部解約の実行を請求することができます。

ただし、販売会社は、次のイ．およびロ．に掲げる日を一部解約請求受付日とする一部解約の実行の請求の受け付けを行いません。

イ．ダブリンの銀行、ロンドンの銀行またはニューヨークの銀行のいずれかの休業日と同じ日付の日

ロ．前イ．のほか、一部解約金の支払い等に支障を来すおそれがあるとして委託会社が定める日

受益者が一部解約の実行の請求をするときは、販売会社に対し、振替受益権をもって行なうものとします。

解約価額は、一部解約の実行の請求受付日の翌営業日の基準価額とします。

解約価額は、原則として、委託会社の各営業日に計算されます。

解約価額（基準価額）は、販売会社または委託会社に問合わせることにより知ることができるほか、原則として計算日の翌日付の日本経済新聞朝刊に掲載されます。

・ お電話によるお問合わせ先（委託会社）

電話番号（コールセンター） 0120-106212
（営業日の9:00～17:00）

・ 委託会社のホームページ

アドレス <http://www.daiwa-am.co.jp/>

委託会社は、金融商品取引所等における取引の停止、外国為替取引の停止その他やむを得ない事情（投資対象国における非常事態（金融危機、デフォルト、重大な政策変更および規制の導入、自然災害、クーデター、重大な政治体制の変更、戦争等）による市場の閉鎖または流動性の極端な減少ならびに資金の受渡しに関する障害等）が発生した場合には、一部解約請求の受け付けを中止することができます。一部解約請求の受け付けが中止された場合には、受益者は当該受付中止以前に行なった当日の一部解約請求を撤回することができます。ただし、受益者がその一部解約請求を撤回しない場合には、当該受益権の一部解約の価額は、当該受付中止を解除した後の最初の基準価額の計算日に一部解約請求を受け付けたものとして、当該計算日の翌営業日の基準価額とします。

一部解約金は、販売会社の営業所等において、原則として一部解約の実行の請求受付日から起算して6営業日目から受益者に支払います。

受託会社は、一部解約金について、受益者への支払開始日までに、その全額を委託会社の指定する預金口座等に払込みます。受託会社は、委託会社の指定する預金口座等の一部解約金を払込んだ後は、受益者に対する支払いにつき、その責に任じません。

一部解約の実行の請求を行なう受益者は、その口座が開設されている振替機関等に対して当該受益者の請求にかかる信託契約の一部解約を委託会社が行なうのと引換えに、当該一部解約にかかる受益権の口数と同口数の抹消の申請を行なうものとし、社振法の規定にしたがい当該振替機関等の口座において当該口数の減少の記載または記録が行なわれます。

3 【資産管理等の概要】

(1) 【資産の評価】

基準価額とは、信託財産の純資産総額を計算日における受益権口数で除した1万口当たりの価額をいいます。

純資産総額とは、信託財産に属する資産を法令および社団法人投資信託協会規則にしたがって時価（注1、注2）により評価して得た信託財産の資産総額から負債総額を控除した金額をいいます。

（注1）当ファンドの主要な投資対象資産の評価方法の概要

- ・組入外国投資信託の受益証券：原則として計算時において知り得る直近の日の基準価額で評価します。
- ・マザーファンドの受益証券：計算日の基準価額で評価します。

（注2）マザーファンドの主要な投資対象資産の評価方法の概要

- ・本邦通貨表示の公社債：原則として、次に掲げるいずれかの価額で評価します。
 1. 日本証券業協会が発表する売買参考統計値（平均値）
 2. 金融商品取引業者、銀行等の提示する価額（売気配相場を除く。）
 3. 価格情報会社の提供する価額

基準価額は、原則として、委託会社の各営業日に計算されます。

基準価額は、販売会社または委託会社に問合わせることにより知ることができるほか、原則として計算日の翌日付の日本経済新聞朝刊に掲載されます。

- ・お電話によるお問い合わせ先（委託会社）

電話番号（コールセンター） 0120-106212
（営業日の9:00～17:00）

- ・委託会社のホームページ

アドレス <http://www.daiwa-am.co.jp/>

(2) 【保管】

該当事項はありません。

(3) 【信託期間】

平成23年2月25日から平成33年2月8日までとします。ただし、(5) により信託契約を解約し、信託を終了させることがあります。

委託会社は、信託期間満了前に、信託期間の延長が受益者に有利であると認めたときは、受託会社と合意のうえ、信託期間を延長することができます。

(4) 【計算期間】

毎月7日から翌月6日までとします。ただし、第1計算期間は、平成23年2月25日から平成23年4月6日までとし、最終計算期間は、平成33年1月7日から平成33年2月8日までとします。

上記にかかわらず、上記により各計算期間終了日に該当する日（以下「該当日」といいます。）が休業日の場合には、各計算期間終了日は該当日の翌営業日とし、その翌日から次の計算期間が開始されるものとします。ただし、最終計算期間の終了日には適用しません。

(5) 【その他】

信託の終了

1. 委託会社は、受益権の口数が30億口を下ることとなった場合もしくは信託契約を解約することが受益者のため有利であると認めるときまたはやむを得ない事情が発生したときは、受託会社と合意のうえ、信託契約を解約し、信託を終了させることができます。この場合において、委託会社は、あらかじめ、解約しようとする旨を監督官庁に届出ます。
2. 委託会社は、当ファンドが主要投資対象とする組入外国投資信託が存続しないこととなる場合には、受託会社と合意のうえ、信託契約を解約し、信託を終了させます。この場合において、委託会社は、あらかじめ、解約しようとする旨を監督官庁に届出ます。
3. 委託会社は、前1.の事項について、書面による決議（以下「書面決議」といいます。）を行ないます。この場合において、あらかじめ、書面決議の日ならびに信託契約の解約の理由などの事項を定め、当該決議の日の2週間前までに、信託契約にかかる知れている受益者に対し、書面をもってこれらの事項を記載した書面決議の通知を発します。
4. 前3.の書面決議において、受益者（委託会社および当ファンドの信託財産に当ファンドの受益権が属するときの当該受益権にかかる受益者としての受託会社を除きます。以下本4.において同じ。）は受益権の口数に応じて、議決権を有し、これを行行使することができます。なお、信託契約にかかる知れている受益者が議決権を行行使しないときは、当該知れている受益者は書面決議について賛成するものとみなします。
5. 前3.の書面決議は議決権を行行使することができる受益者の半数以上であって、当該受益者の議決権の3分の2以上にあたる多数をもって行ないます。
6. 前3.から前5.までの規定は、前2.の規定に基づいて信託契約を解約するとき、あるいは、委託会社が信託契約の解約について提案をした場合において、当該提案につき、信託契約にかかるすべての受益者が書面または電磁的記録により同意の意思表示をしたときには適用しません。また、信託財産の状態に照らし、真にやむを得ない事情が生じている場合であって、前3.から前5.までの手続きを行なうことが困難な場合も同じとします。
7. 委託会社は、監督官庁より信託契約の解約の命令を受けたときは、その命令にしたがい、信託契約を解約し、信託を終了させます。
8. 委託会社が監督官庁より登録の取消しを受けたとき、解散したときまたは業務を廃止したときは、委託会社は、信託契約を解約し、信託を終了させます。ただし、監督官庁が信託契約に関する委託会社の業務を他の投資信託委託会社に引継ぐことを命じたときは、の書面決議で否決された場合を除き、当該投資信託委託会社と受託会社との間において存続します。
9. 受託会社が辞任した場合または裁判所が受託会社を解任した場合において、委託会社が新受託会社を選任できないときは、委託会社は信託契約を解約し、信託を終了させます。

信託約款の変更等

1. 委託会社は、受益者の利益のため必要と認めるときまたはやむを得ない事情が発生したときは、受託会社と合意のうえ、信託約款を変更することまたは当ファンドと他のファンドとの併合（投資信託及び投資法人に関する法律第16条第2号に規定する「委託者指図型投資信託の併合」をいいます。以下同じ。）を行なうことができるものとし、あらかじめ、変更または併合しようとする旨およびその内容を監督官庁に届出ます。なお、信託約款は本の1.から7.までに定める以外の方法によって

変更することができないものとします。

2. 委託会社は、前1. の事項（前1. の変更事項にあつては、その内容が重大なものに該当する場合に限ります。以下、併合と合わせて「重大な信託約款の変更等」といいます。）について、書面決議を行ないます。この場合において、あらかじめ、書面決議の日ならびに重大な信託約款の変更等の内容およびその理由などの事項を定め、当該決議の日の2週間前までに、信託約款にかかる知れている受益者に対し、書面をもってこれらの事項を記載した書面決議の通知を發します。
3. 前2. の書面決議において、受益者（委託会社および当ファンドの信託財産に当ファンドの受益権が属するときの当該受益権にかかる受益者としての受託会社を除きます。以下本3. において同じ。）は受益権の口数に応じて、議決権を有し、これを行使することができます。なお、信託約款にかかる知れている受益者が議決権を行使しないときは、当該知れている受益者は書面決議について賛成するものとみなします。
4. 前2. の書面決議は議決権を行使することができる受益者の半数以上であつて、当該受益者の議決権の3分の2以上にあたる多数をもって行ないます。
5. 書面決議の効力は、当ファンドのすべての受益者に対してその効力を生じます。
6. 前2. から前5. までの規定は、委託会社が重大な信託約款の変更等について提案をした場合において、当該提案につき、信託約款にかかるすべての受益者が書面または電磁的記録により同意の意思表示をしたときには適用しません。
7. 前1. から前6. までの規定にかかわらず、当ファンドにおいて併合の書面決議が可決された場合にあつても、当該併合にかかる一または複数の他のファンドにおいて当該併合の書面決議が否決された場合は、当該他のファンドとの併合を行なうことはできません。
8. 委託会社は、監督官庁の命令に基づいて信託約款を変更しようとするときは、前1. から前7. までの規定にしたがいます。

反対者の買取請求権

前 1. の1. から6. までの規定にしたがい信託契約の解約を行なう場合または前 1. の規定にしたがい重大な信託約款の変更等を行なう場合には、書面決議において当該解約または重大な信託約款の変更等に反対した受益者は、受託会社に対し、自己に帰属する受益権を、信託財産をもって買取すべき旨を請求することができます。この買取請求権の内容および買取請求の手続きに関する事項は、前 1. の3. または前 1. の2. に規定する書面に付記します。

運用報告書

委託会社は、毎年2月および8月の計算期末に、期間中の運用経過のほか信託財産の内容、有価証券売買状況などを記載した運用報告書を作成し、信託財産にかかる知れている受益者に対して交付します。

公告

1. 委託会社が受益者に対してする公告は、電子公告の方法により行ない、次のアドレスに掲載します。
<http://www.daiwa-am.co.jp/>
2. 前1. の電子公告による公告をすることができない事故その他やむを得ない事由が生じた場合の公告は、日本経済新聞に掲載します。

関係法人との契約の更改

委託会社と販売会社との間で締結される受益権の募集・販売の取扱い等に関する契約は、期間満了の1か月（または3か月）前までに、委託会社および販売会社いずれからも何ら意思の表示のないときは、自動的に1年間更新されるものとし、自動延長後の取扱いについてもこれと同様とします。

4 【受益者の権利等】

信託契約締結当初および追加信託当初の受益者は、委託会社の指定する受益権取得申込者とし、分割された受益権は、その取得申込口数に応じて、取得申込者に帰属します。

受益者の有する主な権利の内容、その行使の方法等は、次のとおりです。

収益分配金および償還金にかかる請求権

受益者は、収益分配金（分配金額は、委託会社が決定します。）および償還金（信託終了時における信託財産の純資産総額を受益権口数で除した額をいいます。以下同じ。）を持分に応じて請求する権利を有します。

収益分配金は、決算日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（当該収益分配金にかかる決算日以前において一部解約が行なわれた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該収益分配金にかかる計算期間の末日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者とし、）に、原則として決算日から起算して5営業日までに支払います。

上記にかかわらず、別に定める契約に基づいて収益分配金を再投資する受益者については、原則として毎計算期間終了日の翌営業日に収益分配金が再投資されます。再投資により増加した受益権は、振替口座簿に記載または記録されます。

償還金は、信託終了日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（信託終了日以前において一部解約が行なわれた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該信託終了日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者とし、）に、原則として信託終了日から起算して5営業日までに支払います。

収益分配金および償還金の支払いは、販売会社の営業所等において行なうものとします。

受益者が、収益分配金については支払開始日から5年間その支払いを請求しないときならびに信託終了による償還金については支払開始日から10年間その支払いを請求しないときは、その権利を失い、受託会社から交付を受けた金銭は、委託会社に帰属します。

換金請求権

受益者は、保有する受益権を換金する権利を有します。権利行使の方法等については、「2 換金（解約）手続等」をご参照下さい。

第3 【ファンドの経理状況】

(1) 当ファンドの財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号）並びに同規則第2条の2の規定により、「投資信託財産の計算に関する規則」（平成12年総理府令第133号）に基づいて作成しております。

なお、財務諸表に記載している金額は、円単位で表示しております。

(2) 当ファンドの計算期間は6か月未満であるため、財務諸表は6か月毎に作成しております。

(3) 当ファンドは、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、当特定期間（平成24年2月7日から平成24年8月6日まで）の財務諸表について、有限責任 あずさ監査法人により監査を受けております。

(4) 当ファンドは、平成24年4月28日付でファンドの名称を新興国ソブリン・ファンド（通貨選択型）ブラジル・リアル・コース（毎月決算型）から新興国ソブリン・ブラジルリアルファンド（毎月決算型）へと変更しております。

1 【財務諸表】

新興国ソブリン・ブラジルリアルファンド（毎月決算型）

（旧名称：新興国ソブリン・ファンド（通貨選択型）ブラジル・リアル・コース（毎月決算型））

新興国ソブリン・ブラジルリアルファンド（毎月決算型）

(1)【貸借対照表】

（単位：円）

	前 期 平成24年2月6日現在	当 期 平成24年8月6日現在
資産の部		
流動資産		
コール・ローン	87,244	114,247
投資信託受益証券	10,393,318	9,904,947
親投資信託受益証券	1,000	1,001
流動資産合計	10,481,562	10,020,195
資産合計	10,481,562	10,020,195
負債の部		
流動負債		
未払収益分配金	40,000	40,000
未払受託者報酬	263	250
未払委託者報酬	8,451	8,305
その他未払費用	344	357
流動負債合計	49,058	48,912
負債合計	49,058	48,912
純資産の部		
元本等		
元本	1 10,000,000	1 10,000,000
剰余金		
期末剰余金又は期末欠損金（ ）	2 432,504	2 28,717
（分配準備積立金）	2,378,282	3,309,814
元本等合計	10,432,504	9,971,283
純資産合計	10,432,504	9,971,283
負債純資産合計	10,481,562	10,020,195

(2) 【損益及び剰余金計算書】

(単位：円)

	前 期 自 平成23年8月9日 至 平成24年2月6日	当 期 自 平成24年2月7日 至 平成24年8月6日
営業収益		
受取配当金	776,608	1,209,623
有価証券売買等損益	1,392,180	1,377,993
営業収益合計	615,572	168,370
営業費用		
受託者報酬	1,510	1,563
委託者報酬	49,022	50,931
その他費用	344	357
営業費用合計	50,876	52,851
営業損失（ ）	666,448	221,221
経常損失（ ）	666,448	221,221
当期純損失（ ）	666,448	221,221
期首剰余金又は期首欠損金（ ）	1,138,952	432,504
分配金	₁ 40,000	₁ 240,000
期末剰余金又は期末欠損金（ ）	432,504	28,717

(3) 【注記表】

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

区 分	当 期 自 平成24年2月7日 至 平成24年8月6日
1. 有価証券の評価基準及び評価方法	(1)投資信託受益証券 移動平均法に基づき、原則として時価で評価しております。 時価評価にあたっては、投資信託受益証券の基準価額に基づいて評価しております。 (2)親投資信託受益証券 移動平均法に基づき、時価で評価しております。 時価評価にあたっては、親投資信託受益証券の基準価額に基づいて評価しております。
2. 収益及び費用の計上基準	受取配当金 投資信託受益証券の収益分配金を、原則として収益分配金落ちの売買が行われる日において、当該金額を計上しております。

(貸借対照表に関する注記)

区 分	前 期 平成24年2月6日現在	当 期 平成24年8月6日現在
1. 1 期首元本額 期中追加設定元本額 期中一部解約元本額	10,000,000円 - 円 - 円	10,000,000円 - 円 - 円
2. 特定期間末日における受益権の総数	10,000,000口	10,000,000口
3. 2 元本の欠損	—	貸借対照表上の純資産額が元本総額を下回っており、その差額は28,717円であります。

(損益及び剰余金計算書に関する注記)

区 分	前 期 自 平成23年8月9日 至 平成24年2月6日	当 期 自 平成24年2月7日 至 平成24年8月6日
1 分配金の計算過程	(自平成23年8月9日 至平成23年9月6日) 計算期間末における解約に伴う当期純利益金額分配後の配当等収益から費用を控除した額(85,164円)、解約に伴う当期純利益金額分配後の有価証券売買等損益から費用を控除し、繰越欠損金を補填した額(0円)、投資信託約款に規定される収益調整金(0円)及び分配準備積立金(1,676,695円)より分配対象額は1,761,859円(1万口当たり1,761.86円)であり、分配を行っておりません。	(自平成24年2月7日 至平成24年3月6日) 計算期間末における解約に伴う当期純利益金額分配後の配当等収益から費用を控除した額(367,623円)、解約に伴う当期純利益金額分配後の有価証券売買等損益から費用を控除し、繰越欠損金を補填した額(0円)、投資信託約款に規定される収益調整金(0円)及び分配準備積立金(2,378,282円)より分配対象額は2,745,905円(1万口当たり2,745.91円)であり、うち40,000円(1万口当たり40円)を分配金額としております。

（自平成23年9月7日 至平成23年10月6日）
 計算期間末における解約に伴う当期純利益金額分配後の配当等収益から費用を控除した額（78,375円）、解約に伴う当期純利益金額分配後の有価証券売買等損益から費用を控除し、繰越欠損金を補填した額（0円）、投資信託約款に規定される収益調整金（0円）及び分配準備積立金（1,761,859円）より分配対象額は1,840,234円（1万口当たり1,840.23円）であり、分配を行っておりません。

（自平成23年10月7日 至平成23年11月7日）
 計算期間末における解約に伴う当期純利益金額分配後の配当等収益から費用を控除した額（85,539円）、解約に伴う当期純利益金額分配後の有価証券売買等損益から費用を控除し、繰越欠損金を補填した額（0円）、投資信託約款に規定される収益調整金（0円）及び分配準備積立金（1,840,234円）より分配対象額は1,925,773円（1万口当たり1,925.77円）であり、分配を行っておりません。

（自平成23年11月8日 至平成23年12月6日）
 計算期間末における解約に伴う当期純利益金額分配後の配当等収益から費用を控除した額（301,687円）、解約に伴う当期純利益金額分配後の有価証券売買等損益から費用を控除し、繰越欠損金を補填した額（0円）、投資信託約款に規定される収益調整金（0円）及び分配準備積立金（1,925,773円）より分配対象額は2,227,460円（1万口当たり2,227.46円）であり、分配を行っておりません。

（自平成24年3月7日 至平成24年4月6日）
 計算期間末における解約に伴う当期純利益金額分配後の配当等収益から費用を控除した額（318,991円）、解約に伴う当期純利益金額分配後の有価証券売買等損益から費用を控除し、繰越欠損金を補填した額（0円）、投資信託約款に規定される収益調整金（0円）及び分配準備積立金（2,705,905円）より分配対象額は3,024,896円（1万口当たり3,024.90円）であり、うち40,000円（1万口当たり40円）を分配金額としております。

（自平成24年4月7日 至平成24年5月7日）
 計算期間末における解約に伴う当期純利益金額分配後の配当等収益から費用を控除した額（105,800円）、解約に伴う当期純利益金額分配後の有価証券売買等損益から費用を控除し、繰越欠損金を補填した額（0円）、投資信託約款に規定される収益調整金（0円）及び分配準備積立金（2,984,896円）より分配対象額は3,090,696円（1万口当たり3,090.70円）であり、うち40,000円（1万口当たり40円）を分配金額としております。

（自平成24年5月8日 至平成24年6月6日）
 計算期間末における解約に伴う当期純利益金額分配後の配当等収益から費用を控除した額（91,655円）、解約に伴う当期純利益金額分配後の有価証券売買等損益から費用を控除し、繰越欠損金を補填した額（0円）、投資信託約款に規定される収益調整金（0円）及び分配準備積立金（3,050,696円）より分配対象額は3,142,351円（1万口当たり3,142.35円）であり、うち40,000円（1万口当たり40円）を分配金額としております。

	（自平成23年12月7日 至平成24年1月6日） 計算期間末における解約に伴う当期純利益金額分配後の配当等収益から費用を控除した額（92,415円）、解約に伴う当期純利益金額分配後の有価証券売買等損益から費用を控除し、繰越欠損金を補填した額（0円）、投資信託約款に規定される収益調整金（0円）及び分配準備積立金（2,227,460円）より分配対象額は2,319,875円（1万口当たり2,319.88円）であり、分配を行っておりません。 （自平成24年1月7日 至平成24年2月6日） 計算期間末における解約に伴う当期純利益金額分配後の配当等収益から費用を控除した額（98,407円）、解約に伴う当期純利益金額分配後の有価証券売買等損益から費用を控除し、繰越欠損金を補填した額（0円）、投資信託約款に規定される収益調整金（0円）及び分配準備積立金（2,319,875円）より分配対象額は2,418,282円（1万口当たり2,418.28円）であり、うち40,000円（1万口当たり40円）を分配金額としております。	（自平成24年6月7日 至平成24年7月6日） 計算期間末における解約に伴う当期純利益金額分配後の配当等収益から費用を控除した額（92,559円）、解約に伴う当期純利益金額分配後の有価証券売買等損益から費用を控除し、繰越欠損金を補填した額（0円）、投資信託約款に規定される収益調整金（0円）及び分配準備積立金（3,102,351円）より分配対象額は3,194,910円（1万口当たり3,194.91円）であり、うち40,000円（1万口当たり40円）を分配金額としております。 （自平成24年7月7日 至平成24年8月6日） 計算期間末における解約に伴う当期純利益金額分配後の配当等収益から費用を控除した額（194,904円）、解約に伴う当期純利益金額分配後の有価証券売買等損益から費用を控除し、繰越欠損金を補填した額（0円）、投資信託約款に規定される収益調整金（0円）及び分配準備積立金（3,154,910円）より分配対象額は3,349,814円（1万口当たり3,349.81円）であり、うち40,000円（1万口当たり40円）を分配金額としております。
--	---	--

（金融商品に関する注記）

金融商品の状況に関する事項

区 分	当 期 自 平成24年2月7日 至 平成24年8月6日
1. 金融商品に対する取組方針	当ファンドは、「投資信託及び投資法人に関する法律」第2条第4項に定める証券投資信託であり、投資信託約款に規定する「運用の基本方針」に従っております。
2. 金融商品の内容及びリスク	当ファンドが保有する金融商品の種類は、有価証券、金銭債権及び金銭債務であり、その詳細を附属明細表に記載しております。なお、当ファンドは、投資信託受益証券及び親投資信託受益証券を通じて有価証券、デリバティブ取引に投資しております。これらの金融商品に係るリスクは、市場リスク（価格変動、為替変動、金利変動等）、信用リスク、流動性リスクであります。
3. 金融商品に係るリスク管理体制	複数の部署と会議体が連携する組織的な体制によりリスク管理を行っております。信託財産全体としてのリスク管理を金融商品、リスクの種類毎に行っております。

4. 金融商品の時価等に関する事項 についての補足説明	金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては、一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等に拠った場合、当該価額が異なることもあります。
--------------------------------	--

金融商品の時価等に関する事項

区 分	当 期 平成24年8月6日現在
1. 金融商品の時価及び貸借対照表 計上額との差額	金融商品はすべて時価で計上されているため、貸借対照表計上額と時価との差額はありません。
2. 金融商品の時価の算定方法	(1)有価証券 重要な会計方針に係る事項に関する注記に記載しております。 (2)コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務 これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額を時価としております。

（有価証券に関する注記）

売買目的有価証券

種 類	前 期 平成24年2月6日現在	当 期 平成24年8月6日現在
	最終の計算期間の損益に 含まれた評価差額（円）	最終の計算期間の損益に 含まれた評価差額（円）
投資信託受益証券	766,841	70,318
親投資信託受益証券	0	0
合計	766,841	70,318

（デリバティブ取引に関する注記）

ヘッジ会計が適用されていないデリバティブ取引

前 期 平成24年2月6日現在	当 期 平成24年8月6日現在
該当事項はありません。	該当事項はありません。

（関連当事者との取引に関する注記）

当 期 自 平成24年2月7日 至 平成24年8月6日
市場価格その他当該取引に係る価格を勘案して、一般の取引条件と異なる関連当事者との取引は行なわれていないため、該当事項はありません。

（1口当たり情報）

	前 期 平成24年2月6日現在	当 期 平成24年8月6日現在
1口当たり純資産額 (1万口当たり純資産額)	1.0433円 (10,433円)	0.9971円 (9,971円)

(4) 【附属明細表】

第1 有価証券明細表

(1) 株式

該当事項はありません。

(2) 株式以外の有価証券

種 類	銘 柄	券面総額	評価額 (円)	備考
投資信託受益証券	DAIWA EM MKT BND FUND BRL	136,216.021	9,904,947	
投資信託受益証券 合計			9,904,947	
親投資信託受益証券	ダイワ・マネースtock・マザーファンド	999	1,001	
親投資信託受益証券 合計			1,001	
合計			9,905,948	

投資信託受益証券及び親投資信託受益証券における券面総額欄の数値は、証券数を表示しております。

第2 信用取引契約残高明細表

該当事項はありません。

第3 デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

該当事項はありません。

（参考）

当ファンドは、ケイマン籍の外国投資信託「ダイワ・ファンド・シリーズ - ダイワ新興国債券ファンド（毎月分配型）日本円建 ブラジル・リアル・ヘッジクラス」受益証券（円建）を主要投資対象としており、貸借対照表の資産の部に計上された「投資信託受益証券」は、すべて同ファンドの受益証券であります。

また、当ファンドは、「ダイワ・マネースtock・マザーファンド」受益証券を主要投資対象としており、貸借対照表の資産の部に計上された「親投資信託受益証券」は、すべて同マザーファンドの受益証券であります。

なお、同ファンド及び同マザーファンドの状況は次のとおりであります。

[次へ](#)

「ダイワ・ファンド・シリーズ - ダイワ新興国債券ファンド（毎月分配型）日本円建 ブラジル・リアル・ヘッジクラス」の状況

「ダイワ・ファンド・シリーズ - ダイワ新興国債券ファンド（毎月分配型）日本円建 ブラジル・リアル・ヘッジクラス」は、ケイマン籍の外国投資信託受益証券（円建）であります。同ファンドは平成23年11月30日に計算期間が終了し、作成された財務諸表は独立監査人により国際監査基準（ISA）に準拠した監査を受けております。以下に記載した同ファンドの情報は、監査済み財務諸表を委託会社で抜粋・翻訳したものであります。

以下に記載した情報は監査の対象外であります。

ダイワ・ファンド・シリーズ
ダイワ新興国債券ファンド（毎月分配型）
（旧ダイワ新興国債券ファンド（通貨選択型））
2011年11月30日時点の財務諸表
貸借対照表

		2011年11月30日 現在 米ドル	2010年11月30日 現在 米ドル
資産	注記		
現預金等	4	1,397,822	126,459
損益を通じて公正価値で測定する金融資産	7,8,12	224,533,040	6,571,286
未収利息		3,719,116	108,591
資本受益証券未収金		2,436,154	-
ブローカーに対する債権	2	4,005,465	-
前払金および受取債権		151,049	25,117
資産合計		236,242,646	6,831,453
負債			
損益を通じて公正価値で測定する金融負債	7,8,13	(1,383)	(195,281)
ブローカーに対する債務	2	(1,842,500)	-
未払費用		(438,438)	(61,432)
負債合計（買戻可能参加型受益証券の保有者に帰属する純資産を除く）		(2,282,321)	(256,713)
買戻可能参加型受益証券の保有者に帰属する純資産		233,960,325	6,574,740
日本円建（日本円・ヘッジクラス）受益証券	5	111,337	4,473,824
日本円建（ブラジル・リアル・ヘッジクラス）受益証券	5	122,957	1,180,550
日本円建（豪ドル・ヘッジクラス）受益証券	5	120,295	-
米ドル建（豪ドル・ヘッジクラス）受益証券	5	277,374	-
米ドル建（ブラジル・リアル・ヘッジクラス）受益証券	5	2,420,830	-
日本円建（日本円・ヘッジクラス）買戻可能参加型受益証券の1受益証券当たり純資産	5	95円	98円
日本円建（ブラジル・リアル・ヘッジクラス）買戻可能参加型受益証券の1受益証券当たり純資産	5	78円	95円

日本円建（豪ドル・ヘッジクラス）買戻可能参加型受益証券の1受益証券当たり純資産	5	87円	-
米ドル建（豪ドル・ヘッジクラス）買戻可能参加型受益証券の1受益証券当たり純資産	5	95.55米ドル	-
米ドル建（ブラジル・レアル・ヘッジクラス）買戻可能参加型受益証券の1受益証券当たり純資産	5	85.53米ドル	-

添付の注記は財務諸表の不可欠な一部を構成します。

ヴィンセント・ターナー - ジェネラル・マネージャー

ダイワ・ファンド・シリーズ - ダイワ新興国債券ファンド（毎月分配型）の受託会社

BNYファンド・マネジメント（ケイマン）リミテッドを代表して

ダイワ・ファンド・シリーズ
ダイワ新興国債券ファンド（毎月分配型）
（旧ダイワ新興国債券ファンド（通貨選択型））
2011年11月30日で終了する会計年度における財務諸表
損益計算書

	注記	2011年11月30日で終了する 会計年度 米ドル	2009年12月21日 （設定日）から 2010年11月30日ま での会計年度 米ドル
収入			
債券の利子収入	2	7,280,275	398,129
損益を通じて公正価値で測定する金融資産および負債の純利益（純損失）	2,9	(21,911,800)	819,861
収入（損失）合計		(14,631,525)	1,217,990
営業費用			
受託および管理事務代行報酬	3	(137,704)	(76,055)
管理報酬	3	(22,101)	(1,125)
投資運用報酬	3	(441,355)	(19,691)
副管理事務代行報酬	3	(41,429)	(17,874)
保管報酬	3	(48,179)	(14,262)
管理サービス提供会社報酬	3	(212,530)	-
販売会社報酬	3	(531,319)	-
代行協会員報酬	3	(106,263)	-
監査報酬		(24,519)	(27,569)
設立費用および創業費用		(13,460)	(8,310)
法律顧問料		(43,349)	(4,754)
その他の費用		(37,356)	(8,367)
営業費用合計		(1,659,564)	(178,007)
損益を通じて公正価値で測定する純利益（純損失）		(16,291,089)	1,039,983
金融費用			
既払分配金	16	(18,552,875)	(744,829)
		(18,552,875)	(744,829)

**買戻可能参加型受益証券の保有者に帰属する純資産の事業
による増加額（減少額）**

(34,843,964)

295,154

添付の注記は財務諸表の不可欠な一部を構成します。
損益は継続事業によるもののものとします。

買戻可能参加型受益証券の保有者に帰属する純資産変動計算書

	2011年11月30日 で 終了する 会計年度 米ドル	2009年12月21日 （設定日）から 2010年11月30日ま での会計年度 米ドル
注記		
期首における買戻可能参加型受益証券の保有者に帰属する 純資産	6,574,740	-
買戻可能参加型受益証券の保有者に帰属する純資産の事業 による増加額（減少額）	(34,843,964)	295,154
受益証券の発行および買戻し		
買戻可能参加型受益証券の発行による収入額	282,095,531	6,279,586
買戻可能参加型受益証券の買戻による支出額	(19,865,429)	-
平準化	2 (553)	-
受益証券の発行および買戻による純資産の純増額	262,229,549	6,279,586
期末における買戻可能参加型受益証券の保有者に帰属する 純資産	233,960,325	6,574,740

添付の注記は財務諸表の不可欠な一部を構成します。

注記**1. 組織**

ダイワ・ファンド・シリーズ（以下、「本信託」という）は、ケイマン諸島法に基づき2008年10月20日付けの信託宣言（「信託証書」）により設定された、オープン・エンド型アンブレラ・ユニット・トラストです。2009年12月21日設立のダイワ新興国債券ファンド（毎月分配型）（以前はダイワ新興国債券ファンド（通貨選択型））（以下、「本シリーズ・トラスト」という）は、上述の信託証書に準拠して設定された本信託の1シリーズであり、本信託のサブ・トラストと位置づけられます。本信託はケイマン諸島の（改訂）ミューチュアル・ファンド法に基づきミューチュアル・ファンドとして登録されており、同法に準拠します。

本信託はアンブレラ・ユニット・トラストとして設定されています。本シリーズ・トラストは個別のポートフォリオあるいは個別のシリーズ・トラストにより形成され、本シリーズ・トラストに帰属する資産および負債にのみ帰属し、本シリーズ・トラストにのみ帰属する受益証券が発行されます。本シリーズ・トラストの詳細は、目論見書の添付書類にて記載されています。

信託証書はケイマン諸島法の規制下にあります。すべての受益証券保有者は、信託証書および補足信託証書に規定される条項により、その権利を保証されています。(a)シリーズ・トラストに関する目論見書およびその添付書類の条項と、(b)シリーズ・トラストに関する信託証書および補足信託証書の条項に齟齬がみられる場合には、後者の条項が優先します。

本シリーズ・トラストは米ドルで表示されます。各クラス受益証券の表示通貨（該当する受益証券クラスごとの基準通貨）は次のとおりです：日本円建（日本円・ヘッジクラス）受益証券は日本円で表示。日本円建（ブラジル・レアル・ヘッジクラス）受益証券は日本円で表示。日本円建（豪ドル・ヘッジクラス）受益証券は日本円で表示。米ドル建（ブラジル・レアル・ヘッジクラス）受益証券は米ドルで表示。米ドル建（豪ドル・ヘッジクラス）受益証券は米ドルで表示。

本シリーズ・トラストは、信託財産の着実な成長と安定的な収益の確保をめざすことをその投資目的とします。

一般に、投資対象の発行体には新興国の政府、政府機関、地方自治体が含まれます（これらをまとめて「新興国債券」と呼びます）。投資運用会社は主に米ドル建の債券に投資しますが、米ドル建以外の新興国債券、米国政府、政府機関および地方自治体が保証する米ドル建以外の債券または国際機関が発行する米ドル建以外の債券に投資することもあります。加えて、新興国債権への投資と同様の効果を持つデリバティブ取引および債権を活用する場合があります。本シリーズ・トラストは、為替ヘッジのあるクラスの受益証券の売買目的のために為替先物取引を行います。

本シリーズ・トラストは、短期債券および金融市場商品（コマーシャル・ペーパー、譲渡性預金を含む）に加えて、外国為替先物、為替あるいは金利スワップ、現先および逆現先、その他の有価証券、定期預金を含む（ただし、これに限定されない）金融商品に投資します。

管理会社はダイワ・アセット・マネジメント・サービスズ（ケイマン）リミテッドです。信託証書に基づき、各シリーズ・トラストの資産による投資および再投資の運用管理、各シリーズ・トラストの資産による資金借入の権限行使、各シリーズ・トラスト受益証券の発行および買戻に責任を負います。

投資運用会社はダイワ・アセット・マネジメント（ヨーロッパ）リミテッドです。本シリーズ・トラストの資産投資および再投資の運用管理に責任を負います。

受託会社はBNYファンド・マネジメント（ケイマン）リミテッドです。管理事務代行業務および現地規制の遵守などのオペレーション業務に責任を負い、また本シリーズ・トラストが定款等を確実に遵守するよう監視します。同受託会社は、副管理事務代行会社であるBNYメロン・ファンド・サービスズ（アイルランド）リミテッドに対して本信託の管理事務代行業務を委託しています。

BNYメロン・ファンド・サービスズ（アイルランド）リミテッドは、受託会社との業務委託契約により、本シリーズ・トラストの副管理事務代行会社として日々の管理事務代行業務を行います。

2. 重要な会計方針

2.1 作成基準

財務諸表の作成に際して、財務諸表および添付の注記で報告される価額に影響を及ぼす可能性のある一定の見積もりおよび想定を行うことが経営陣に要求されます。実績はこれらの見積もりとは異なる可能性があります。財務諸表はアイルランドの財務報告基準に準拠して作成されています。真実かつ公正な概観の財務諸表を作成するために、アイルランド財務報告基準がアイルランド勅許会計士協会により公表され、会計基準審議会から刊行されています。この財務諸表は、損益を通じた公正価値に分類される金融商品（公正価値で測定されてきた）を除いては、取得原価主義に基づき作成されています。

本シリーズ・トラストは、改訂FRS1のもとでオープン・エンド型投資ファンドが利用できる免除規定を適用し、キャッシュ・フロー計算書を作成していません。

FRS3「財務業績の報告」により、総認識利得損失計算書および受益証券保有者の発行および買戻推移表に含まれるべき情報は、10ページの「買戻可能参加型受益証券の保有者に帰属する純資産変動計算書」にある管理会社の意見に含まれています。

2.2 損益を通じて公正価値で測定する金融商品の初期認識

損益を通じた公正価値に分類される金融商品はすべて、損益計算書で認識される公正価値の変動とともに公正価値で測定されます。

投資に関する売買は取引日に認識されます。取引日とは、資産の購入あるいは売却のための資金移動日を指します。

本シリーズ・トラストは、金融資産からのキャッシュ・フローに対する契約上の権利が期限切れとなるか、あるいは金融資産を譲渡し、かつその譲渡がFRS25に準拠して認識中止とするに適格である場合に、当該金融資産の認識を中止します。金融負債に関しては、契約に定められた支払義務が果たされた、取り消された、あるいは無効となった場合に認識を中止します。

2.3 ブローカーに対する債権および債務

ブローカーに対する債権および債務の金額は、約定済みであるが年度末までに受渡しが無了の、売却した証券に関する未収金および購入した証券に関する未払い金の金額を表します。

2.4 収入

銀行預金の利子収入は実効金利ベースで計上されます。債券の利子収入は実効金利ベースで計上されます。

2.5 費用

信託証書の条文に基づいて、本シリーズ・トラストの書類に記されていない限り、費用は発生基準で収入に対して請求されます。

2.6 資産評価

市場価格のある有価証券の場合

流動性のある市場で取引される投資の公正価値は、貸借対照表日の市場価格を基準とします。ファンドが保有する金融資産に適用される市場価格は買い呼び値の終値です。

市場価格はあるが、何らかの理由でその市場価格が入手できない可能性がある投資の場合、管理会社が任命し受託会社がこれを承認した者など、適格な人物が慎重かつ誠実に見積もった、実現可能性の高い価格が採用されます。

市場価格のない有価証券の場合

市場価格のない有価証券の価格については、独立したパーティーが提供する情報に基づき、管理会社が任命し受託会社がこれを承認した者など、適格な人物が慎重かつ誠実に見積もりを行わなければなりません。取引所では売買されない金融商品のため、公認証券取引所での市場価格が利用できず、ブローカーやディーラーからも入手できない場合には、当該金融商品の公正価値は評価技法を使用して見積もられます。評価技法には、最新の公正妥当な市場取引を利用する方法、本質的に同種とされる他の金融商品の現在公正価値を参照する方法、割引キャッシュ・フロー法、オプション価格決定モデルの他に、実際の市場取引において活用されている信頼できる見積価格を提供する技法もあります。

2.7 実現および未実現損益

当期に生じたすべての実現および未実現損益は、当期事業年度において買戻可能参加型授権証券の保有者に帰属する純資産が減少した場合、損益計算書に含まれます。信託証書に準拠して、信託財産から生じた実現および未実現純利益を分配に充当することはできません。

2.8 買戻可能参加型受益証券

本シリーズ・トラストは保有者の選択により買い戻す買戻可能な受益証券を発行します。この受益証券は負債に分類されます。

2.9 買戻可能参加型受益証券の保有者への分配

受託会社は管理会社の判断により決定された額を分配する裁量権を保持しています。その際の支払は、まず収入から支払われ、その後、元本から支払われます。

2.10 機能通貨および表示通貨

本シリーズ・トラストが影響を受ける通貨は米ドルであり、これは本シリーズ・トラストの信託財産の大部分が米ドル建てであることによります。表示通貨は米ドルです。

2.11 平準化

本シリーズ・トラストでは平準化会計が維持されます。従って、すべてのクラス受益証券に分配される金額は、同じ種類の受益証券の場合、発行日の如何に関わらずすべて同じとなります。平準化会計は既存の受益証券保有者の利益の希薄化を防ぐために適用されます。発行日までに発生した利益（もしあれば）を反映する受益証券の発行価格の該当部分に相当する合計額は、平準化による支払額と見なされ、受益証券が発行されたのと同じ会計年度に受益証券保有者が権限を有する本シリーズ・トラストの最初の分配もしくは積立と併せて受益証券保有者に払い戻すものとして扱われます。平準化はシリーズ・トラストによる受益証券の当初発行に関しては運用されません。

3. 関連会社との重要な契約および取引

管理会社

本信託の管理会社はダイワ・アセット・マネジメント・サービシズ（ケイマン）リミテッドです。運用会社は純資産価値の年率0.02%を報酬として受け取ります。当期、本シリーズ・トラストに発生した運用報酬は2万2,101米ドル（2009年12月21日から2010年11月30日までの期間：1,125米ドル）であり、このうち3,743米ドル（2010年：110米ドル）が期末の時点で未払いです。

受託および管理事務代行会社

本シリーズ・トラストの受託および管理事務代行会社として、BNYファンド・マネジメント（ケイマン）リミテッドが任命されています。同社は、年間8万米ドルをミニマムとして、本シリーズ・トラストの資産から純資産の年率0.10%を受託および管理事務代行報酬として受け取ります。決算日から6ヵ月間に最低報酬要件が適用されないとき、受託および管理事務代行報酬は各評価日に計算され、毎月後払いで支払われます。当期に本シリーズ・トラストに発生した受託および管理事務代行報酬は13万7,704米ドル（2009年12月21日から2010年11月30日までの期間：7万6,055米ドル）であり、このうち5万7,097米ドル（2010年：1万3,151米ドル）は期末の時点で未払です。

投資運用会社

管理会社は本シリーズ・トラストの資産の投資および再投資に関する運用権限をダイワ・アセット・マネジメント（ヨーロッパ）リミテッドに委託しています。投資運用会社は本シリーズ・トラストの資産から純資産の年率0.35%を報酬として受け取ります。これは各評価日の時点で計算され、毎月後払いで支払われます。当期に本シリーズ・トラストに発生した投資運用報酬は44万1,355米ドル（2009年12月21日から2010年11月30日までの期間：1万9,691米ドル）であり、このうち8万5,316米ドル（2010年：2,121米ドル）は期末の時点で未払いです。

投資運用会社（効力発生日：2011年3月1日）

2011年3月1日付けで契約は改正され、投資運用会社は本シリーズ・トラストの資産から純資産の年率0.40%を報酬として受け取ります。これは各評価日の時点で計算され、毎月後払いで支払われます。投資運用会社は投資顧問報酬を支払います。

投資顧問会社

日本における本シリーズ・トラストの投資顧問会社は大和証券投資信託委託株式会社であり、本シリーズ・トラストに対する投資アドバイスの提供を一任されています。投資顧問報酬は投資運用会社により支払われ、本シリーズ・トラストの資産からは支払われません。

保管会社

本シリーズ・トラストの保管会社はバンク・オブ・ニューヨーク・メロンです。

当期に本シリーズ・トラストに発生した保管報酬は4万8,179米ドル（2009年12月21日から2010年11月30日までの期間：1万4,262米ドル）であり、このうち0米ドル（2010年：2,846米ドル）は期末の時点で未払いです。

副管理事務代行会社

本信託は本シリーズ・トラストの副管理事務代行会社にBNYメロン・ファンド・サービスズ（アイルランド）リミテッドを任命しています。副管理事務代行会社は業務委託契約に従って、本シリーズ・トラストの日々の管理事務代行業務を行います。副管理事務代行会社は本シリーズ・トラストの資産から、1受益証券クラス当たり年間8,400ドルを報酬として受け取ります。これは各評価日の時点で計算され、毎月後払いで支払われます。加えて、副管理事務代行会社は受益証券発行および買戻ごとに取引手数料を本シリーズ・トラストの資産から受け取ります。

当期に本シリーズ・トラストに生じた副管理事務代行報酬は4万1,429米ドル（2009年12月21日から2010年11月30日までの期間：1万7,874米ドル）であり、このうち1万2,163米ドル（2010年：3,754米ドル）は期末の時点で未払いです。

販売会社報酬

販売会社は本シリーズ・トラストの資産から純資産の年率0.5%の報酬を受け取ります。これは各評価日の時点で計算され、毎月後払いで支払われます。当期に本シリーズ・トラストに生じた販売会社報酬は53万1,319米ドル（2009年12月21日から2010年11月30日までの期間：0米ドル）であり、このうち9万4,067米ドル（2010年11月30日：0米ドル）は期末の時点で未払いです。

代行協会員報酬

代行協会員は本シリーズ・トラストの資産から本シリーズ・トラストの米ドル建（ブラジル・リアル・ヘッジクラス）受益証券および米ドル建（豪ドル・ヘッジクラス）受益証券の純資産の年率0.1%の報酬を受け取ります。これは各評価日の時点で計算され、毎月後払いで支払われます。当期に本シリーズ・トラストに生じた代行協会員報酬は10万6,263米ドル（2009年12月21日から2010年11月30日までの期間：0米ドル）であり、このうち1万8,814米ドル（2010年11月30日：0米ドル）は期末の時点で未払いです。

管理サービス提供会社報酬

管理会社は大和証券投資信託委託株式会社を管理サービス提供会社に任命しました。管理サービス提供会社は本シリーズ・トラストの資産から本シリーズ・トラストの米ドル建（ブラジル・リアル・ヘッジクラス）受益証券および米ドル建（豪ドル・ヘッジクラス）受益証券の純資産の年率0.2%の報酬を受け取ります。これは各評価日の時点で計算され、毎月後払いで支払われます。当期に本シリーズ・トラストに生じた管理サービス提供会社報酬は21万2,530米ドル（2009年12月21日から2010年11月30日までの期間：0米ドル）であり、このうち3万7,629米ドル（2010年11月30日：0米ドル）は期末の時点で未払いです。

4. 現預金等

期末時点の現金残高は以下の通りです。

	2011年11月30日現在 米ドル	2010年11月30日現在 米ドル
銀行預金残高	1,397,822	126,459

5. 発行済み受益証券数および1受益証券当たりの純資産

	日本円建（日本 円・ヘッジクラ ス）	日本円建（ブラ ジル・リアル・ ヘッジクラス）	日本円建（豪ド ル・ヘッジクラ ス）	米ドル建（豪 ドル・ヘッジ クラス）	米ドル建（ブラ ジル・リアル・ ヘッジクラス）
2010年11月30日現在 の 発行済受益証券口数	4,473,824	1,180,550	-	-	-
当期発行受益証券口 数	175,760	234,748	1,192,579	293,074	2,533,470
当期買戻受益証券口 数	(4,538,247)	(1,292,341)	(1,072,284)	(15,700)	(112,640)

2011年11月30日現在の 発行済受益証券口数	111,337	122,957	120,295	277,374	2,420,830
-----------------------------	---------	---------	---------	---------	-----------

	日本円建（日本 円・ヘッジクラ ス） （日本円表示）	日本円建（ブラ ジル・リアル・ ヘッジクラス） （日本円表示）	日本円建（豪ド ル・ヘッジクラ ス） （日本円表示）	米ドル建（豪 ドル・ヘッジ クラス） （米ドル表 示）	米ドル建（ブ ラジル・リアル ・ヘッジクラ ス） （米ドル表示）
--	-------------------------------------	--	-------------------------------------	---	--

2011年11月30日現在の 1口当たり純資産	95.10	77.98	87.29	95.55	85.53
----------------------------	-------	-------	-------	-------	-------

	日本円建（日本 円・ヘッジクラ ス）	日本円建（ブラ ジル・リアル・ ヘッジクラス）	日本円建（豪 ドル・ヘッジ クラス）	米ドル建（豪 ドル・ヘッジ クラス）	米ドル建（ブ ラジル・リアル ・ヘッジクラ ス）
--	--------------------------	-------------------------------	--------------------------	--------------------------	-----------------------------------

2009年12月21日現在の 発行済受益証券口数	-	-	-	-	-
当期発行受益証券口数	4,473,824	1,180,550	-	-	-
当期買戻受益証券口数	-	-	-	-	-
2010年11月30日現在の 発行済受益証券口数	4,473,824	1,180,550	-	-	-

	日本円建（日本 円・ヘッジクラ ス） （日本円表示）	日本円建（ブラ ジル・リアル・ ヘッジクラス） （日本円表示）	日本円建（豪 ドル・ヘッジ クラス） （日本円表 示）	米ドル建（豪 ドル・ヘッジ クラス） （米ドル表 示）	米ドル建（ブ ラジル・リアル ・ヘッジクラ ス） （米ドル表 示）
--	-------------------------------------	--	---	---	--

2010年11月30日現在の 1口当たり純資産	98.05	94.95	-	-	-
----------------------------	-------	-------	---	---	---

議決権

信託証書の条項により要求されるか、発行済受益証券保有口数合計がシリーズ・トラスト全体の純資産の3分の1以上を占めるような受益者に書面により要求される（提案が受益者の決議案である場合）か、あるいは、各シリーズ・トラストの受益証券口数の3分の1以上の受益者に書面により要求される（提案が1シリーズ・トラストの決議案である場合）か、いずれの場合、受託会社はシリーズ・トラスト全体の受益者集会または各シリーズ・トラストの受益者集会を招集し、それぞれに応じて場所および日時を設定し、集会通知を発送します。各受益者集会に関して開催場所、日時、当該集会の議案を記した書面通知が、各シリーズ・トラスト全体の受益者集会である場合には全受益者に対して、各シリーズ・トラストの受益者集会である場合には各シリーズ・トラストの受益者に対して、受託会社によって開催日の15日前に行われます。当該受益者集会開催日の少なくとも21日前に保有している受益者に書面通知が行われます。手違いによる通知漏れや、保有者による不受理等があっても、受益者は集会の開催を中止できません。受託会社または管理会社の役員その他の有権限者は、いずれの集会にも参加権と発言権を有しています。定足数は、受益証券保有者が1名のみの場合にはその1名となり、それ以外では2名となります。いずれの集会においても、集会で投票にかけられる決議案は書面による投票で決定されます。発行済受益証券保有口数合計がシリーズ・トラスト全体の純資産の少なくとも50%以上を占めるような受益者に承認される（提案が受益者の決議案である場合）か、あるいは、各シリーズ・トラストの発行済受益証券口数の少なくとも半数以上を保有する受益者により承認される（提案が1シリーズ・トラストの決議案である場合）ならば、投票結果はその集会の議決とみなされます。受益者の決議案に係る純資産は、集会開催日の直前の評価日の純資産が使用されます。投票は本人が代理人によって行われます。

受益証券の発行および買戻の受付停止等

受託会社は、下記の期間中、本シリーズ・トラストの発行および買戻の受付を停止する権限、または買戻を行った受益者への買戻金額の一部または全額の支払日を延期する権限を有します：

a) 当該シリーズ・トラストの投資対象の相当部分が上場、値付け、売買、取引されている株式、コモディティ、先物のいずれかの証券取引所や店頭市場が休業（週末および祭日等の通常の休業以外で）しているか、それら取引所のいずれかで売買が制限あるいは停止されている場合、もしくは

b)運用会社の見解において、当該シリーズ・トラスト信託財産の売却が合理的に実行可能ではない状況、あるいはそのような投資の売却が当該シリーズ・トラストの受益者にとって重大な不利益となる状況が存在する場合、もしくは

c)当該シリーズ・トラストの投資の価値あるいは純資産の保全のために通常使用される手段のいずれかに障害が生じるか、または管理会社の見解において、当該シリーズ・トラストの投資、その他の資産、純資産のいずれかの評価がその他の理由で合理的あるいは公正に確認できないと考えられる場合、もしくは

d)当該シリーズ・トラストの投資の買戻やキャッシュ化が、あるいはそのような買戻やキャッシュ化に係る資金取引が、管理会社の見地において、通常の価額や為替レートでは成立が難しいと考えられる場合、もしくは

e)悪疫、戦争、テロ、反乱、革命、暴動、反乱、ストライキ、自然災害のために、当該シリーズ・トラストの運営に関して受託会社あるいは管理会社の事業運営が実質的に中断または終了となった場合。

そのような停止が生じた場合には、当該シリーズ・トラストの全受益者に30日以内に書面で通知され、また、停止期間が終了すれば直ちに通知されます。

6. ソフト・コミッション

2010年11月30日を期末とする会計年度及び2011年11月30日を期末とする会計年度において、本シリーズ・トラストの管理会社と管理事務代行会社が関与するソフト・コミッション契約はありませんでした。

7. 金融商品とその関連リスク

市場リスク（為替リスク、金利リスク、価格リスクを含む）、信用やカウンターパーティーリスク、流動性リスクなど、本シリーズ・トラストには下記の通りさまざまな金融リスクがあります。

本シリーズ・トラストの管理会社はダイワ・アセット・マネジメント・サービシズ（ケイマン）リミテッドです。管理会社は信託証書に基づき、各シリーズ・トラストの資産に関する投資および再投資の運用、各シリーズ・トラストに関する資金調達の権限行使、各シリーズ・トラスト受益証券の発行および買戻に責任を負います。

(a) 市場リスク

市場リスクとは、金融商品の将来キャッシュ・フローの公正価値が市場価格の変動により増減するリスクです。市場リスクには金利リスク、為替リスク、その他の価格変動リスクの3種類があります。

本シリーズ・トラストは金融商品を売買し、債券および債券市場における短期的変動を利用するため、上場および店頭派生商品に投資することもあります。そのため本シリーズ・トラストは、オプションおよび金融先物を売買することがありますが、これは定められた投資制限内で行われます。

2011年11月30日を期末とする会計年度に、本シリーズ・トラストは外国為替予約取引を実施しました。詳細については、後述を参照ください。

有価証券への投資はすべて、元本を毀損するリスクを伴います。投資運用会社は、本シリーズ・トラストの投資目的に従って定められた規制の範囲内で慎重に有価証券およびその他の金融商品に投資することにより、このリスクを緩和します。金融商品に定められているその他の制限には、発行体ごとの保有制限（6～7%）があります。金融商品から生じるリスクの上限は、金融商品の公正価値により決まります。

投資運用会社は市場リスクを日々モニターしています。

(i) 為替リスク

為替リスク感応度分析

FRS29「金融商品：開示」において、為替リスクとは金融商品の公正価値が外国為替レートの変動により増減するリスクと定義されています。このリスクは、公正価値が測定する機能通貨とは異なる通貨建金融商品に生じます。投資運用会社は基準通貨以外のクラス受益証券の為替リスクをヘッジ、またはクラス受益証券の基準通貨以外の通貨の投機を行う目的で、外国為替予約取引などの金融派生商品を活用します。これらの外国為替予約取引で生じるいかなる損益もこれら特定の発行済受益証券に配分されます。期限1～3ヶ月の外国為替予約取引によりすべての為替取引がカバーされています。

2011年11月30日現在、で本シリーズ・トラストが保有する外国為替予約取引は次のとおりです。

2011年11月30日

金融派生商品 - 資産

買付通貨	買付額	売付通貨	売付額	満期日	未実現利益 米ドル
豪ドル	141,768	米ドル	(137,949)	2012年1月31日	6,610
豪ドル	901,533	米ドル	(900,000)	2012年1月31日	19,341
豪ドル	25,000,000	米ドル	(24,443,000)	2012年1月31日	1,050,839
ブラジル・レアル	233,293	米ドル	(126,824)	2012年1月31日	817
ブラジル・レアル	218,091,301	米ドル	(119,000,000)	2012年1月31日	325,049
ブラジル・レアル	159,775,500	米ドル	(87,000,000)	2012年1月31日	418,523
為替先物の未実現利益					1,821,179
金融派生商品合計 - 資産					1,821,179

2011年11月30日**金融派生商品 - 負債**

買付通貨	買付額	売付通貨	売付額	満期日	未実現損失 米ドル
日本円	10,687,494	米ドル	(139,030)	2012年1月31日	(1,160)
米ドル	2,177	豪ドル	(2,249)	2012年1月31日	(117)
米ドル	2,026	ブラジル・レアル	(3,876)	2012年1月31日	(93)
米ドル	1,939	日本円	(151,349)	2012年1月31日	(13)
為替先物の未実現損失					(1,383)
金融派生商品合計 - 負債					(1,383)

2010年11月30日現在、で本シリーズ・トラストが保有する外国為替予約取引は次のとおりです。

2010年11月30日**金融派生商品 - 負債**

買付通貨	買付額	売付通貨	売付額	満期日	未実現損失 米ドル
日本円	450,000,000	米ドル	(5,562,375)	2011年1月31日	(185,402)
ブラジル・レアル	2,422,000	米ドル	(1,400,000)	2011年1月31日	(9,879)
為替先物の未実現損失					(195,281)
金融派生商品合計 - 負債					(195,281)

米ドルが日本円、ブラジル・レアルおよび豪ドルに対して5%上昇した場合、買戻可能参加型受益証券の受益者に帰属する純資産は、以下に示すとおり減少（増大）することになります：

	通貨	通貨以外	通貨	感応度変化	2011年
	米ドル	米ドル		%	米ドル
日本円	135,762	-	135,762	5%	6,788
合計	135,762	-	135,762		6,788

	米ドル	米ドル		%	米ドル
ブラジル・レアル	206,868,919	-	206,868,919	5%	10,343,446
合計	206,868,919	-	206,868,919		10,343,446

	米ドル	米ドル		%	米ドル
豪ドル	26,555,256	-	26,555,256	5%	1,327,763
合計	26,555,256	-	26,555,256		1,327,763

上記の感応度分析は外国為替レートが合理的に変動するという仮定および最良の見積もりに基づいており、その他すべての変数は一定と仮定されています。実際に行われる売買の損益は上記感応度分析とは相違することがあり、相違が重大となる可能性があります。

米ドルが日本円およびブラジル・レアルに対して5%上昇した場合、買戻可能参加型受益証券の受益者に帰属する純資産は、以下に示すとおり減少（増大）することになります：

	通貨	通貨以外	通貨	感応度変化	2010年
	米ドル	米ドル		%	米ドル
日本円	5,371,650	-	5,371,650	5%	268,583
合計	5,371,650	-	5,371,650		268,583

	米ドル	米ドル		%	米ドル
ブラジル・レアル	1,388,782	-	1,388,782	5%	69,439
合計	1,388,782	-	1,388,782		69,439

上記の感応度分析は外国為替レートが合理的に変動するという仮定および最良の見積もりに基づいており、その他すべての変数は一定と仮定されています。実際に行われる売買の損益は上記感応度分析とは相違することがあり、相違が重大となる可能性があります。

(ii) 金利リスク

本シリーズ・トラストの金融資産の過半数は金利が付与される金融商品です。そのため、市場の実勢金利水準の変動により、信託財産の価値が増減するといった金利リスクにさらされています。本シリーズ・トラストは、ブルームバーグ経由の経済データをベースとして金利情勢を予測しており、日々モニターしています。加えて、投資銀行、中央銀行、その他の資産運用会社を含むさまざまな情報ソースから得られる情報や意見を参考にしています。テクニカル分析はリスク水準を引き下げするために活用され、トレジャリー、スワップ、為替等の市場金利水準に連動する金融商品を分析する際に有用となります。これらは現在の経済情勢の長期的展望の一部を担っていると判断されます。

本シリーズ・トラスト信託財産が景気サイクルのどの段階にあるか、また現在の投資利回りが将来の金利情勢をどの程度、反映したものかどうかに応じて、金利リスクは管理されます。本シリーズ・トラストは、通常、特定の意見を適切に取り入れ、分散化されたポートフォリオを採用しております。これらにより、ポートフォリオの予期せぬ変動を最小限に抑えることができ、金利情勢をよりクリアにし、超過利益の機会があると判断される場合には、追加的なポジションを取ります。

金利エクスポージャーはポートフォリオ・デュレーションにより算出されます。日々デュレーションをベンチマークと比較し、調整を実施しています。

修正デュレーション

これは金利の変動率から生じる確定利付証券の価格感応度を示します。デュレーションは年数で記述されます。例えば、5年のデュレーションとは金利が1%上昇すればその債券の価格が5%下落し、金利が1%下がればその債券の価格が5%上昇することを意味します。デュレーションはその債券の支払いまでの期間を加重した指標です。満期とは異なり、債券の保有期間を通じて支払われる金利を考慮に入れています。基本的には、債券あるいは債券ポートフォリオから生じるキャッシュフローの加重平均と言えます。

投資家は債券のボラティリティを把握するためにデュレーションを利用します。一般的には、デュレーションが高い（支払いまでにより長期間待たなければならない）と、金利の上昇に従い価格はより大きく下落します。もちろん、リスクが増すとともに期待されるリターンも大きくなります。投資家が債券の保有期間に金利の下落を予想するならば、長期デュレーションの債券は短期デュレーションの債券と比較してより価格が上昇するので、魅力的な投資対象となります。

限界

金利や価格感応度の指標としてデュレーションのもつ限界のひとつは、それが線形指標であるという点です。すなわちそれは、金利のある変動率に関して市場価格に同等の変動が生じるということを前提にしています。しかし、金利が変動するとき、債券価格が直線的に変化することはおそらくなく、むしろ幾分かカーブして、あるいは金利の凸関数的に変化するでしょう。

感応度分析

2011年11月30日

修正デュレーション7.461×金利の合理的な変化1%×ポートフォリオの市場価格の合計（28ページ）2億2,271万1,861米ドル＝1,661万6,532米ドル。公式にはデュレーションに制限は設けられていませんが、内部的なターゲットレンジは約8年です。次の表は本シリーズ・トラストの金利リスクに対するエクスポージャをまとめたものです。表には本シリーズ・トラストの資産および特定取引負債が公正価値で表示されており、契約上の再値付け日あるいは満期日までの期間が短いものから順にまとめられています。

	1年以内 米ドル	1年超-5年以内 米ドル	5年超 米ドル	ゼロクーポン債 米ドル	2011年11月30日 現在の合計 米ドル
現預金等	1,397,822	-	-	-	1,397,822
損益を通じて公正価値で測定する金融資産		18,113,608	204,598,253	1,821,179	224,533,040
未収利息	-	-	-	3,719,116	3,719,116
ブローカーに対する債権	-	-	-	4,005,465	4,005,465
資本受益証券未収金	-	-	-	2,436,154	2,436,154
前払金および受取債権	-	-	-	151,049	151,049
資産合計	1,397,822	18,113,608	204,598,253	12,132,963	236,242,646
損益を通じて公正価値で測定する金融負債	-	-	-	(1,383)	(1,383)
ブローカーに対する債務	-	-	-	(1,842,500)	(1,842,500)
未払費用	-	-	-	(438,438)	(438,438)
負債合計（買戻可能参加型受益証券の保有者に	-	-	-	(2,282,321)	(2,282,321)
帰属する純資産を除く）					
金利感応度ギャップ	1,397,822	18,113,608	204,598,253	9,850,642	233,960,325

2010年11月30日

修正デュレーション7.80×金利の合理的な変化1%×ポートフォリオの市場価格の合計（23ページ）657万1,286米ドル＝51万2,560米ドル。公式にはデュレーションに制限は設けられていませんが、内部的なターゲットレンジは約8年です。次の表は本シリーズ・トラストの金利リスクに対するエクスポージャをまとめたものです。表には本シリーズ・トラストの資産および特定取引負債が公正価値で表示されており、契約上の再値付け日あるいは満期日までの期間が短いものから順にまとめられています。

	1年以内 米ドル	1年超-5年以内 米ドル	5年超 米ドル	ゼロクーポン債 米ドル	2010年11月30日 現在の合計 米ドル
現預金等	126,459	-	-	-	126,459

損益を通じて公正価値で測定する金融資産	-	254,433	6,316,853	-	6,571,286
未収利息	-	-	-	108,591	108,591
前払金および受取債権	-	-	-	25,117	25,117
資産合計	126,459	254,433	6,316,853	133,708	6,831,453
損益を通じて公正価値で測定する金融負債	-	-	-	(195,281)	(195,281)
未払費用	-	-	-	(61,432)	(61,432)
負債合計（買戻可能参加型受益証券の保有者に 帰属する純資産を除く）	-	-	-	(256,713)	(256,713)
金利感応度ギャップ	126,459	254,433	6,316,853	(123,005)	6,574,740

(iii)市場価格リスク

本シリーズ・トラストの債務証券は、当該金融商品の将来価格に関する不確実性から生じる市場価格リスクの影響を受けます。投資運用会社は市場価格リスクを日々モニターしております。

	公正価値 2011年 米ドル	公正価値が純資 産に占める割合 2011年 (%)	公正価値 2010年 米ドル	公正価値が純資 産に占める割合 2010年 (%)
2011年11月30日現在の市場全体に対する エクスポージャは以下の通りです。				
公正価値で表示された欧州債券	69,694,410	29.79	2,010,075	30.57
公正価値で表示されたインドネシア債券	19,728,650	8.43	496,801	7.56
公正価値で表示されたメキシコ債券	29,695,510	12.69	917,310	13.95
公正価値で表示されたパナマ債券	2,649,642	1.13	172,200	2.62
公正価値で表示されたフィリピン債券	29,829,625	12.75	708,086	10.77
公正価値で表示された南アフリカ債券	1,751,250	0.75	131,794	2.01
公正価値で表示された南米債券	69,362,774	29.65	2,135,020	32.47
合計	222,711,861	95.19	6,571,286	99.95

次の表は投資ポートフォリオ内の重要なセクターの集中度合を要約したものです。

	2011年11月30日	2010年11月30日
セクター	ファンドの債券ポートフォリオに 占める割合(%)	ファンドの債券ポートフォリオに 占める割合(%)
政府	100.00%	100.00%
合計	100.00%	100.00%

(b)流動性リスク

本シリーズ・トラストに組み入れられている金融商品のすべてが、上場または、格付を有しているとは限らず、したがって流動性が低い場合があります。さらには、一部の投資では売却までに時間を要し、不利な価格での売却を余儀なくされる場合があります。また市況が悪化し、流動性の低下により組み入れられている金融商品を公正価値で売却することが難しい事態に直面する可能性もあります。本シリーズ・トラストの買戻には、組み入れられている金融商品の売却を可能にするために3営業日前の申し出が必要です。

しかしながら、市場が薄商いあるいは好ましくないと判断されるタイミングで受益者の買戻による換金化に対応するため、本シリーズ・トラストは純資産の10%を上限とした借入れが可能です。

買戻申込はロンドン時間でT-3に、買付申込はT-4に、可能な限り毎日受理されます（アイルランド、英国、日本および関連通貨の銀行休業日を除く）。申込口数に上限はありません。買戻資金のために組み入れられている金融商品を売却することもあり

ます。

本シリーズ・トラストの資産は、主として速やかに換金可能な有価証券で構成されています。投資運用会社は通常、随時発生する債務に対応するため、一定の現金ポジションを保持しています。

投資運用会社は流動性リスクを日々モニターしております。

次の表は2011年11月30日および2010年11月30日現在の本シリーズ・トラストの未払金を表示しています。

	1ヵ月未満 米ドル
2011年11月30日現在	
未払費用	(438,438)
ブローカーに対する債務	(1,842,500)
損益を通じて公正価値で測定する金融負債	(1,383)
買戻予定額	(233,960,325)
金融負債合計	(236,242,646)

	1ヵ月未満 米ドル
2010年11月30日現在	
未払費用	(61,432)
損益を通じて公正価値で測定する金融負債	(195,281)
買戻予定額	(6,574,740)
金融負債合計	(6,831,453)

(c) 信用リスク

本シリーズ・トラストに組み入れられている金融商品の発行体が信用不良に陥り、その一部あるいは全額の損失を被らない保証はありません。また、本シリーズ・トラストは、金融商品取引や金融派生商品取引で証拠金や担保を提供しているカウンターパーティーの信用リスクにさらされ、カウンターパーティーの債務不履行というリスクを負うことがあります。

2011年11月30日を期末とする会計年度に関して、報告日現在の信用リスクへのエクスポージャは下表の通りです。投資運用会社はバンク・オブ・ニューヨーク・メロンおよびBNYメロン・ファンド・サービシズ（アイルランド）リミテッドへのデュー・デリジェンスを十分に実施しています。これは本シリーズ・トラスト設立前に実施され、投資運用会社はバンク・オブ・ニューヨーク・メロンおよびBNYメロン・ファンド・サービシズ（アイルランド）リミテッドのダブリンおよびブリュッセルのオフィスを訪問し、バンク・オブ・ニューヨーク・メロンおよびBNYメロン・ファンド・サービシズ（アイルランド）リミテッドのシステムやチーム構成等の詳細を記したデュー・デリジェンス報告書を作成しております。

2011年11月30日現在の先物契約の未実現利益は182万1,179米ドル（2010年：0米ドル）であり、信用リスクにさらされています。

バンク・オブ・ニューヨーク・メロン SA/NVおよびUBSとの間で先物契約を保有しています。両者とも高い信用格付けをもつ信頼できる会社です。

2011年11月30日現在および2010年11月30日現在で、現預金等はバンク・オブ・ニューヨーク・メロンのカストディアン口座に預託されています。

投資運用会社はカストディアン・リスクを最小限に抑えることができたと確信しています。本シリーズ・トラストの傾向としては、1銘柄当たり最大で約6-7%という保有上限を定めており、組み入れ金融商品のほとんどはこの水準を大幅に下回っています。

投資運用会社は信用リスクを日々モニターしております。投資運用会社はロンドンおよび東京を拠点とする信用分析チーム

を編成し、本シリーズ・トラストに組み入れられている金融商品を日々監視しています。また、投資運用会社には頻繁に更新され監視される投資対象母集団があります。有価証券の信用の質を監視する方法は次のとおりです：

格付けアクションの監視：格上げ・格下げ、ウォッチ、見通し
 発行体の主要クレジット・メトリックスのモデリング
 レポート：ニュース、格付けの変更、ロンドンおよび東京チームの四半期成績
 東京およびロンドンからの要請による個別レポート
 保有候補に関する合併・吸収活動の効果予想

2011年11月30日現在および2010年11月30日現在の分析結果は次のとおりです：

格付け区分別ポートフォリオ 格付け	純資産に占める割合 2011年11月30日現在	純資産に占める割合 2010年11月30日現在
A3	0.75	2.00
B2	10.38	5.77
B3	3.61	2.07
Ba1	7.73	5.55
Ba2	26.16	23.70
Ba3	-	10.77
Baa1	26.75	28.38
Baa2	12.00	-
Baa3	7.81	21.70
合計	95.19	99.95

この表には2011年11月30日現在および2010年11月30日現在で保有する債券が含まれます。

8. 損益を通じて公正価値で測定する金融商品

投資の公正価値

改正FRS29に基づく公正価値の3段階のレベルは、次のように説明されます：

レベル1 - 同一の非拘束資産あるいは負債に関して測定日の時点で得られる、活発な市場における未調整の相場価格

レベル2 - 当該資産あるいは負債に関して直接的（価格）であれ間接的（価格からの導出）であれ観察可能なインプットで、レベル1の相場価格以外のもの

レベル3 - 当該資産あるいは負債に関する、観察可能な市場データに基づかないインプット（観察不可能なインプット）

公正価値のレベルは、公正価値の測定を全体として分類するものです。この段階におけるレベルは、全体としての公正価値の測定に有効な最低レベルのインプットに基づいて決定されます。この目的から、インプットの有効性は全体としての公正価値の測定に対して評価されます。ある公正価値の測定が観察不可能なインプットに基づいた重要な修正を要求される観察可能なインプットを使用するならば、その測定はレベル3となります。全体としての公正価値の測定に対する特定のインプットの有効性評価では、当該資産あるいは負債の個別要因を考慮した上で判断することが要求されます。

2011年11月30日現在および2010年11月30日現在でレベル2で公正価値が認識された金融商品への投資は、次の表のとおりです：

損益を通じて公正価値で測定する金融資産および負債	2011年11月30日 現在 レベル2	2010年11月30日 現在 レベル2
--------------------------	---------------------------	---------------------------

米ドル

米ドル

損益を通じて公正価値で表示

国債	222,711,861	6,571,286
為替先物の利益	1,821,179	-
為替先物の損失	(1,383)	(195,281)
損益を通じて公正価値で測定する金融資産および負債	224,531,657	6,376,005

9. 実現および未実現利益純額

損益を通じて公正価値で測定する金融資産および負債に関する純利益は、2011年11月30日および2010年11月30日を期末とする会計年度の損益計算書に示されており、次のように分析することができます：

	2011年11月30日で終了する会計年度 米ドル	2009年12月21日（設定日）から2010年11月30日までの会計年度 米ドル
有価証券およびデリバティブへの投資に関する実現純利益（損失）額	(492,404)	7,246
為替および為替先物に係る実現純利益（損失）額	(22,197,771)	645,239
投資の実現純利益（損失）額	(22,690,175)	652,485
有価証券およびデリバティブへの投資に関する未実現利益（損失）の純変動額	(1,245,279)	352,875
為替および為替先物に係る未実現利益（損失）の純変動額	2,023,654	(185,499)
投資の未実現利益の純変動額	778,375	167,376
損益を通じた金融資産および負債に係る純利益（損失）	(21,911,800)	819,861

10. 関連当事者間の取引

関連当事者とは、ある当事者が他の当事者を支配しているか、または他の当事者の財務上及び業務上の意思決定に対して重要な影響力を有している場合の当事者等をいいます。2011年11月30日現在の関連当事者は以下の通りです。

管理会社 - ダイワ・アセット・マネジメント・サービスズ（ケイマン）リミテッド

投資運用会社 - ダイワ・アセット・マネジメント（ヨーロッパ）リミテッド

投資顧問会社 - 大和証券投資信託委託株式会社

販売会社 - 大和証券株式会社および大和証券キャピタルマーケット株式会社

代行協会員 - 大和証券株式会社

管理サービス提供会社 - 大和証券投資信託委託株式会社

上記関連当事者に対する報酬の詳細は、注記3を参照ください。

2011年11月30日および2010年11月30日現在、関連当事者と見なされる本シリーズ・トラストの受益者が保有する保有口数は以下の通りです：

信託名	受益者名	2011年11月30日現在の発行済口数	2010年11月30日現在の発行済口数	比率（％）
ダイワ新興国債券ファンド（毎月分配型）日本円建（ブラジル・レアル・ヘッジクラス）	大和証券投資信託委託株式会社	-	1,180,550	100%

ダイワ新興国債券ファンド（毎月分配型）日本円建（日本円・ヘッジクラス）	大和証券投資信託委託株式会社	-	4,473,824	100%
ダイワ新興国債券ファンド（毎月分配型）米ドル建（豪ドル・ヘッジクラス）	大和証券株式会社	277,374	-	100%
ダイワ新興国債券ファンド（毎月分配型）米ドル建（ブラジル・レアル・ヘッジクラス）	大和証券株式会社	2,420,830	-	100%

11. 目論見書の追加物

2011年8月30日付けで投資ガイドラインの変更が行われたので、新たな添付書類が発行されています。

12. 初期認識における損益を通じて公正価値で測定する金融資産

	2011年11月30日 現在 米ドル	2010年11月30日現在 米ドル
国債	222,711,861	6,571,286
外国為替予約取引に係る未実現利益	1,821,179	-
	<u>224,533,040</u>	<u>6,571,286</u>

13. 初期認識における損益を通じて公正価値で測定する金融負債

	2011年11月30日 現在 米ドル	2010年11月30日現在 米ドル
外国為替予約取引に係る未実現損失	(1,383)	(195,281)
	<u>(1,383)</u>	<u>(195,281)</u>

14. 税務

ケイマン諸島の現行法では、本信託が支払う所得税、資産税、法人税、キャピタルゲイン税、ケイマン諸島のその他の税はありません。このため、財務諸表には納税引当金は計上されていません。本信託は、特定の利息、配当、キャピタルゲインに対して外国で税金を源泉徴収されることがあります。

15. 為替レート

外国為替取引は取引日の実勢為替レートを用いて機能通貨に換算されます。かかる取引の決済ならびに外国通貨建ての金融資産および負債の期末日現在の為替レートによる換算によって生じる為替差損益は損益計算書で認識されます。

2011年11月30日現在で使用された為替レートは次のとおりです：

貸借対照表		損益計算書および買戻可能参加型受益証券の保有者に帰属する純資産変動計算書	
2011年11月30日を 期末とする会計年度		2011年11月30日を 期末とする会計年度1	
77.630000円	1米ドル	80.174964円	1米ドル
1.802250ブラジル・レアル	1米ドル	1.661901ブラジル・レアル	1米ドル
0.973425豪ドル	1米ドル	0.970567豪ドル	1米ドル

2010年11月30日現在で使用された為替レートは次のとおりです：

貸借対照表		損益計算書および買戻可能参加型受益証券の保有者に に帰属する純資産変動計算書	
2010年11月30日を 期末とする会計年度		2010年11月30日を 期末とする会計年度	
83.769998円	1米ドル	88.350782円	1米ドル
1.719900ブラジル・リアル	1米ドル	1.761548ブラジル・リアル	1米ドル

16. 受益証券保有者への分配金

日本円建（日本円・ヘッジクラス）に関しては、2010年12月10日に67万1,074円の分配金が支払われると宣せられました。これは、1口当たり0.15円になります。2011年1月7日には、76万1,720円の分配金が支払われると宣せられました。これは、1口当たり0.17円になります。2011年2月10日には、94万2,606円の分配金が支払われると宣せられました。これは、1口当たり0.21円になります。2011年3月10日には、88万6,278円の分配金が支払われると宣せられました。これは、1口当たり0.25円になります。2011年4月11日には、85万3,055円の分配金が支払われると宣せられました。これは、1口当たり0.24円になります。2011年5月10日には、81万9,559円の分配金が支払われると宣せられました。これは、1口当たり0.23円になります。2011年6月10日には、132万1,549円の分配金が支払われると宣せられました。これは、1口当たり0.37円になります。2011年7月11日には、4万1,605円の分配金が支払われると宣せられました。これは、1口当たり0.39円になります。2011年8月10日には、6万7,038円の分配金が支払われると宣せられました。これは、1口当たり0.63円になります。2011年9月12日には、19万7,045円の分配金が支払われると宣せられました。これは、1口当たり1.84円になります。2011年10月11日には、2万728円の分配金が支払われると宣せられました。これは、1口当たり0.19円になります。2011年11月10日には、19万5,671円の分配金が支払われると宣せられました。これは、1口当たり1.79円になります。

日本円建（ブラジル・リアル・ヘッジクラス）に関しては、2010年12月10日に110万9,717円の分配金が支払われると宣せられました。これは、1口当たり0.94円になります。2011年1月7日には、114万4,574円の分配金が支払われると宣せられました。これは、1口当たり0.96円になります。2011年2月10日には、122万8,512円の分配金が支払われると宣せられました。これは、1口当たり1.02円になります。2011年3月10日には、149万7,757円の分配金が支払われると宣せられました。これは、1口当たり1.13円になります。2011年4月11日には、309万8,540円の分配金が支払われると宣せられました。これは、1口当たり2.31円になります。2011年5月10日には、161万9,368円の分配金が支払われると宣せられました。これは、1口当たり1.18円になります。2011年6月10日には、155万6,331円の分配金が支払われると宣せられました。これは、1口当たり1.12円になります。2011年7月11日には、21万7,405円の分配金が支払われると宣せられました。これは、1口当たり1.90円になります。2011年8月10日には、9万3,929円の分配金が支払われると宣せられました。これは、1口当たり0.81円になります。2011年9月12日には、8万6,593円の分配金が支払われると宣せられました。これは、1口当たり0.74円になります。2011年10月11日には、8万6,156円の分配金が支払われると宣せられました。これは、1口当たり0.73円になります。2011年11月10日には、30万9,694円の分配金が支払われると宣せられました。これは、1口当たり2.60円になります。

日本円建（豪ドル・ヘッジクラス）に関しては、2011年3月10日には、71万5,021円の分配金が支払われると宣せられました。これは、1口当たり0.65円 になります。2011年4月11日には、592万3,248円の分配金が支払われると宣せられました。これは、1口当たり5.35円になります。2011年5月10日には、74万5,132円の分配金が支払われると宣せられました。これは、1口当たり0.64円になります。2011年6月10日には、72万6,355円の分配金が支払われると宣せられました。これは、1口当たり0.62円になります。2011年7月11日には、39万2,325円の分配金が支払われると宣せられました。これは、1口当たり3.66円になります。2011年8月10日には、66,249円の分配金が支払われると宣せられました。これは、1口当たり0.60円になります。2011年9月12日には、32万74円の分配金が支払われると宣せられました。これは、1口当たり2.88円になります。2011年10月11日には、5万8,453円の分配金が支払われると宣せられました。これは、1口当たり0.51円になります。2011年11月10日には、43万2,406円の分配金が支払われると宣せられました。これは、1口当たり3.75円になります。

米ドル建（豪ドル・ヘッジクラス）に関しては、2011年5月10日には、16万1,140米ドルの分配金が支払われると宣せられました。これは、1口当たり5.00米ドルになります。2011年6月10日には、11万1,102米ドルの分配金が支払われると宣せられました。これは、1口当たり1.10米ドルになります。2011年7月11日には、38万2,198米ドルの分配金が支払われると宣せられました。これは、1口当たり2.40米ドルになります。2011年8月10日には、11万7,757米ドルの分配金が支払われると宣せられました。これは、1口当たり0.60米ドルになります。2011年9月12日には、14万1,296米ドルの分配金が支払われると宣せられました。これは、1口当たり0.60米ドルになります。2011年10月11日には、15万4,954米ドルの分配金が支払われると宣せられました。これは、1口当たり0.60米ドルになります。2011年11月10日には、16万1,279米ドルの分配金が支払われると宣せられました。これは、1口当たり0.60米ドルになります。

米ドル建（ブラジル・リアル・ヘッジクラス）に関しては、2011年5月10日には、123万7,844米ドルの分配金が支払われると宣せられました。これは、1口当たり2.30米ドルになります。2011年6月10日には、333万4,629米ドルの分配金が支払われると宣せられました。これは、1口当たり3.80米ドルになります。2011年7月11日には、385万2,023米ドルの分配金が支払われると宣せられました。これは、1口当たり3.10米ドルになります。2011年8月10日には、205万5,328米ドルの分配金が支払われると宣せられました。これは、1口当たり1.10米ドルになります。2011年9月12日には、228万3,922米ドルの分配金が支払われると宣せられました。これは、1口当たり1.00米ドルになります。2011年10月11日には、210万4,370米ドルの分配金が支払われると宣せられました。これは、1口当たり0.90米ドルになります。2011年11月10日には、215万9,320米ドルの分配金が支払われると宣せられました。これは、1口当たり0.90米ドルになります。

17. 当期における重要な事象

当期において重要な事象はありませんでした。

18. 貸借対照表日後の事象

財務諸表において開示が必要となる、期末日以降の後発事象はありませんでした。

19. 財務諸表の承認

本財務諸表は2012年3月13日に受託会社により承認されました。

ポートフォリオ明細書
2011年11月30日現在

額面	銘柄	市場価格 米ドル	純資産 に占め る割合
国債			
1,800,000	Argentina Bonos 7% 10/03/2015	1,572,700	0.67
6,000,000	Argentina Bonos 7% 04/17/2017	4,757,666	2.03
4,500,000	Argentine Republic Government International Bond 2.5% 12/31/2038	1,545,750	0.66
790,367	Argentine Republic Government International Bond 8.28% 12/31/2033	576,968	0.25
1,500,000	Brazilian Government International Bond 5.625% 01/07/2041	1,698,750	0.73
4,500,000	Brazilian Government International Bond 5.875% 01/15/2019	5,247,000	2.24
3,000,000	Brazilian Government International Bond 8.25% 01/20/2034	4,395,000	1.88
1,500,000	Brazilian Government International Bond 8.75% 02/04/2025	2,205,000	0.94
1,000,000	Brazilian Government International Bond 8.875% 10/14/2019	1,380,000	0.59
1,400,000	Brazilian Government International Bond 8.875% 04/15/2024	2,063,250	0.88
1,000,000	Brazilian Government International Bond 10.125% 05/15/2027	1,605,010	0.69
2,000,000	Brazilian Government International Bond 12.25% 03/06/2030	3,742,520	1.60
3,111,000	Brazilian Government International Bond 12.75% 01/15/2020	5,179,846	2.21
500,000	Bulgaria Government International Bond 8.25% 01/15/2015	554,500	0.24
2,800,000	Colombia Government International Bond 7.375% 03/18/2019	3,511,200	1.50
800,000	Colombia Government International Bond 7.375% 09/18/2037	1,084,000	0.46
1,200,000	Croatia Government International Bond 6.625% 07/14/2020	1,065,750	0.46
1,500,000	Croatia Government International Bond 6.75% 11/05/2019	1,357,500	0.58
3,400,000	Hungary Government International Bond 6.25% 01/29/2020	3,135,487	1.34
1,000,000	Hungary Government International Bond 7.625% 03/29/2041	931,607	0.40
2,800,000	Indonesia Government International Bond 7.75% 01/17/2038	3,752,000	1.60
2,500,000	Indonesia Government International Bond 10.375% 05/04/2014	2,934,200	1.25
5,000,000	Indonesia Government International Bond 11.625% 03/04/2019	7,342,450	3.14

3,500,000	Mexico Government International Bond 5.125% 01/15/2020	3,911,261	1.67
2,500,000	Mexico Government International Bond 5.625% 01/15/2017	2,848,295	1.22
600,000	Mexico Government International Bond 5.75% 10/12/2110	610,471	0.26
5,500,000	Mexico Government International Bond 5.95% 03/19/2019	6,448,750	2.76
2,600,000	Mexico Government International Bond 6.05% 01/11/2040	3,087,500	1.32
3,000,000	Mexico Government International Bond 6.75% 09/27/2034	3,806,733	1.63
5,400,000	Mexico Government International Bond 8.3% 08/15/2031	7,992,000	3.42
700,000	Mexico Government International Bond 11.375% 09/15/2016	990,500	0.42
600,000	Panama Government International Bond 6.7% 01/26/2036	774,633	0.33
400,000	Panama Government International Bond 7.125% 01/29/2026	518,000	0.22
920,000	Panama Government International Bond 8.875% 09/30/2027	1,357,009	0.58
800,000	Peruvian Government International Bond 5.625% 11/18/2050	842,004	0.36
2,100,000	Peruvian Government International Bond 7.35% 07/21/2025	2,724,750	1.16
500,000	Peruvian Government International Bond 8.375% 05/03/2016	620,500	0.27
3,000,000	Peruvian Government International Bond 8.75% 11/21/2033	4,410,735	1.89
200,000	Philippine Government International Bond 6.375% 01/15/2032	236,000	0.10
2,000,000	Philippine Government International Bond 6.375% 10/23/2034	2,390,000	1.02
1,000,000	Philippine Government International Bond 7.75% 01/14/2031	1,332,500	0.57
200,000	Philippine Government International Bond 8.25% 01/15/2014	225,750	0.10
5,400,000	Philippine Government International Bond 8.375% 06/17/2019	7,107,750	3.04
5,200,000	Philippine Government International Bond 9.5% 02/02/2030	7,917,000	3.38
3,100,000	Philippine Government International Bond 9.875% 01/15/2019	4,320,625	1.85
4,000,000	Philippine Government International Bond 10.625% 03/16/2025	6,300,000	2.69
4,000,000	Republic of Indonesia Bond 8.5% 10/12/2035	5,700,000	2.44
2,500,000	Russian Foreign Bond - Eurobond 5% 04/29/2020	2,579,688	1.10
17,952,500	Russian Foreign Bond - Eurobond 7.5% 03/31/2030	21,026,865	8.98
3,500,000	Russian Foreign Bond - Eurobond 11% 07/24/2018	4,815,790	2.05
2,600,000	Russian Foreign Bond - Eurobond 12.75% 06/24/2028	4,472,000	1.91
500,000	South Africa Government International Bond 6.25% 03/08/2041	565,000	0.24
1,000,000	South Africa Government International Bond 6.875% 05/27/2019	1,186,250	0.51
1,000,000	Turkey Government International Bond 5.625% 03/30/2021	1,008,750	0.43
1,000,000	Turkey Government International Bond 6.75% 04/03/2018	1,092,500	0.47
2,500,000	Turkey Government International Bond 6.75% 05/30/2040	2,590,625	1.11
3,300,000	Turkey Government International Bond 6.875% 03/17/2036	3,473,250	1.48
500,000	Turkey Government International Bond 7% 09/26/2016	548,750	0.23
1,200,000	Turkey Government International Bond 7% 06/05/2020	1,329,000	0.57
4,700,000	Turkey Government International Bond 7.25% 03/15/2015	5,123,000	2.19
1,500,000	Turkey Government International Bond 7.375% 02/05/2025	1,695,000	0.72
4,000,000	Turkey Government International Bond 7.5% 11/07/2019	4,560,000	1.95
2,600,000	Turkey Government International Bond 11.875% 01/15/2030	4,251,000	1.82

3,000,000	Ukraine Government International Bond 6.58% 11/21/2016	2,587,500	1.11
700,000	Ukraine Government International Bond 6.875% 09/23/2015	638,708	0.27
1,000,000	Ukraine Government International Bond 7.75% 09/23/2020	857,140	0.37
3,000,000	Venezuela Government International Bond 5.75% 02/26/2016	2,317,500	0.99
500,000	Venezuela Government International Bond 7% 03/31/2038	276,990	0.12
1,000,000	Venezuela Government International Bond 7.65% 04/21/2025	608,750	0.26
6,000,000	Venezuela Government International Bond 7.75% 10/13/2019	4,147,500	1.77
3,500,000	Venezuela Government International Bond 8.25% 10/13/2024	2,211,440	0.95
3,500,000	Venezuela Government International Bond 9% 05/07/2023	2,389,205	1.02
3,000,000	Venezuela Government International Bond 9.25% 05/07/2028	1,962,240	0.84
800,000	Venezuela Government International Bond 9.375% 01/13/2034	534,000	0.23
6,500,000	Venezuela Government International Bond 12.75% 08/23/2022	5,752,500	2.46
投資ポートフォリオの合計		222,711,861	95.19
その他の純資産（デリバティブ契約における未実現利益（損失）を含む - 注記8）		11,248,464	4.81
買戻可能参加型受益証券の保有者に帰属する純資産		233,960,325	100.00

[次へ](#)

「ダイワ・マネースtock・マザーファンド」の状況
以下に記載した情報は監査の対象外であります。

貸借対照表

	平成24年2月6日現在	平成24年8月6日現在
	金 額（円）	金 額（円）
資産の部		
流動資産		
コール・ローン	93,441,652	140,534,070
国債証券	229,961,811	299,964,126
流動資産合計	323,403,463	440,498,196
資産合計	323,403,463	440,498,196
負債の部		
流動負債		
流動負債合計	-	-
負債合計	-	-
純資産の部		
元本等		
元本	322,783,650	439,459,963
剰余金		
期末剰余金又は期末欠損金（ ）	619,813	1,038,233
元本等合計	323,403,463	440,498,196
純資産合計	323,403,463	440,498,196
負債純資産合計	323,403,463	440,498,196

注記表

（重要な会計方針に係る事項に関する注記）

区 分	自 平成24年2月7日 至 平成24年8月6日
有価証券の評価基準及び評価方法	国債証券 個別法に基づき、時価で評価しております。 時価評価にあたっては、金融商品取引業者、銀行等の提示する価額（但し、売気配相場は使用しない）、価格情報会社の提供する価額又は日本証券業協会発表の売買参考統計値（平均値）等で評価しております。

（貸借対照表に関する注記）

区 分	平成24年2月6日現在	平成24年8月6日現在
1. 1 本報告書における開示対象ファンドの期首における当該親投資信託の元本額	33,270,816円	322,783,650円
同期中における追加設定元本額	319,461,921円	351,756,771円
同期中における一部解約元本額	29,949,087円	235,080,458円
同期末における元本の内訳		
ファンド名		
新興国ソブリン・豪ドルファンド（毎月決算型）	999円	999円
新興国ソブリン・ブラジルリアルファンド（毎月決算型）	999円	999円
新興国ソブリン・ファンド（為替ヘッジあり / 毎月決算型）	999円	999円

ラテンアメリカ社債ファンド 現地通貨コース（毎月決算型）	- 円	999円
ラテンアメリカ社債ファンド 円ヘッジコース（毎月決算型）	- 円	999円
アジア高利回り社債ファンド 現地通貨コース（毎月決算型）	- 円	999円
アジア高利回り社債ファンド 円ヘッジコース（毎月決算型）	- 円	999円
りそな毎月払出し・豪ドル債 ファンド Aコース	- 円	4,988,527円
りそな毎月払出し・豪ドル債 ファンド Bコース	- 円	2,494,264円
りそな毎月払出し・豪ドル債 ファンド Cコース	- 円	2,494,264円
ダイワノシュローダー・グロー バル高利回りC Bファンド（限 定追加型）為替ヘッジあり	- 円	31,929,755円
ダイワノシュローダー・グロー バル高利回りC Bファンド（限 定追加型）為替ヘッジなし	- 円	7,982,439円
ダイワノモルガン・スタンレー 新興4カ国不動産関連ファンド - 成長の槌音（つちおと）-	11,000,000円	11,000,000円
ダイワノハリス世界厳選株ファ ンド・マネー・ポートフォリオ	311,780,653円	221,993,153円
ダイワ・アセアン内需関連株 ファンド・マネー・ポートフォ リオ	- 円	155,572,860円
ダイワ先進国リートα 為替 ヘッジあり（毎月分配型）	- 円	399,083円
ダイワ先進国リートα 為替 ヘッジなし（毎月分配型）	- 円	99,771円
通貨選択型ダイワ先進国リート α 円ヘッジコース（毎月分配 型）	- 円	399,083円
通貨選択型ダイワ先進国リート α 通貨セレクトコース（毎月 分配型）	- 円	99,771円
計	322,783,650円	439,459,963円
2. 本報告書における開示対象ファンド の特定期間末日における当該親投資 信託の受益権の総数	322,783,650口	439,459,963口

（金融商品に関する注記）

金融商品の状況に関する事項

区 分	自 平成24年2月7日 至 平成24年8月6日
1. 金融商品に対する取組方針	当ファンドは、「投資信託及び投資法人に関する法律」第2条第4項に定める証券投資信託であり、投資信託約款に規定する「運用の基本方針」に従っております。
2. 金融商品の内容及びリスク	当ファンドが保有する金融商品の種類は、有価証券、金銭債権及び金銭債務であり、その詳細を附属明細表に記載しております。これらの金融商品に係るリスクは、市場リスク（価格変動、金利変動等）、信用リスク、流動性リスクであります。

3. 金融商品に係るリスク管理体制	複数の部署と会議体が連携する組織的な体制によりリスク管理を行っております。信託財産全体としてのリスク管理を金融商品、リスクの種類毎に行っております。
4. 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明	金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては、一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等に拠った場合、当該価額が異なることもあります。

金融商品の時価等に関する事項

区 分	平成24年8月6日現在
1. 金融商品の時価及び貸借対照表計上額との差額	金融商品はすべて時価で計上されているため、貸借対照表計上額と時価との差額はありません。
2. 金融商品の時価の算定方法	(1)有価証券 重要な会計方針に係る事項に関する注記に記載しております。 (2)コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務 これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額を時価としております。

（有価証券に関する注記）

売買目的有価証券

種 類	平成24年2月6日現在	平成24年8月6日現在
	当期間の損益に 含まれた評価差額（円）	当期間の損益に 含まれた評価差額（円）
国債証券	17,661	37,816
合計	17,661	37,816

（注）「当期間」とは当親投資信託の計算期間の開始日から本報告書における開示対象ファンドの期末日までの期間（平成23年12月10日から平成24年2月6日まで、及び平成23年12月10日から平成24年8月6日まで）を指しております。

（デリバティブ取引に関する注記）

ヘッジ会計が適用されていないデリバティブ取引

平成24年2月6日現在	平成24年8月6日現在
該当事項はありません。	該当事項はありません。

（1口当たり情報）

	平成24年2月6日現在	平成24年8月6日現在
本報告書における開示対象ファンドの期末における当該親投資信託の1口当たり純資産額 （1万口当たり純資産額）	1.0019円 (10,019円)	1.0024円 (10,024円)

附属明細表

第1 有価証券明細表

(1) 株式

該当事項はありません。

(2) 株式以外の有価証券

種 類	銘 柄	券面総額 （円）	評価額 （円）	備考
国債証券	2 7 9 国庫短期証券	60,000,000	59,998,776	

	2 8 1	国庫短期証券	30,000,000	29,998,816	
	2 8 3	国庫短期証券	40,000,000	39,997,641	
	2 8 4	国庫短期証券	50,000,000	49,996,133	
	2 9 6	国庫短期証券	30,000,000	29,993,770	
	2 9 8	国庫短期証券	70,000,000	69,983,970	
	2 9 9	国庫短期証券	20,000,000	19,995,020	
国債証券 合計				299,964,126	
合計				299,964,126	

第 2 信用取引契約残高明細表

該当事項はありません。

第 3 デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

該当事項はありません。

2 【ファンドの現況】

【純資産額計算書】

平成24年8月31日

資産総額	10,027,821円
負債総額	7,141円
純資産総額（ - ）	10,020,680円
発行済数量	10,000,000口
1 単位当たり純資産額（ / ）	1.0021円

(参考) ダイワ・マネースtock・マザーファンド

純資産額計算書

平成24年8月31日

資産総額	520,510,569円
負債総額	59,985,240円
純資産総額（ - ）	460,525,329円
発行済数量	459,412,078口
1 単位当たり純資産額（ / ）	1.0024円

第4 【内国投資信託受益証券事務の概要】

(1) 名義書換えの手続き等

該当事項はありません。

(2) 受益者に対する特典

ありません。

(3) 譲渡制限の内容

譲渡制限はありません。

(4) 受益証券の再発行

受益者は、委託会社がやむを得ない事情等により受益証券を発行する場合を除き、無記名式受益証券から記名式受益証券への変更の請求、記名式受益証券から無記名式受益証券への変更の請求、受益証券の再発行の請求を行なわないものとします。

(5) 受益権の譲渡

受益者は、その保有する受益権を譲渡する場合には、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿にかかる振替機関等に振替の申請をするものとします。

上記の申請のある場合には、上記の振替機関等は、当該譲渡にかかる譲渡人の保有する受益権の口数の減少および譲受人の保有する受益権の口数の増加につき、その備える振替口座簿に記載または記録するものとします。ただし、上記の振替機関等が振替先口座を開設したものでない場合には、譲受人の振替先口座を開設した他の振替機関等（当該他の振替機関等の上位機関を含みます。）に社振法の規定にしたがい、譲受人の振替先口座に受益権の口数の増加の記載または記録が行なわれるよう通知するものとします。

上記の振替について、委託会社は、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿にかかる振替機関等と譲受人の振替先口座を開設した振替機関等が異なる場合等において、委託会社が必要と認めるときまたはやむを得ない事情があると判断したときは、振替停止日や振替停止期間を設けることができます。

(6) 受益権の譲渡の対抗要件

受益権の譲渡は、振替口座簿への記載または記録によらなければ、委託会社および受託会社に対抗することができません。

(7) 受益権の再分割

委託会社は、受託会社と協議のうえ、社振法に定めるところにしたがい、一定日現在の受益権を均等に再分割できるものとします。

受益権の再分割を行なうにあたり、各受益者が保有する受益権口数に1口未満の端数が生じることとなる場合には、当該端数を切り捨てるものとし、当該端数処理は口座管理機関ごとに行ないます。また、各受益者が保有することとなる受益権口数の合計数と、受益権の再分割の比率に基づき委託会社が計算する受益権口数の合計数との間に差が生じることとなる場合には、委託会社が計算する受益権口数を当該差分減らし、当該口数にかかる金額については益金として計上することとします。

(8) 償還金

償還金は、償還日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（償還日以前において一部解約が行なわれた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該償還日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者として）に支払います。

(9) 質権口記載または記録の受益権の取扱いについて

振替機関等の振替口座簿の質権口に記載または記録されている受益権にかかる収益分配金の支払い、一部解約の実行の請求の受付け、一部解約金および償還金の支払い等については、約款の規定によるほか、民法その他の法令等にしたがって取扱われます。

第二部 【委託会社等の情報】

第1 【委託会社等の概況】

1 【委託会社等の概況】

a. 資本金の額

平成24年8月末日現在

資本金の額 151億7,427万2,500円

発行可能株式総数 799万9,980株

発行済株式総数 260万8,525株

過去5年間ににおける資本金の額の増減：該当事項はありません。

b. 委託会社の機構

会社の意思決定機構

業務執行上重要な事項は、取締役会の決議をもって決定します。取締役は、株主総会において選任され、その任期は選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結のときまでです。

取締役会は、3名以内の代表取締役を選定し、代表取締役は、会社を代表し、取締役会の決議にしたがい業務を執行します。

また、取締役、役付執行役員等から構成される経営会議は、経営全般にかかる基本的事項を審議し、決定します。経営会議は、分科会を設置し、専門的な事項についてはその権限を委ねることができます。

投資運用の意思決定機構

投資運用の意思決定機構の概要は、以下のとおりとなっています。

イ. ファンド個別会議

ファンド運営上の諸方針を記載した基本計画書を経営会議の分科会であるファンド個別会議において審議・決定します。

ロ. 投資環境検討会

運用最高責任者であるCIO（Chief Investment Officer）が議長となり、原則として月1回投資環境検討会を開催し、投資環境について検討します。

ハ. 運用会議

CIOが議長となり、原則として月1回運用会議を開催し、基本的な運用方針を決定します。

ニ. 運用部長・ファンドマネージャー

ファンドマネージャーは、基本計画書に定められた各ファンドの諸方針と運用会議で決定された基本的な運用方針にしたがって運用計画書を作成します。運用部長は、ファンドマネージャーから提示を受けた運用計画書について、基本計画書および運用会議の決定事項との整合性等を確認し、承認します。

ホ．ファンド評価会議、運用審査会議およびコンプライアンス・監査会議

ファンド評価会議は、運用実績・運用リスクの状況について、分析・検討を行ない、運用部にフィードバックします。また、運用審査会議は、経営会議の分科会として、ファンドの運用実績を把握し評価するとともに、取締役会から権限を委任され、ファンドの運用リスク管理の状況についての報告を受けて、必要事項を審議・決定します。

さらに、運用が適切に行なわれたかについて、経営会議の分科会であるコンプライアンス・監査会議において法令等の遵守状況に関する報告を行ない、必要事項を審議・決定します。

２ 【事業の内容及び営業の概況】

委託会社は、「投資信託及び投資法人に関する法律」に定める投資信託委託会社として、証券投資信託の設定を行なうとともに「金融商品取引法」に定める金融商品取引業者としてその運用（投資運用業）を行なっています。また「金融商品取引法」に定める投資助言業務等の関連する業務を行なっています。

平成24年8月末日現在、委託会社が運用を行なっている投資信託（親投資信託を除きます。）は次のとおりです。

基本的性格	本数（本）	純資産額の合計額（百万円）
単位型株式投資信託	4	11,402
追加型株式投資信託	418	6,779,460
株式投資信託 合計	422	6,790,863
単位型公社債投資信託	-	-
追加型公社債投資信託	17	2,367,967
公社債投資信託 合計	17	2,367,967
総合計	439	9,158,829

3 【委託会社等の経理状況】

- 1．当社の財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号、以下「財務諸表等規則」という。）並びに同規則第2条の規定に基づき「金融商品取引業等に関する内閣府令」（平成19年8月6日内閣府令第52号）に基づいて作成しております。
- 2．当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、事業年度（平成23年4月1日から平成24年3月31日まで）の財務諸表についての監査を、有限責任 あずさ監査法人により受けております。
- 3．財務諸表の記載金額は、千円未満の端数を切り捨てて表示しております。

(1) 【貸借対照表】

(単位:千円)

	前事業年度 (平成23年3月31日現在)	当事業年度 (平成24年3月31日現在)
資産の部		
流動資産		
現金・預金	1,820,358	3,745,233
有価証券	18,987,155	19,655,070
前払金	579	314
前払費用	24,840	90,562
未収入金	6,925	11,931
未収委託者報酬	6,933,076	6,516,540
未収収益	41,963	55,102
貯蔵品	23,337	11,888
繰延税金資産	286,080	630,508
その他	501,484	190,450
流動資産計	28,625,803	30,907,602
固定資産		
有形固定資産	1 967,190	1 1,003,450
建物（純額）	332,407	513,162
器具備品（純額）	634,782	484,571
建設仮勘定	-	5,715
無形固定資産	2,414,530	2,870,849
ソフトウェア	1,364,617	2,173,517
ソフトウェア仮勘定	1,037,069	684,878
電話加入権	11,850	11,850
商標権	396	132
その他	596	471
投資その他の資産	18,825,476	16,375,520
投資有価証券	12,339,547	10,034,136
関係会社株式	5,141,069	5,141,069
出資金	142,215	136,315
従業員に対する長期貸付金	99,889	112,674
差入保証金	609,781	542,920

長期前払費用		7,607		8,478
投資不動産（純額）	1	490,114	1	409,876
貸倒引当金		4,750		9,950
固定資産計		22,207,196		20,249,820
資産合計		50,833,000		51,157,423

（単位：千円）

	前事業年度 （平成23年3月31日現在）	当事業年度 （平成24年3月31日現在）
負債の部		
流動負債		
預り金	46,454	55,551
未払金	6,501,119	7,194,946
未払収益分配金	27,599	17,954
未払償還金	119,838	88,334
未払手数料	3,725,807	3,386,380
その他未払金	2,627,872	3,702,277
未払費用	2,395,029	3,313,011
未払法人税等	895,379	963,539
未払消費税等	383,973	229,365
賞与引当金	263,000	307,000
本社移転関連費用引当金	-	346,425
資産除去債務	-	292,000
その他	-	87,535
流動負債計	10,484,955	12,789,375
固定負債		
退職給付引当金	1,410,635	1,670,344
役員退職慰労引当金	59,160	68,068
繰延税金負債	1,977,913	1,782,558
固定負債計	3,447,708	3,520,970
負債合計	13,932,663	16,310,345
純資産の部		
株主資本		
資本金	15,174,272	15,174,272
資本剰余金		
資本準備金	11,495,727	11,495,727
資本剰余金合計	11,495,727	11,495,727
利益剰余金		
利益準備金	374,297	374,297
その他利益剰余金		
繰越利益剰余金	9,874,176	7,715,116
利益剰余金合計	10,248,473	8,089,414
株主資本合計	36,918,473	34,759,414
評価・換算差額等		
その他有価証券評価差額金	104,040	33,879
繰延ヘッジ損益	85,902	53,783
評価・換算差額等合計	18,137	87,663

純資産合計	36,900,336	34,847,077
負債・純資産合計	50,833,000	51,157,423

(2) 【損益計算書】

(単位:千円)

	前事業年度 (自 平成22年 4 月 1 日 至 平成23年 3 月31日)	当事業年度 (自 平成23年 4 月 1 日 至 平成24年 3 月31日)
営業収益		
委託者報酬	72,303,483	72,931,048
その他営業収益	345,390	401,212
営業収益計	72,648,873	73,332,260
営業費用		
支払手数料	41,437,322	41,050,089
広告宣伝費	967,991	709,853
公告費	1,256	699
受益証券発行費	3	74
調査費	6,192,360	7,993,144
調査費	831,159	878,635
委託調査費	5,361,200	7,114,509
委託計算費	718,414	733,156
営業雑経費	1,806,147	1,651,996
通信費	287,454	205,421
印刷費	674,758	472,511
協会費	47,465	52,117
諸会費	10,778	11,971
その他営業雑経費	785,691	909,973
営業費用計	51,123,496	52,139,015
一般管理費		
給料	4,192,794	4,452,711
役員報酬	157,200	209,630
給料・手当	3,545,655	3,646,155
賞与	226,939	289,926
賞与引当金繰入額	263,000	307,000
福利厚生費	619,459	728,342
交際費	68,476	71,356
寄付金	638	591
旅費交通費	266,082	215,939
租税公課	169,305	171,533
不動産賃借料	680,147	727,939
退職給付費用	334,864	422,030
役員退職慰労引当金繰入額	28,500	27,988
固定資産減価償却費	897,352	1,107,222
諸経費	1,170,318	1,077,041
一般管理費計	8,427,939	9,002,696
営業利益	13,097,437	12,190,548

(単位:千円)

	前事業年度 (自 平成22年 4 月 1 日 至 平成23年 3 月31日)		当事業年度 (自 平成23年 4 月 1 日 至 平成24年 3 月31日)	
営業外収益				
受取配当金	1	573,514		74,753
有価証券利息		23,029		13,537
受取利息		2,673		2,771
時効成立分配金・償還金		149,120		42,189
投資有価証券売却益		38,591		117,695
有価証券償還益		3,185		68,106
その他		41,908		54,685
営業外収益計		832,022		373,739
営業外費用				
投資有価証券売却損		7,515		95,389
有価証券償還損		277		67,873
その他		180,501		67,829
営業外費用計		188,294		231,091
経常利益		13,741,165		12,333,196
特別利益				
貸倒引当金戻入額		614,232		-
特別利益計		614,232		-
特別損失				
固定資産除却損	2	1,067	2	4,871
減損損失	3	35,468	3	76,217
有価証券評価損		-		211,376
本社移転関連費用		-		346,425
その他		22,059		19,547
特別損失計		58,595		658,438
税引前当期純利益		14,296,802		11,674,757
法人税、住民税及び事業税		4,834,931		5,254,642
法人税等調整額		256,140		602,832
法人税等合計		5,091,072		4,651,809
当期純利益		9,205,730		7,022,948

(3) 【株主資本等変動計算書】

（単位：千円）

	前事業年度 （自 平成22年 4 月 1 日 至 平成23年 3 月31日）	当事業年度 （自 平成23年 4 月 1 日 至 平成24年 3 月31日）
株主資本		
資本金		
当期首残高	15,174,272	15,174,272
当期変動額		
当期変動額合計	-	-
当期末残高	15,174,272	15,174,272
資本剰余金		
資本準備金		
当期首残高	11,495,727	11,495,727
当期変動額		
当期変動額合計	-	-
当期末残高	11,495,727	11,495,727
資本剰余金合計		
当期首残高	11,495,727	11,495,727
当期変動額		
当期変動額合計	-	-
当期末残高	11,495,727	11,495,727
利益剰余金		
利益準備金		
当期首残高	374,297	374,297
当期変動額		
当期変動額合計	-	-
当期末残高	374,297	374,297
その他利益剰余金		
別途積立金		
当期首残高	2,800,000	-
当期変動額		
別途積立金の取崩	2,800,000	-
当期変動額合計	2,800,000	-
当期末残高	-	-
繰越利益剰余金		
当期首残高	9,085,103	9,874,176
当期変動額		
別途積立金の取崩	2,800,000	-
剰余金の配当	11,216,657	9,182,008
当期純利益	9,205,730	7,022,948
当期変動額合計	789,072	2,159,059
当期末残高	9,874,176	7,715,116
利益剰余金合計		
当期首残高	12,259,401	10,248,473
当期変動額		
剰余金の配当	11,216,657	9,182,008

当期純利益	9,205,730	7,022,948
当期変動額合計	2,010,927	2,159,059
当期末残高	10,248,473	8,089,414

（単位：千円）

	前事業年度 （自 平成22年 4 月 1 日 至 平成23年 3 月31日）	当事業年度 （自 平成23年 4 月 1 日 至 平成24年 3 月31日）
株主資本合計		
当期首残高	38,929,401	36,918,473
当期変動額		
剰余金の配当	11,216,657	9,182,008
当期純利益	9,205,730	7,022,948
当期変動額合計	2,010,927	2,159,059
当期末残高	36,918,473	34,759,414
評価・換算差額等		
その他有価証券評価差額金		
当期首残高	18,061	104,040
当期変動額		
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）	85,978	137,920
当期変動額合計	85,978	137,920
当期末残高	104,040	33,879
繰延ヘッジ損益		
当期首残高	55,712	85,902
当期変動額		
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）	141,615	32,119
当期変動額合計	141,615	32,119
当期末残高	85,902	53,783
評価・換算差額等合計		
当期首残高	73,774	18,137
当期変動額		
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）	55,636	105,800
当期変動額合計	55,636	105,800
当期末残高	18,137	87,663
純資産合計		
当期首残高	38,855,627	36,900,336
当期変動額		
剰余金の配当	11,216,657	9,182,008
当期純利益	9,205,730	7,022,948
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）	55,636	105,800
当期変動額合計	1,955,290	2,053,258
当期末残高	36,900,336	34,847,077

1．有価証券の評価基準及び評価方法

（１）子会社及び関連会社株式

移動平均法による原価法により計上しております。

（２）その他有価証券

時価のあるもの

決算日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）を採用しております。

時価のないもの

移動平均法による原価法を採用しております。

2．デリバティブの評価基準及び評価方法

時価法により計上しております。

3．固定資産の減価償却の方法

（１）有形固定資産及び投資不動産

（リース資産を除く）

定率法によっております。

なお、主な耐用年数は以下の通りであります。

建物	6～47年
器具備品	3～20年

（２）無形固定資産（リース資産を除く）

定額法によっております。

なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（５年）に基づいております。

（３）長期前払費用

定額法によっております。

4．引当金の計上基準

（１）貸倒引当金

債権の貸倒損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率法により、貸倒懸念債権及び破産更生債権等については財務内容評価法により計上しております。

（２）賞与引当金

従業員に対する賞与の支給に備えるため、支給見込額を計上しております。

（３）退職給付引当金

従業員の退職給付に備えるため、当社の退職金規程に基づく当事業年度末要支給額を計上しております。これは、当社の退職金は将来の昇給等による給付額の変動がなく、貢献度、能力及び実績等に応じて各事業年度ごとに各人別の勤務費用が確定するためであります。

また、執行役員・参与についても、当社の退職金規程に基づく当事業年度末要支給額を計上しております。

（４）役員退職慰労引当金

役員の退職慰労金の支給に備えるため、当社の役員退職慰労金規程に基づく当事業年度末要支給額を計上しております。

（５）本社移転関連費用引当金

本社移転に伴い発生する損失に備えるため、発生が見込まれる固定資産除却損、移転費用について合理的な見積額を計上しております。

５．ヘッジ会計の方法

（１）ヘッジ会計の方法

繰延ヘッジ処理によってヘッジ会計を適用しておりましたが、ヘッジ会計の要件を満たさなくなりましたので当事業年度末をもってヘッジ会計の適用を中止しております。

（２）ヘッジ手段とヘッジ対象

ヘッジ手段・・・株価指数先物
ヘッジ対象・・・投資有価証券

（３）ヘッジ方針

価格変動リスクを軽減する目的で、対象資産である投資有価証券の保有残高の範囲内でヘッジを行っております。

（４）ヘッジ有効性評価の方法

原則として四半期毎にヘッジ手段の時価変動の累計とヘッジ対象の時価変動の累計を比較し、両者の変動額等を基礎にして、ヘッジ手段の有効性評価を行っております。

６．その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項

（１）消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税の会計処理は税抜処理によっております。

（２）連結納税制度の適用

連結納税制度を適用しております。

表示方法の変更

（損益計算書）

１．前事業年度において、「営業外収益」の「その他」に含めていた「有価証券償還益」は重要性が増し

たため当事業年度より区分掲記することとしました。この表示方法の変更を反映させるため、前事業年度の財務諸表の組替えを行っております。

この結果、前事業年度の損益計算書において、「営業外収益」の「その他」に表示していた45,094千円は、「有価証券償還益」3,185千円、「その他」41,908千円として組替えております。

2. 前事業年度において、「営業外費用」の「その他」に含めていた「有価証券償還損」は重要性が増したため、当事業年度より区分掲記することとしました。また、前事業年度において区分掲記していた「営業外費用」の「時効成立後支払分配金・償還金」、「貯蔵品廃棄損」及び「投資不動産管理費用」は、重要性が低いため当事業年度より「その他」に含めて表示しております。

この結果、前事業年度の損益計算書において、「営業外費用」の「時効成立後支払分配金・償還金」に表示していた98,613千円、「貯蔵品廃棄損」に表示していた25,533千円、「投資不動産管理費用」に表示していた20,028千円、及び「その他」に表示していた36,603千円は、「有価証券償還損」277千円、「その他」180,501千円として組替えております。

3. 前事業年度において区分掲記していた「特別損失」の「ゴルフ会員権評価損」は、重要性が低いため当事業年度より「その他」に含めて表示しております。

この結果、前事業年度の損益計算書において、「特別損失」の「ゴルフ会員権評価損」に表示していた21,290千円は、「その他」として組替えております。

追加情報

（会計上の変更及び誤謬の訂正に関する会計基準等の適用）

当事業年度の期首以後に行われる会計上の変更及び過去の誤謬の訂正より、「会計上の変更及び誤謬の訂正に関する会計基準」（企業会計基準第24号 平成21年12月4日）及び「会計上の変更及び誤謬の訂正に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第24号 平成21年12月4日）を適用しております。

注記事項

（貸借対照表関係）

1 有形固定資産及び投資不動産の減価償却累計額

	前事業年度 (平成23年3月31日現在)	当事業年度 (平成24年3月31日現在)
建物	854,118千円	986,089千円
器具備品	2,129,756千円	2,234,738千円
投資建物	700,991千円	712,587千円
投資器具備品	28,141千円	22,398千円

2 関係会社項目

関係会社に対する資産及び負債には区分掲記されたもののほか次のものがあります。

	前事業年度 (平成23年3月31日現在)	当事業年度 (平成24年3月31日現在)
未払金	2,591,913千円	3,577,654千円

3 保証債務

前事業年度（平成23年3月31日現在）

子会社であるDaiwa Asset Management(Singapore)Ltd.の債務1,384,110千円に対して保証を行っております。

当事業年度（平成24年3月31日現在）

子会社であるDaiwa Asset Management(Singapore)Ltd.の債務1,372,770千円に対して保証を行っております。

（損益計算書関係）

1 関係会社項目

関係会社に対する営業外収益には区分掲記されたもののほか次のものがあります。

	前事業年度 （自 平成22年4月1日 至 平成23年3月31日）	当事業年度 （自 平成23年4月1日 至 平成24年3月31日）
受取配当金	460,584千円	-

2 固定資産除却損の内容は次のとおりであります。

	前事業年度 （自 平成22年4月1日 至 平成23年3月31日）	当事業年度 （自 平成23年4月1日 至 平成24年3月31日）
器具備品	1,067千円	4,812千円
投資不動産	-	59千円
計	1,067千円	4,871千円

3 減損損失に関する注記

前事業年度（自 平成22年4月1日 至 平成23年3月31日）

当事業年度において、当社は以下の資産グループについて減損損失を計上しました。

場所 千葉県浦安市

用途 賃貸等不動産（浦安寮）

種類 建物及び土地

当社は、浦安寮を大和証券グループ全体の補完的な寮として位置付け、本社と浦安寮の2つのグループピングとしております。

浦安寮については、営業活動から生ずるキャッシュ・フローが継続してマイナスとなっており、減損の兆候が認められたため、当該資産グループの帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額を減損損失（35,468千円）として特別損失に計上しております。その内訳は、建物26,868千円及び土地8,600千円であります。

なお、当該資産グループの回収可能価額は正味売却価額により測定しており、不動産鑑定評価額により

評価しております。

当事業年度（自 平成23年 4 月 1 日 至 平成24年 3 月31日）

当事業年度において、当社は以下の資産グループについて減損損失を計上しました。

場所 千葉県浦安市

用途 賃貸等不動産（浦安寮）

種類 建物及び土地

当社は、浦安寮を大和証券グループ全体の補完的な寮として位置付け、本社と浦安寮の2つのグループピ
ングとしております。

浦安寮については、営業活動から生ずるキャッシュ・フローが継続してマイナスとなっており、減損の
兆候が認められたため、当該資産グループの帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額を減損損失
（76,217千円）として特別損失に計上しております。その内訳は、建物17,417千円及び土地58,800千円で
あります。

なお、当該資産グループの回収可能価額は正味売却価額により測定しており、不動産鑑定評価額により
評価しております。

（株主資本等変動計算書関係）

前事業年度（自 平成22年 4 月 1 日 至 平成23年 3 月31日）

1．発行済株式の種類及び総数に関する事項

（単位：千株）

	当事業年度期首 株式数	当事業年度 増加株式数	当事業年度 減少株式数	当事業年度末 株式数
発行済株式				
普通株式	2,608	-	-	2,608
合 計	2,608	-	-	2,608

2．配当に関する事項

（1）配当金支払額

決議	株式の種類	剰余金の配当 の総額 （百万円）	1株当たり 配当額 （円）	基準日	効力発生日
平成22年 6 月25日 定時株主総会	普通株式	11,216	4,300	平成22年 3 月31日	平成22年 6 月28日

（2）基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌事業年度となるもの

平成23年 6 月24日開催の定時株主総会の議案として、普通株式の配当に関する事項を次の通り提
案しております。

剰余金の配当の総額 9,182百万円

配当の原資 利益剰余金

1株当たり配当額 3,520円

基準日 平成23年 3 月31日

効力発生日 平成23年 6月27日

当事業年度（自 平成23年 4月 1日 至 平成24年 3月31日）

1．発行済株式の種類及び総数に関する事項

（単位：千株）

	当事業年度期首 株式数	当事業年度 増加株式数	当事業年度 減少株式数	当事業年度末 株式数
発行済株式				
普通株式	2,608	-	-	2,608
合 計	2,608	-	-	2,608

2．配当に関する事項

（１）配当金支払額

決議	株式の種類	剰余金の配当 の総額 （百万円）	1株当たり 配当額 （円）	基準日	効力発生日
平成23年 6月24日 定時株主総会	普通株式	9,182	3,520	平成23年 3月31日	平成23年 6月27日

（２）基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌事業年度となるもの

平成24年 6月25日開催の定時株主総会の議案として、普通株式の配当に関する事項を次の通り提案しております。

剰余金の配当の総額 7,022百万円
 配当の原資 利益剰余金
 1株当たり配当額 2,692円
 基準日 平成24年 3月31日
 効力発生日 平成24年 6月26日

（金融商品関係）

1．金融商品の状況に関する事項

（１）金融商品に対する取組方針

当社は、投資運用業及び投資助言・代理業などの資産運用に関する事業を行っております。資金運用については安全性の高い金融商品に限定しております。また、デリバティブ取引は、事業遂行上生じた市場リスクヘッジのために利用し、投機的な取引は行いません。

（２）金融商品の内容及びそのリスク

投資信託に係る運用報酬の未決済額である未収委託者報酬は、運用するファンドの財産が信託されており、「投資信託及び投資法人に関する法律」、その他関係法令等により一定の制限が設けられているためリスクは極めて軽微であります。有価証券及び投資有価証券は、投資信託、株式であります。投資信託は余資運用及び事業推進目的で保有しており、価格変動リスク及び為替変動リスクに晒されております。株式は上場株式、非上場株式並びに子会社株式を保有しており、上場株式は価格変動リスク及び発行体の信用リスクに、非上場株式及び子会社株式は発行体の信用リスクに晒されて

おります。

未払手数料は投資信託の販売に係る手数料の未払額であります。その他未払金は主に連結納税の親会社へ支払う法人税の未払額であります。未払費用は主にファンド運用に係る業務を委託したこと等により発生する費用の未払額であります。これらは、そのほとんどが1年以内の支払期日であります。

デリバティブ取引は株式先物取引を行っております。当社ではこれをヘッジ手段として、ヘッジ対象である投資有価証券に関わる価格変動リスクをヘッジしており、繰延ヘッジ処理によってヘッジ会計を適用しておりましたが、ヘッジ会計の要件を満たさなくなりましたので当事業年度末をもってヘッジ会計の適用を中止しております。なお、ヘッジ会計に関するヘッジ手段とヘッジ対象、ヘッジ方針、ヘッジ有効性評価の方法等については、前述の重要な会計方針「５．ヘッジ会計の方法」をご参照下さい。

（３）金融商品に係るリスク管理体制

市場リスクの管理

（ ）為替変動リスクの管理

当社は、財務リスク管理規程に従い、個別の案件ごとに為替変動リスク管理の検討を行っております。

（ ）価格変動リスクの管理

当社は、財務リスク管理規程に従い、定期的に時価や発行体の財務状況等を把握し財務会議において報告を行っております。また、個別の案件ごとに価格変動リスク管理の検討を行っており、保有している投資信託の一部について株式先物取引を利用し価格変動リスクをヘッジしております。なお、繰延ヘッジ処理によってヘッジ会計を適用しておりましたが、ヘッジ会計の要件を満たさなくなりましたので当事業年度末をもってヘッジ会計の適用を中止し、中止時点までのヘッジ手段に係る損益は、ヘッジ対象に係る損益が認識されるまで繰り延べております。

（ ）デリバティブ取引

デリバティブ取引に関しては、ヘッジ手段に用いる場合にのみ限定しております。取引の執行・管理については財務リスク管理規程に従って行っており、取引の状況を財務会議において行っております。

信用リスクの管理

発行体の信用リスクは財務リスク管理規程に従い、定期的に財務状況等を把握し財務会議において報告を行っております。

（４）金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

「２．金融商品の時価等に関する事項」におけるデリバティブ取引に関する契約額等については、その金額自体がデリバティブ取引に係る市場リスクを示すものではありません。

２．金融商品の時価等に関する事項

貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは、次表には含めておりません（＜注２＞参照のこと）。

前事業年度（平成23年３月31日現在）

（単位：千円）

	貸借対照表 計上額	時価	差額
(1) 現金・預金	1,820,358	1,820,358	-
(2) 未収委託者報酬	6,933,076	6,933,076	-
(3) 有価証券及び投資有価証券 其他有価証券	30,154,565	30,154,565	-
資産計	38,908,001	38,908,001	-
(1) 未払手数料	3,725,807	3,725,807	-
(2) その他未払金	2,627,872	2,627,872	-
(3) 未払費用（*1）	1,951,710	1,951,710	-
負債計	8,305,391	8,305,391	-
デリバティブ取引（*2）	183,430	183,430	-

（*1）未払費用のうち金融商品で時価開示の対象となるものを表示しております。

（*2）デリバティブ取引によって生じた正味の債権・債務は純額で表示しており、合計で正味の債務となる項目については、（ ）で示しております。

当事業年度（平成24年3月31日現在）

（単位：千円）

	貸借対照表 計上額	時価	差額
(1) 現金・預金	3,745,233	3,745,233	-
(2) 未収委託者報酬	6,516,540	6,516,540	-
(3) 有価証券及び投資有価証券 其他有価証券	28,525,516	28,525,516	-
資産計	38,787,291	38,787,291	-
(1) 未払手数料	3,386,380	3,386,380	-
(2) その他未払金	3,702,277	3,702,277	-
(3) 未払費用（*1）	2,764,494	2,764,494	-
負債計	9,853,152	9,853,152	-
デリバティブ取引（*2）	(87,535)	(87,535)	-

（*1）未払費用のうち金融商品で時価開示の対象となるものを表示しております。

（*2）デリバティブ取引によって生じた正味の債権・債務は純額で表示しており、合計で正味の債務となる項目については、（ ）で示しております。

<注1>金融商品の時価の算定方法並びに有価証券及びデリバティブ取引に関する事項

資 産

（1）現金・預金、及び（2）未収委託者報酬

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額とほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

（3）有価証券及び投資有価証券

これらの時価について、株式は取引所の価格によっております。また、投資信託については、基準価額によっております。また、保有目的ごとの有価証券に関する事項については、注記事項「有価証券

関係」をご参照下さい。

負 債

（１）未払手数料、（２）その他未払金、並びに（３）未払費用

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

デリバティブ取引

注記事項（デリバティブ取引関係）をご参照下さい。

<注２>時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品

（単位：千円）

区分	前事業年度 （平成23年３月31日現在）	当事業年度 （平成24年３月31日現在）
（１）その他有価証券 非上場株式	1,172,137	1,163,689
（２）子会社株式及び関連会社株式 子会社株式	5,141,069	5,141,069
（３）差入保証金	609,781	542,920

これらは、市場価格がなく、かつ将来キャッシュ・フローを見積ることなどができず、時価を把握することが極めて困難と認められるものであるため、時価開示の対象としておりません。

<注３>金銭債権及び満期がある有価証券の決算日後の償還予定額

前事業年度（平成23年３月31日現在）

（単位：千円）

	１年以内	１年超 ５年以内	５年超 １０年以内	１０年超
現金・預金	1,820,358	-	-	-
未収委託者報酬	6,933,076	-	-	-
有価証券及び投資有価証券 その他有価証券のうち満期があるもの	-	1,588,634	4,868,529	-
合計	8,753,434	1,588,634	4,868,529	-

当事業年度（平成24年３月31日現在）

（単位：千円）

	１年以内	１年超 ５年以内	５年超 １０年以内	１０年超
現金・預金	3,745,233	-	-	-
未収委託者報酬	6,516,540	-	-	-
有価証券及び投資有価証券 その他有価証券のうち満期があるもの	836,311	2,069,432	4,320,954	-
合計	11,098,084	2,069,432	4,320,954	-

（有価証券関係）

１．子会社株式及び関連会社株式

前事業年度（平成23年３月31日現在）

子会社株式（貸借対照表計上額 5,141,069千円）は、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、記載しておりません。

当事業年度（平成24年３月31日現在）

子会社株式（貸借対照表計上額 5,141,069千円）は、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、記載しておりません。

２．その他有価証券

前事業年度（平成23年３月31日現在）

	貸借対照表計上額 （千円）	取得原価 （千円）	差額 （千円）
貸借対照表計上額が取得 原価を超えるもの			
その他			
証券投資信託の受益証券	4,822,299	4,383,992	438,306
小計	4,822,299	4,383,992	438,306
貸借対照表計上額が取得 原価を超えないもの			
（１）株式	54,283	55,101	818
（２）その他			
証券投資信託の受益証券	25,277,982	25,890,888	612,906
小計	25,332,266	25,945,990	613,724
合計	30,154,565	30,329,983	175,417

（注）非上場株式（貸借対照表計上額 1,172,137千円）については、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、上表の「その他有価証券」には含めておりません。

当事業年度（平成24年３月31日現在）

	貸借対照表計上額 （千円）	取得原価 （千円）	差額 （千円）
貸借対照表計上額が取得 原価を超えるもの			
その他			
証券投資信託の受益証券	6,864,572	6,497,516	367,056
小計	6,864,572	6,497,516	367,056
貸借対照表計上額が取得 原価を超えないもの			
（１）株式	49,871	55,101	5,230

(2) その他 証券投資信託の受益証券	21,611,072	21,918,194	307,122
小計	21,660,944	21,973,296	312,352
合計	28,525,516	28,470,813	54,703

(注) 非上場株式（貸借対照表計上額 1,163,689千円）については、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、上表の「その他有価証券」には含めておりません。

3．売却したその他有価証券

前事業年度（自 平成22年 4 月 1 日 至 平成23年 3 月31日）

種類	売却額 (千円)	売却益の合計額 (千円)	売却損の合計額 (千円)
その他 証券投資信託の受益証券	21,607,835	38,591	7,515
合計	21,607,835	38,591	7,515

当事業年度（自 平成23年 4 月 1 日 至 平成24年 3 月31日）

種類	売却額 (千円)	売却益の合計額 (千円)	売却損の合計額 (千円)
その他 証券投資信託の受益証券	16,215,351	117,695	95,389
合計	16,215,351	117,695	95,389

4．減損処理を行った有価証券

当事業年度において、その他有価証券（その他）について211,376千円の減損処理を行っております。

（デリバティブ取引関係）

1．ヘッジ会計が適用されていないデリバティブ取引

ヘッジ会計が適用されていないデリバティブ取引について、取引の対象物の種類ごとの決算日における契約額又は契約において定められた元本相当額、時価及び評価損益並びに当該時価の算定方法は、次のとおりであります。

前事業年度（平成23年 3 月31日現在）

該当事項はありません。

当事業年度（平成24年 3 月31日現在）

株式関連

（単位：千円）

区分	デリバティブ 取引の種類等	契約額等	時価	評価損益
		うち1年超		

市場取引 以外の 取引	株価指数先物取引 売建 TOPIX先物	1,669,315	-	87,535	87,535
合計		1,669,315	-	87,535	87,535

（注）時価の算定方法は、東京証券取引所から公表された価格により評価しております。

２．ヘッジ会計が適用されているデリバティブ取引

ヘッジ会計が適用されているデリバティブ取引について、ヘッジ会計の方法ごとの決算日における契約額又は契約において定められた元本相当額等は次のとおりであります。

前事業年度（平成23年３月31日現在）

株式関連

（単位：千円）

ヘッジ 会計の 方法	デリバティブ 取引の種類等	主な ヘッジ 対象	契約額等		時価
				うち1年超	
原則的 処理 方法	株価指数先物取引 売建 TOPIX先物	投資 有価証券	2,435,030	-	183,430
合計			2,435,030	-	183,430

（注）時価の算定方法は、東京証券取引所から公表された価格により評価しております。

当事業年度（平成24年３月31日現在）

該当事項はありません。

（退職給付関係）

１．採用している退職給付制度の概要

当社は、一時払いの退職金制度、及び確定拠出年金制度を併用しております。

２．退職給付債務に関する事項

	前事業年度 （平成23年３月31日現在）	当事業年度 （平成24年３月31日現在）
退職給付債務	1,410,635千円	1,670,344千円
退職給付引当金	1,410,635千円	1,670,344千円

３．退職給付費用に関する事項

	前事業年度 （自 平成22年４月１日 至 平成23年３月31日）	当事業年度 （自 平成23年４月１日 至 平成24年３月31日）
勤務費用	191,300千円	261,341千円
その他	143,564千円	160,689千円
退職給付費用	334,864千円	422,030千円

（注）「その他」は、確定拠出年金への掛金支払額であります。

（税効果会計関係）

１．繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別内訳

（単位：千円）

	前事業年度（平成23年 3 月31日 現在）	当事業年度（平成24年 3 月31日 現在）
繰延税金資産		
減損損失	928,499	838,826
退職給付引当金	573,987	599,247
連結法人間取引（譲渡損）	294,850	258,256
未払事業税	212,062	212,753
投資有価証券評価損	216,468	191,138
本社移転関連費用引当金	-	131,676
賞与引当金	107,014	116,690
出資金評価損	128,238	114,425
資産除去債務	-	110,989
有価証券評価損	-	80,344
器具備品	38,093	33,365
その他有価証券評価差額金	125,395	27,099
役員退職慰労引当金	24,072	25,804
未払社会保険料	11,722	14,071
その他	28,763	27,487
繰延税金資産小計	2,689,169	2,782,177
評価性引当額	1,547,609	1,379,241
繰延税金資産合計	1,141,560	1,402,935
繰延税金負債		
連結法人間取引（譲渡益）	2,772,301	2,428,233
建物（資産除去債務）	-	76,837
繰延ヘッジ損益	58,934	29,783
その他有価証券評価差額金	-	18,241
その他	2,156	1,888
繰延税金負債合計	2,833,392	2,554,985
繰延税金負債の純額	1,691,832	1,152,049

２．法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となった主要な項目別の内訳

（単位：%）

	前事業年度 （平成23年 3 月31日現在）	当事業年度 （平成24年 3 月31日現在）
法定実効税率	40.69	-
（調整）		
交際費等永久に損金に算入されない項目	0.21	-
受取配当金等永久に益金に算入されない項目	1.25	-
住民税均等割	0.02	-
評価性引当額	4.14	-

その他	0.07	-
税効果会計適用後の法人税等の負担率	35.60	-

（注）当事業年度は、法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間の差異が法定実効税率の100分の5以下であるため注記を省略しております。

3．法人税等の税率の変更による繰延税金資産及び繰延税金負債の金額の修正

「経済社会の構造の変化に対応した税制の構築を図るための所得税法等の一部を改正する法律」（平成23年法律第114号）及び「東日本大震災からの復興のための施策を実施するために必要な財源の確保に関する特別措置法」（平成23年法律第117号）が平成23年12月2日に公布され、平成24年4月1日以後に開始する事業年度から法人税率の引下げ及び復興特別法人税の課税が行われることとなりました。これに伴い、繰延税金資産及び繰延税金負債の計算に使用する法定実効税率は従来の40.7%から平成24年4月1日に開始する事業年度から平成26年4月1日に開始する事業年度に解消が見込まれる一時差異については38.0%に、平成27年4月1日に開始する事業年度以降に解消が見込まれる一時差異については、35.6%となります。

この税率の変更により繰延税金負債の純額（繰延税金資産の金額を控除した金額）が211,604千円減少し、法人税等調整額が205,949千円減少しております。

（資産除去債務関係）

資産除去債務のうち貸借対照表に計上しているもの

1．当該資産除去債務の概要

本社の不動産賃貸借契約に係る原状回復義務であります。

2．当該資産除去債務の金額の算定方法

使用見込期間を1年1ヶ月と見積り、過去の不動産賃貸借契約に係る原状回復費用の実績をもとに資産除去債務の金額を計算しております。なお、割引計算による金額の重要性が乏しいことから割引前の見積り額を計上しております。

3．当該資産除去債務の総額の増減

（単位：千円）

変動の内容	前事業年度 （自 平成22年4月1日 至 平成23年3月31日）	当事業年度 （自 平成23年4月1日 至 平成24年3月31日）
期首残高	-	-
見積りの変更に伴う増加額	-	292,000
期末残高	-	292,000

4．当該資産除去債務の金額の見積りの変更

当事業年度において、平成24年度中に予定している本社移転計画により、合理的な見積りが可能となったため、当該資産除去債務292,000千円を貸借対照表に計上しております。

（セグメント情報等）

〔セグメント情報〕

当社は、資産運用に関する事業の単一セグメントであるため記載を省略しております。

〔関連情報〕

１．サービスごとの情報

単一のサービス区分の営業収益が損益計算書の営業収益の90%を超えるため、記載を省略しております。

２．地域ごとの情報

（１）営業収益

内国籍投資信託又は本邦顧客からの営業収益が損益計算書の営業収益の90%を超えるため、記載を省略しております。

（２）有形固定資産

本邦に所在している有形固定資産の金額が貸借対照表の有形固定資産の金額の90%を超えるため、記載を省略しております。

３．主要な顧客ごとの情報

営業収益のうち、損益計算書の営業収益の10%以上を占める相手先がないため、記載はありません。

〔報告セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報〕

前事業年度（自 平成22年 4 月 1 日 至 平成23年 3 月31日）

（単位：千円）

	資産運用に関する事業	合計
減損損失	35,468	35,468

当事業年度（自 平成23年 4 月 1 日 至 平成24年 3 月31日）

（単位：千円）

	資産運用に関する事業	合計
減損損失	76,217	76,217

〔報告セグメントごとののれんの償却額及び未償却残高に関する情報〕

該当事項はありません。

〔報告セグメントごとの負ののれん発生益に関する情報〕

該当事項はありません。

（関連当事者情報）

１．関連当事者との取引

（ア）財務諸表提出会社の子会社

前事業年度（自 平成22年 4 月 1 日 至 平成23年 3 月31日）

種類	会社等の 名称	所在地	資本金又は 出資金 (百万円)	事業の 内容	議決権等 の所有 (被所有) 割合 (%)	関連当事者 との関係	取引の内容	取引金額 (千円)	科目	期末残高 (千円)
子会社	Daiwa Asset Management (Singapore) Ltd.	Singapore	133	金融商品取引業	(所有) 直接100.0	経営管理	債務保証	1,384,110	-	-
子会社	Daiwa Asset Management (India) Private Limited	India	1,128	金融商品取引業	(所有) 直接 91.0	経営管理	増資の引受	3,204,985	-	-

（注）取引条件及び取引条件の決定方針等

- （１）シンガポール通貨庁（MAS）に対する当社からの保証状により、当該関連当事者の債務不履行等に関するMASへの損害等に対して保証しております。なお、債務総額は当該関連当事者の総運用資産額に応じて保証状にて定められております。
- （２）インド共和国における外国資本規制上の最低払込金額を満たすため、当社がDaiwa Asset Management(India)Private Limited社の行った増資を１株につき72円86銭で引き受けております。

当事業年度（自 平成23年 4 月 1 日 至 平成24年 3 月31日）

種類	会社等の 名称	所在地	資本金又は 出資金 (百万円)	事業の 内容	議決権等 の所有 (被所有) 割合 (%)	関連当事者 との関係	取引の内容	取引金額 (千円)	科目	期末残高 (千円)
子会社	Daiwa Asset Management (Singapore) Ltd.	Singapore	133	金融商品取引業	(所有) 直接100.0	経営管理	債務保証 (注)	1,372,770	-	-

取引条件及び取引条件の決定方針等

- （注）シンガポール通貨庁（MAS）に対する当社からの保証状により、当該関連当事者の債務不履行等に関するMASへの損害等に対して保証しております。なお、債務総額は当該関連当事者の総運用資産額に応じて保証状にて定められております。

（イ）財務諸表提出会社と同一の親会社をもつ会社

前事業年度（自 平成22年 4 月 1 日 至 平成23年 3 月31日）

種類	会社等の 名称	所在地	資本金 または 出資金 (百万円)	事業の 内容	議決権等 の所有 (被所有) 割合 (%)	関連当事者 との関係	取引の内容	取引金額 (千円)	科目	期末残高 (千円)
同一の親会社をもつ会社	大和証券㈱	東京都千代田区	100,000	金融商品取引業	-	証券投資信託受益証券の募集販売	証券投資信託の代行手数料	21,941,957	未払手数料	2,760,790
同一の親会社をもつ会社	大和証券キャピタル・マーケット㈱	東京都千代田区	255,700	金融商品取引業	-	証券投資信託受益証券の募集販売	証券投資信託の代行手数料	666,862	未払手数料	70,947
							為替予約	1,160,187	-	-

同一の親会社をもつ会社	(株)大和総研	東京都江東区	1,000	情報サービス業	-	ソフトウェアの開発	ソフトウェアの購入	1,085,626	未払費用	129,623
-------------	---------	--------	-------	---------	---	-----------	-----------	-----------	------	---------

（注）１．上記の金額のうち、取引金額には消費税等が含まれておらず、期末残高には消費税等が含まれております。

２．取引条件及び取引条件の決定方針等

（１）証券投資信託の代行手数料については、証券投資信託の信託約款に定める受益者が負担する信託報酬のうち、当社が受け取る委託者報酬から代理事務に係る手数料として代行手数料を兄弟会社に支払います。手数料率については、一般取引先に対する取引条件と同様に決定しております。

（２）為替予約取引の条件は、市場実勢を勘案して決定しております。

（３）ソフトウェアの購入については、市場の実勢価格を勘案して、その都度交渉の上、購入価格を決定しております。

当事業年度（自 平成23年４月１日 至 平成24年３月31日）

種類	会社等の名称	所在地	資本金または出資金 (百万円)	事業の内容	議決権等の所有 (被所有)割合 (%)	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額 (千円)	科目	期末残高 (千円)
同一の親会社をもつ会社	大和証券(株)	東京都千代田区	100,000	金融商品取引業	-	証券投資信託受益証券の募集販売	証券投資信託の代行手数料	19,792,278	未払手数料	2,376,978
同一の親会社をもつ会社	大和証券キャピタル・マーケット(株)	東京都千代田区	255,700	金融商品取引業	-	証券投資信託受益証券の募集販売	証券投資信託の代行手数料	595,391	未払手数料	76,686
同一の親会社をもつ会社	(株)大和総研ビジネス・イノベーション	東京都江東区	3,000	情報サービス業	-	ソフトウェアの開発	ソフトウェアの購入	1,233,996	未払費用	245,735

（注）１．上記の金額のうち、取引金額には消費税等が含まれておらず、期末残高には消費税等が含まれております。

２．取引条件及び取引条件の決定方針等

（１）証券投資信託の代行手数料については、証券投資信託の信託約款に定める受益者が負担する信託報酬のうち、当社が受け取る委託者報酬から代理事務に係る手数料として代行手数料を兄弟会社に支払います。手数料率については、一般取引先に対する取引条件と同様に決定しております。

（２）ソフトウェアの購入については、市場の実勢価格を勘案して、その都度交渉の上、購入価格を決定しております。

（３）大和証券株式会社及び大和証券キャピタル・マーケット株式会社は、平成24年４月１日をもって合併いたしました。

２．親会社に関する注記

(株)大和証券グループ本社（東京証券取引所、大阪証券取引所、名古屋証券取引所に上場）

（１株当たり情報）

前事業年度 (自 平成22年4月1日 至 平成23年3月31日)	当事業年度 (自 平成23年4月1日 至 平成24年3月31日)
1株当たり純資産額 14,146.05円 1株当たり当期純利益 3,529.09円	1株当たり純資産額 13,358.92円 1株当たり当期純利益 2,692.30円

(注) 1. 潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。

(注) 2. 1株当たり当期純利益金額の算定上の基礎は、以下の通りであります。

	前事業年度 (自 平成22年4月1日 至 平成23年3月31日)	当事業年度 (自 平成23年4月1日 至 平成24年3月31日)
当期純利益(千円)	9,205,730	7,022,948
普通株式の期中平均株式数(株)	2,608,525	2,608,525

(重要な後発事象)

該当事項はありません。

(追加情報)

前事業年度(自 平成22年4月1日 至 平成23年3月31日)

当社及び株式会社大和証券グループ本社(以下、総称して「大和証券グループ」)は、株式会社新生銀行傘下で、インド共和国においてアセットマネジメント事業を行っているShinsei Asset Management (India) Private Limited(以下、「SAMI」)及びShinsei Trustee Company (India) Private Limited(以下、「STC」)の全株式を株式会社新生銀行及びその他の株主から取得いたしました。

本件について、平成22年12月20日に買収手続きを完了した後、「SAMI」及び「STC」は、Daiwa Asset Management (India) Private Limited(以下、「DAMI」)及びDaiwa Trustee Company (India) Private Limited(以下、「DTC」)として商号を変更しました。その後、インドにおける外国資本規制上の最低払込金額を満たすために、平成23年1月31日に増資を行っております。「DAMI」及び「DTC」は大和証券グループの100%子会社であり、当社の取得原価、増資の引受、貸借対照表計上額並びに出資比率は下記のとおりであります。

(単位：千円)

	DAMI	DTC
取得原価	1,059,552	2,717
増資の引受	3,204,985	9,944
貸借対照表計上額(注) 関係会社株式	4,391,020	13,037
出資比率	91.0%	99.9%

(注) 取得付随費用を算入した後の金額になります。

当事業年度(自 平成23年4月1日 至 平成24年3月31日)

該当事項はありません。

4 【利害関係人との取引制限】

委託会社は、「金融商品取引法」の定めるところにより、利害関係人との取引について、次に掲げる行為が禁止されています。

自己又はその取締役若しくは執行役との間における取引を行なうことを内容とした運用を行なうこと（投資者の保護に欠け、若しくは取引の公正を害し、又は金融商品取引業の信用を失墜させるおそれがないものとして内閣府令で定めるものを除きます。）、

運用財産相互間において取引を行なうことを内容とした運用を行なうこと（投資者の保護に欠け、若しくは取引の公正を害し、又は金融商品取引業の信用を失墜させるおそれがないものとして内閣府令で定めるものを除きます。）、

通常取引の条件と異なる条件であって取引の公正を害するおそれのある条件で、委託会社の親法人等（委託会社の総株主等の議決権の過半数を保有していることその他の当該金融商品取引業者と密接な関係を有する法人その他の団体として政令で定める要件に該当する者をいいます。以下において同じ。）又は子法人等（委託会社が総株主等の議決権の過半数を保有していることその他の当該金融商品取引業者と密接な関係を有する法人その他の団体として政令で定める要件に該当する者をいいます。以下同じ。）と有価証券の売買その他の取引又は店頭デリバティブ取引を行なうこと。

委託会社の親法人等又は子法人等の利益を図るため、その行なう投資運用業に関して運用の方針、運用財産の額若しくは市場の状況に照らして不必要な取引を行なうことを内容とした運用を行なうこと。

上記に掲げるもののほか、委託会社の親法人等又は子法人等が関与する行為であって、投資者の保護に欠け、若しくは取引の公正を害し、又は金融商品取引業の信用を失墜させるおそれのあるものとして内閣府令で定める行為。

5 【その他】

a. 定款の変更、事業譲渡または事業譲受、出資の状況その他の重要事項

提出日前1年以内において、定款の変更、事業譲渡または事業譲受、出資の状況その他の重要事項に該当する事実はありません。

b. 訴訟事件その他委託会社に重要な影響を及ぼした事実または重要な影響を及ぼすことが予想される事実

提出日前1年以内において、訴訟事件その他委託会社に重要な影響を及ぼした事実または重要な影響を及ぼすことが予想される事実はありません。

第2 【その他の関係法人の概況】

1 【名称、資本金の額及び事業の内容】

(1) 受託会社

名称 株式会社りそな銀行

資本金の額 279,928百万円（平成24年3月末日現在）

事業の内容

銀行法に基づき銀行業を営むとともに、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律に基づき信託業務を営んでいます。

(2) 販売会社

名称 日の出証券株式会社

資本金の額 4,650百万円（平成24年3月末日現在）

事業の内容 金融商品取引法に定める第一種金融商品取引業を営んでいます。

2 【関係業務の概要】

受託会社は、信託契約の受託者であり、委託会社の指図に基づく信託財産の管理・処分、信託財産の計算等を行ないます。なお、外国における資産の保管は、その業務を行なうに十分な能力を有すると認められる外国の金融機関が行なう場合があります。

販売会社は、受益権の募集の取扱い、信託契約の一部解約に関する事務、収益分配金・償還金・一部解約金の支払いに関する事務等を行ないます。

3 【資本関係】

該当事項はありません。

< 再信託受託会社の概要 >

名称：日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社

資本金の額：51,000百万円（平成24年3月末日現在）

事業の内容：銀行法に基づき銀行業を営むとともに、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律に基づき信託業務を営んでいます。

再信託の目的：原信託契約にかかる信託事務の一部（信託財産の管理）を原信託受託会社から再信託受託会社（日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社）へ委託するため、原信託財産のすべてを再信託受託会社へ移管することを目的とします。

第3 【参考情報】

ファンドについては、当計算期間において以下の書類が関東財務局長に提出されております。

（提出年月日）	（書類名）
平成24年4月12日	有価証券届出書・同添付書類
平成24年5月17日	臨時報告書

独立監査人の監査報告書

平成24年9月7日

大和証券投資信託委託株式会社
取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人

指定有限責任社員 公認会計士 佐藤 茂 印
業務執行社員指定有限責任社員 公認会計士 久野 佳樹 印
業務執行社員

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられている新興国ソブリン・ブラジルリアルファンド（毎月決算型）（旧名称：新興国ソブリン・ファンド（通貨選択型）ブラジル・リアル・コース（毎月決算型））の平成24年2月7日から平成24年8月6日までの特定期間の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益及び剰余金計算書、注記表並びに附属明細表について監査を行った。

財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、財務諸表の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、新興国ソブリン・ブラジルリアルファンド（毎月決算型）（旧名称：新興国ソブリン・ファンド（通貨選択型）ブラジル・リアル・コース（毎月決算型））の平成24年8月6日現在の信託財産の状況及び同日をもって終了する特定期間の損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

大和証券投資信託委託株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

（注1） 上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。

（注2） 財務諸表の範囲にはXBRLデータ自体は含まれておりません。

[委託会社の監査報告書（当期）へ](#)

独立監査人の監査報告書

平成24年 5月25日

大和証券投資信託委託株式会社

取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	森 公高	印
--------------------	-------	------	---

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	貞廣 篤典	印
--------------------	-------	-------	---

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	内田 和男	印
--------------------	-------	-------	---

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「委託会社等の経理状況」に掲げられている大和証券投資信託委託株式会社の平成23年4月1日から平成24年3月31日までの第53期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、重要な会計方針及びその他の注記について監査を行った。

財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、財務諸表の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、大和証券投資信託委託株式会社の平成24年3月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

(注)上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。